

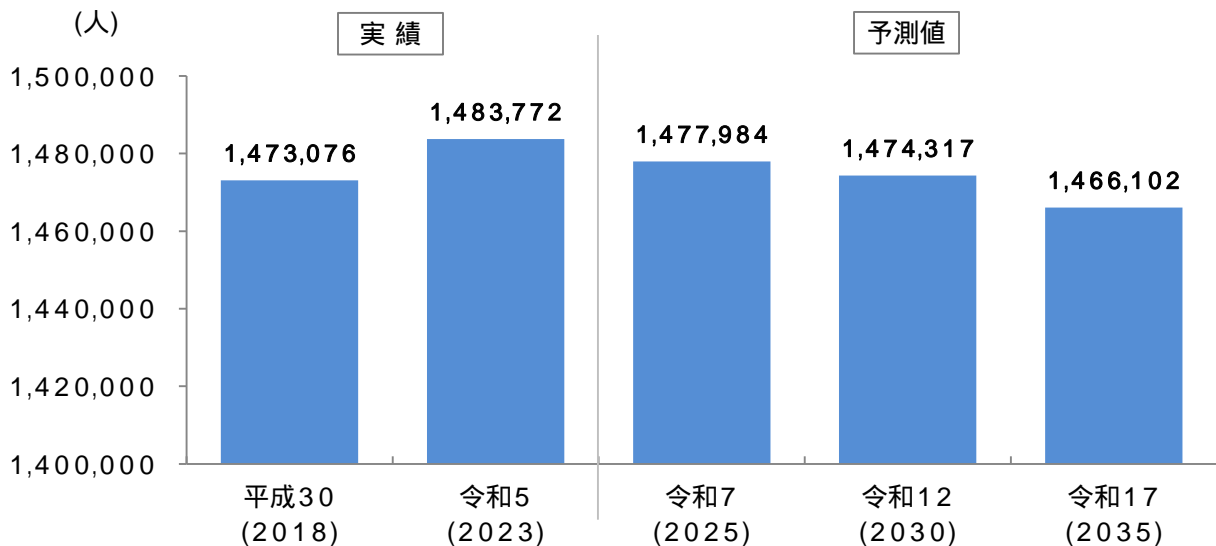
3. 廃棄物の排出量及び処理量の見込み

3.1 一般廃棄物の排出量及び処理量の将来予測

3.1.1 人口の将来予測

人口の将来予測については、国立社会保障・人口問題研究所による沖縄県下各市町村の将来予測人口を用いました。

本推計によると、本県全体では、今後ゆるやかに人口減少すると予測されていますが、中部ブロックのみ、微増する予想となっています(図 3.1、表 3.1)。



実績値 一般廃棄物処理事業実態調査(環境省) (住民基本台帳 各年10月1日人口)

予測値 国立社会保障・人口問題研究所 日本の地域別将来推計人口(令和5(2023)年推計)を基に、令和2(2020)年度における一般廃棄物処理事業実態調査結果(環境省)による人口との比率で補正した。

図 3.1 沖縄県人口の将来予測

表 3.1 ブロック別人口の将来予測

(単位：t/年)

年度 \ ブロック		北部	中部	南部	宮古	八重山	県合計
実績値	平成30(2018)	102,971	515,098	743,800	55,642	55,565	1,473,076
	令和5(2023)	102,338	522,291	746,403	56,704	56,036	1,483,772
予測値	令和7(2025)	101,379	523,231	741,957	55,985	55,432	1,477,984
	令和12(2030)	99,101	526,761	738,503	55,038	54,913	1,474,317
	令和17(2035)	96,617	528,258	732,702	54,136	54,390	1,466,102

実績値 一般廃棄物処理事業実態調査(環境省) (住民基本台帳 各年10月1日人口)

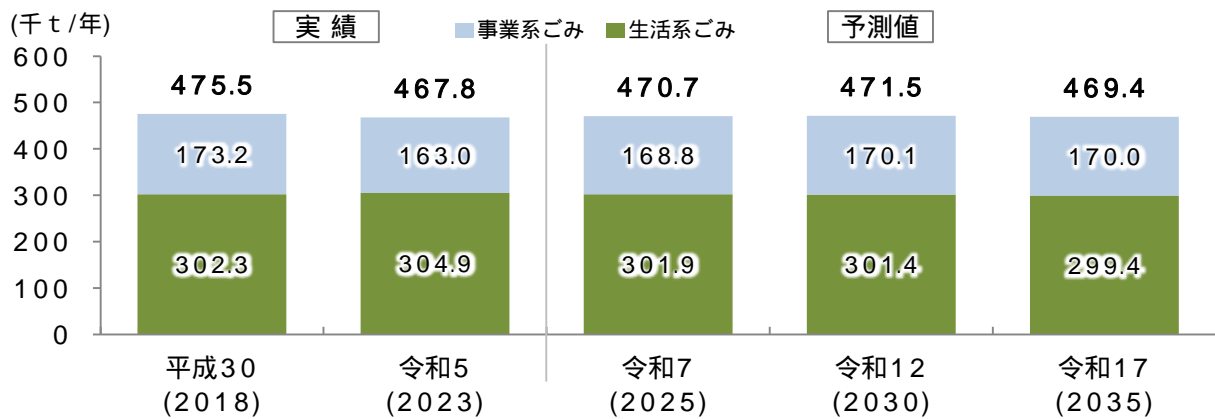
予測値 国立社会保障・人口問題研究所 日本の地域別将来推計人口(令和5(2023)年推計)を基に、令和2(2020)年度における一般廃棄物処理事業実態調査結果(環境省)による人口との比率で補正した。

3.1.2 ごみ排出量及び処理量の将来予測

(1) ごみ排出量の将来予測

ごみ排出量の将来予測について、平成 21 (2009) 年度～令和 5 (2023) 年度までの 15 年間のデータの推移トレンドから傾向線を求め、推計しました。なお、令和 2 (2020) 年度～令和 4 (2022) 年度までの期間のデータは新型コロナウイルス感染症の流行に伴い社会活動が大きな影響を受けたため、この間の排出量は異常値であると判断し、予測に用いるデータから除外しました。詳細な推計方法は付属資料に示します。

県民の生活スタイルや事業活動、市町村のごみ収集・処理体制が現状のまま続くと仮定すると、ごみ排出量は微増すると予測されます(図 3.2)。生活系ごみは南部ブロック、八重山ブロックを除き減少傾向になると予測されていますが、事業系ごみが南部ブロック、宮古ブロック、八重山ブロックで令和 7 (2025) 年度以降、増加傾向になると予想されており、これが全体のごみ排出量が微増傾向を示す要因となっています。



四捨五入の関係で合計と個々の値が一致しない場合がある

図 3.2 ごみ排出量の将来予測

表 3.2 ブロック別生活系ごみ排出量の将来予測

(単位：t/年)

年度	ブロック	北部	中部	南部	宮古	八重山	合計
実績値	平成 30(2018)	19,044	109,463	149,404	10,784	13,587	302,282
	令和 5 (2023)	19,627	110,243	148,851	13,272	12,863	304,856
予測値	令和 7 (2025)	18,227	109,426	147,576	13,101	13,558	301,888
	令和 12(2030)	17,462	109,252	148,651	12,534	13,509	301,408
	令和 17(2035)	16,533	107,562	149,886	11,984	13,440	299,405

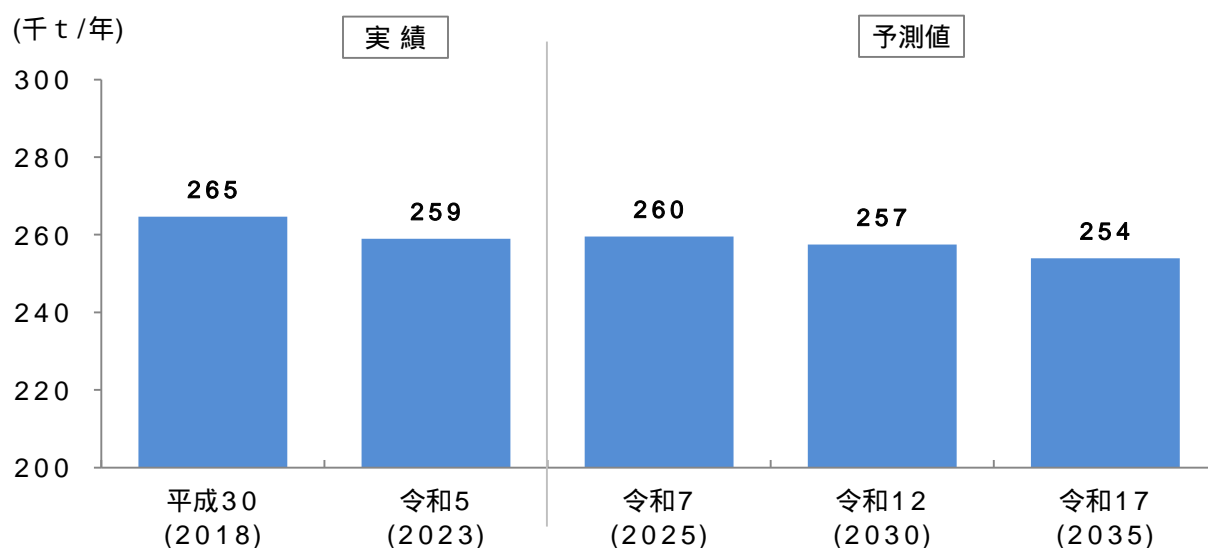
表 3.3 ブロック別事業系ごみ排出量の将来予測

(単位：t/年)

年度	ブロック	北部	中部	南部	宮古	八重山	合計
実績値	平成 30(2018)	15,608	57,523	80,506	8,087	11,488	173,212
	令和 5 (2023)	15,863	56,781	74,294	6,978	9,063	162,979
予測値	令和 7 (2025)	15,664	57,077	78,656	6,682	10,757	168,836
	令和 12(2030)	15,469	56,338	78,434	9,038	10,790	170,070
	令和 17(2035)	14,843	54,280	77,828	12,226	10,826	170,003

1 (2) 家庭系ごみ排出量の将来予測

2 家庭系ごみ排出量の将来予測についても、ごみ排出量の将来予測と同様の考え方に基づき、
 3 推計を行いました。なお、家庭系ごみとは、生活系ごみから、資源物（集団回収によるもの
 4 を含む）の排出量を差し引いたものであり、ごみ排出量の将来予測結果は以下のとおりです。
 5 県民の生活スタイルや事業活動、市町村のごみ収集・処理体制が現状のまま続くと仮定する
 6 と、ごみ排出量は微減すると予測されます(図 3.3)。



20 図 3.3 家庭系ごみ排出量の将来予測

21
22
23 表 3.4 ブロック別家庭系ごみ排出量の将来予測

(単位：t/年)

年度 \ ブロック		北部	中部	南部	宮古	八重山	県合計
実績値	平成 30(2018)	16,682	95,578	130,689	10,508	11,170	264,627
	令和 5 (2023)	16,987	91,863	127,453	12,263	10,434	259,000
予測値	令和 7 (2025)	16,177	92,763	126,860	12,643	11,089	259,532
	令和 12(2030)	15,716	91,527	126,549	12,638	11,049	257,479
	令和 17(2035)	15,116	89,075	126,183	12,596	10,969	253,940

25
26

1 (3) ごみ処理量の将来予測

2 ごみ処理量の将来予測は、各ブロックにおけるごみ排出量の予測値に現状(令和5(2023)

3 年度)のごみ排出量に対するごみ処理量の割合を乗じて算出しました。

4 ごみ処理量の将来予測値は、以下のとおりです。

5 表 3.5 ごみ処理量の将来予測

6 (単位：千t/年)

ブロック	年度(令和)	ごみ排出量	ごみ処理量					焼却処理量			最終処分量				中間処理後再生利用量					集団回収量
			直接焼却量	焼却以外の中間処理量	直接最終処分量	直接資源化量	合計	直接焼却量	焼却以外の中間処理後焼却量	合計	直接最終処分量	焼却残さ量	中間処理後埋立量	合計	飛灰の山元還元	溶融スラグ	焼却灰・飛灰のセメント原料化	その他	合計	
北部	7	33.9	29.7	1.6	0.5	2.2	34.0	29.7	0.1	29.8	0.5	2.6	0.1	3.2	0.0	0.0	0.0	1.0	1.0	0.0
	12	32.9	28.9	1.5	0.5	2.1	33.0	28.9	0.1	28.9	0.5	2.5	0.1	3.1	0.0	0.0	0.0	1.0	1.0	0.0
	17	31.4	27.5	1.4	0.5	2.0	31.4	27.5	0.1	27.6	0.5	2.4	0.1	3.0	0.0	0.0	0.0	0.9	0.9	0.0
中部	7	166.5	138.6	24.5	0.0	3.3	166.4	138.6	3.0	141.6	0.0	8.6	1.2	9.8	0.8	4.4	0.4	16.9	22.5	0.0
	12	165.6	137.8	24.4	0.0	3.3	165.5	137.8	3.0	140.8	0.0	8.6	1.1	9.7	0.8	4.4	0.4	16.8	22.4	0.0
	17	161.8	134.7	23.8	0.0	3.2	161.8	134.7	2.9	137.6	0.0	8.4	1.1	9.5	0.8	4.3	0.4	16.4	21.9	0.0
南部	7	226.2	192.1	23.9	1.1	8.6	225.6	192.1	5.6	197.7	1.1	9.1	0.2	10.4	0.1	5.3	3.4	17.3	26.1	0.1
	12	227.1	192.8	24.0	1.1	8.6	226.5	192.8	5.6	198.4	1.1	9.1	0.2	10.4	0.1	5.4	3.5	17.3	26.2	0.1
	17	227.7	193.3	24.0	1.1	8.7	227.1	193.3	5.6	199.0	1.1	9.2	0.2	10.4	0.1	5.4	3.5	17.4	26.3	0.1
宮古	7	19.8	16.2	3.6	0.0	0.0	19.8	16.2	0.8	16.9	0.0	2.1	0.0	2.1	0.0	0.0	0.0	2.4	2.4	0.0
	12	21.6	17.6	3.9	0.0	0.0	21.6	17.6	0.8	18.5	0.0	2.2	0.0	2.2	0.0	0.0	0.0	2.6	2.6	0.0
	17	24.2	19.8	4.4	0.0	0.0	24.2	19.8	0.9	20.7	0.0	2.5	0.0	2.5	0.0	0.0	0.0	2.9	2.9	0.0
八重山	7	24.3	18.1	6.0	0.0	0.1	24.3	18.1	0.1	18.2	0.0	1.1	1.9	2.9	0.0	0.0	0.0	3.8	3.8	0.0
	12	24.3	18.1	6.0	0.0	0.1	24.3	18.1	0.1	18.2	0.0	1.1	1.9	2.9	0.0	0.0	0.0	3.8	3.8	0.0
	17	24.3	18.1	6.0	0.0	0.1	24.3	18.1	0.1	18.2	0.0	1.1	1.9	2.9	0.0	0.0	0.0	3.7	3.7	0.0
合計	7	470.7	394.7	59.6	1.6	14.2	470.1	394.7	9.5	404.2	1.6	23.5	3.3	28.4	0.9	9.8	3.8	41.3	55.8	0.1
	12	471.5	395.3	59.8	1.6	14.2	470.9	395.3	9.6	404.8	1.6	23.6	3.3	28.5	0.9	9.8	3.8	41.5	55.9	0.1
	17	469.4	393.5	59.7	1.6	14.1	468.8	393.5	9.6	403.1	1.6	23.6	3.3	28.4	0.8	9.7	3.8	41.4	55.8	0.1

7 備考： ごみ排出量 = 直接焼却量 + 焼却以外の中間処理量 + 直接最終処分量 + 直接資源化量 + 集団回収量

8 直接焼却量：焼却施設に直接搬入され焼却された量

9 焼却以外の中間処理量：リサイクルセンター等リサイクル関連施設での処理量

10 直接最終処分量：収集等した後、最終処分場に直接搬入され、なにも処理されることなく埋め立てられた量

11 直接資源化量：収集等した後、市町村の処理施設で処理を行わず、そのまま再資源化業者等へ引き渡した資源量

12 古紙類が代表的な例

13 焼却以外の中間処理後焼却量：焼却以外の中間処理を行ったあと生じた残さのうち、焼却された量

14 焼却残さ量：焼却施設から排出され埋め立てられた焼却灰・ばいじんの量

15 中間処理後埋立：焼却以外の中間処理を行ったあと生じた残さのうち、埋め立てられた量

16 飛灰の山元還元：飛灰に含まれる希少金属等を回収するために資源として利用された量

17 溶融スラグ：焼却灰・飛灰を高温(1,200~1,400)で溶融・冷却し、ガラス質のスラグとして土木資材(コンクリート骨材

18 等)等に利用された量

19 焼却灰・飛灰のセメント原料化：焼却灰・飛灰をセメント原料として利用された量

20 その他：直接焼却以外の中間処理により回収された資源量

21 集団回収量：公民館や子供会など地域団体が主体となって行う資源回収活動により回収された資源量

22 ここで計上されている値は、市町村が把握している量

23 四捨五入の関係で合計と個々の値が一致しない場合がある。

1
2 3.1.3 し尿発生量及び処理量の将来予測

3 (1) 生活排水処理人口の将来予測

4 生活排水処理人口の将来予測については、平成 21 (2009) 年度～令和 5 (2023) 年度まで
5 の 15 年間のデータの推移トレンドから傾向線を求め、推計しました。なお、推計結果の総人
6 口が、人口の将来予測の数値と一致するよう、推計結果を補正しました。

7 生活排水処理人口の将来予測結果は、以下に示すとおりです。

8 公共下水道の整備や合併処理浄化槽の普及促進により、水洗化率及び汚水衛生処理率は向
9 上するものと予測されます(表 3.7)。

11 表 3.6 生活排水処理人口の将来予測

12 (単位：千人)

人口	年度	令和 5 (2023) (実績)	令和 7 (2025)	令和 12 (2030)	令和 17 (2035)
総人口		1,483.8	1,478.0	1,474.3	1,466.1
水洗化・生活雑排水処理人口		1,223.4	1,212.4	1,242.1	1,263.7
公共下水道人口		1,019.9	1,029.0	1,080.8	1,132.9
合併処理浄化槽人口		203.5	183.4	161.4	130.8
水洗化・生活雑排水未処理人口		197.8	202.1	177.7	156.8
単独浄化槽人口		197.8	202.1	177.7	156.8
非水洗化人口		62.5	63.5	54.4	45.7
計画収集人口		62.5	63.5	54.4	45.7
自家処理人口		0.02	0.02	0.01	0.01

13 実績値 一般廃棄物処理事業実態調査(環境省)

14 予測値 一般廃棄物処理事業実態調査(環境省)の実績値をもとに個々の項目をトレンド予測した。

15 四捨五入の関係で合計と個々の値が一致しない場合がある。

16
17 表 3.7 水洗化率・汚水衛生処理率の将来予測

18 (単位：%)

区分	年度	令和 5 (2023) (実績)	令和 7 (2025)	令和 12 (2030)	令和 17 (2035)
水洗化率		95.8	95.7	96.3	96.9
汚水衛生処理率		82.5	82.0	84.3	86.2

19 四捨五入の関係で合計と個々の値が一致しない場合がある。

1 3.2 産業廃棄物の排出量及び処理量の将来予測

2 産業廃棄物の排出量及び処理量の将来予測は、「令和6(2024)年度沖縄県産業廃棄物実態調査
3 報告書」の予測結果(業種ごとのトレンド予測)を用いています。

4
5 3.2.1 排出量の将来予測

6 (1) 業種別排出量の将来予測

7 産業廃棄物の排出量は、令和12(2030)年度が178万6千t(令和5(2023)年度の2.8%増)、
8 令和17(2035)年度が181万5千t(同4.5%増)と増加傾向で推移するものと予測されます
9 (表3.8)。

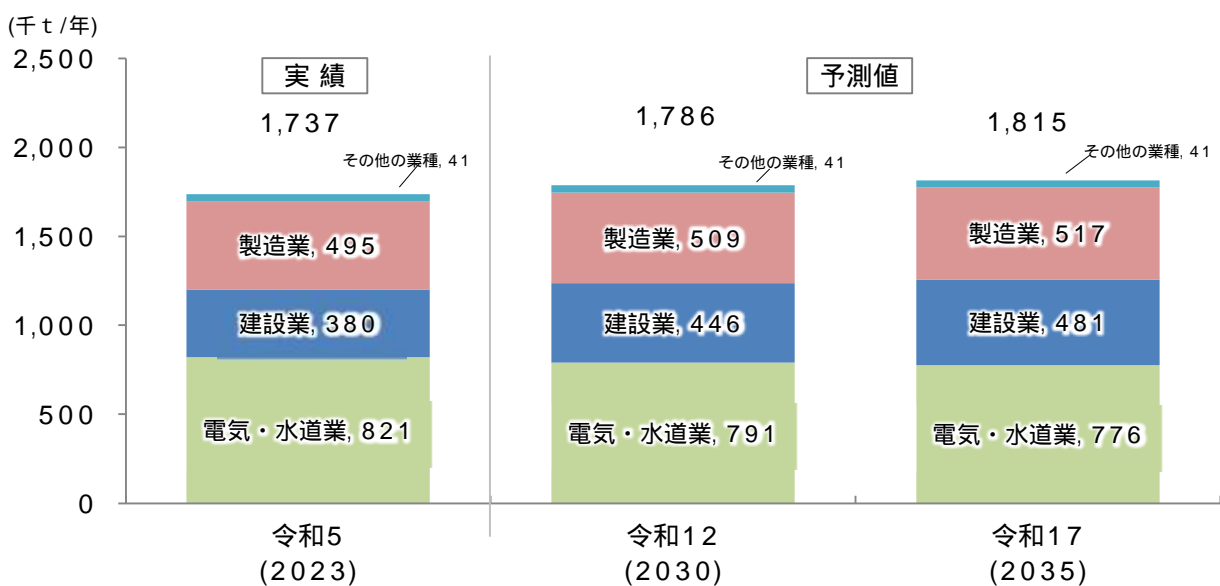
10 これを業種別にみると、電気・水道業は減少傾向にありますが、建設業・製造業は増加傾
11 向にあります。その他の業種については、横ばいで推移する予測結果となっています(表
12 3.8)。

13 表 3.8 業種別排出量の将来予測

14 (単位：千t)

業種	実績		予測値			
	令和5(2023)年度		令和12(2030)年度		令和17(2035)年度	
	排出量	構成比(%)	排出量	構成比(%)	排出量	構成比(%)
電気・水道業	821	47.3	791	44.3	776	42.8
建設業	380	21.9	446	25.0	481	26.5
製造業	495	28.5	509	28.5	517	28.5
その他の業種	41	2.4	41	2.3	41	2.3
合計	1,737	100.0	1,786	100.0	1,815	100.0

15 四捨五入の関係で合計と個々の計が一致しない場合がある。



29 図 3.4 業種別排出量の将来予測

1 (2) 種類別排出量の将来予測

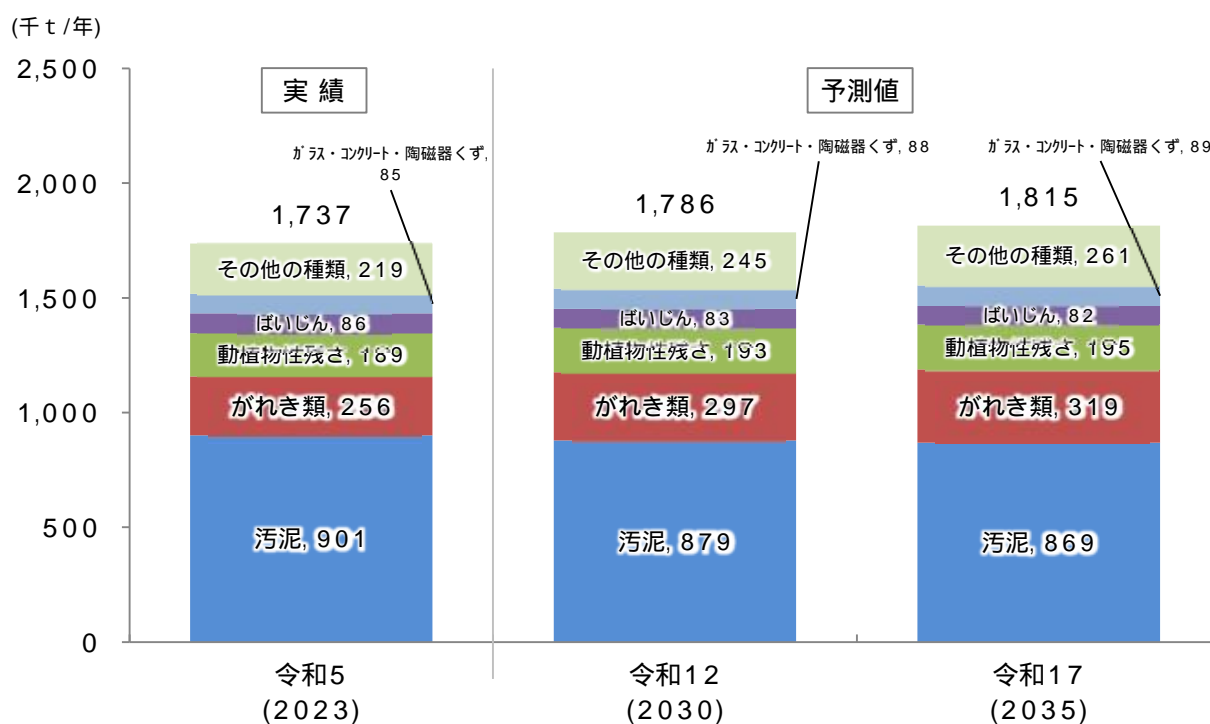
2 種類別排出量の将来予測では、排出量の多い上位種類のうち、がれき類(主に建設業)、動
 3 植物性残さ(主に食料品製造業)は増加傾向にあり、汚泥(主に下水道業)、ばいじん(主に電
 4 気業)は減少すると予測されます(表 3.9)。

6 表 3.9 種類別排出量の将来予測

7 (単位：千 t)

種類	実績		予測値			
	令和 5 (2023) 年度		令和 12 (2030) 年度		令和 17 (2035) 年度	
		構成比 (%)		構成比 (%)		構成比 (%)
汚泥	901	51.9	879	49.2	869	47.9
がれき類	256	14.7	297	16.6	319	17.6
動植物性残さ	189	10.9	193	10.8	195	10.7
ばいじん	86	5.0	83	4.6	82	4.5
ガラス・コンクリート・陶磁器くず	85	4.9	88	4.9	89	4.9
その他の種類	219	12.6	245	13.7	261	14.4
合計	1,737	100.0	1,786	100.0	1,815	100.0

8 四捨五入の関係で合計と個々の計が一致しない場合がある。



10 図 3.5 種類別排出量の将来予測

1 (3) 地域別排出量の将来予測

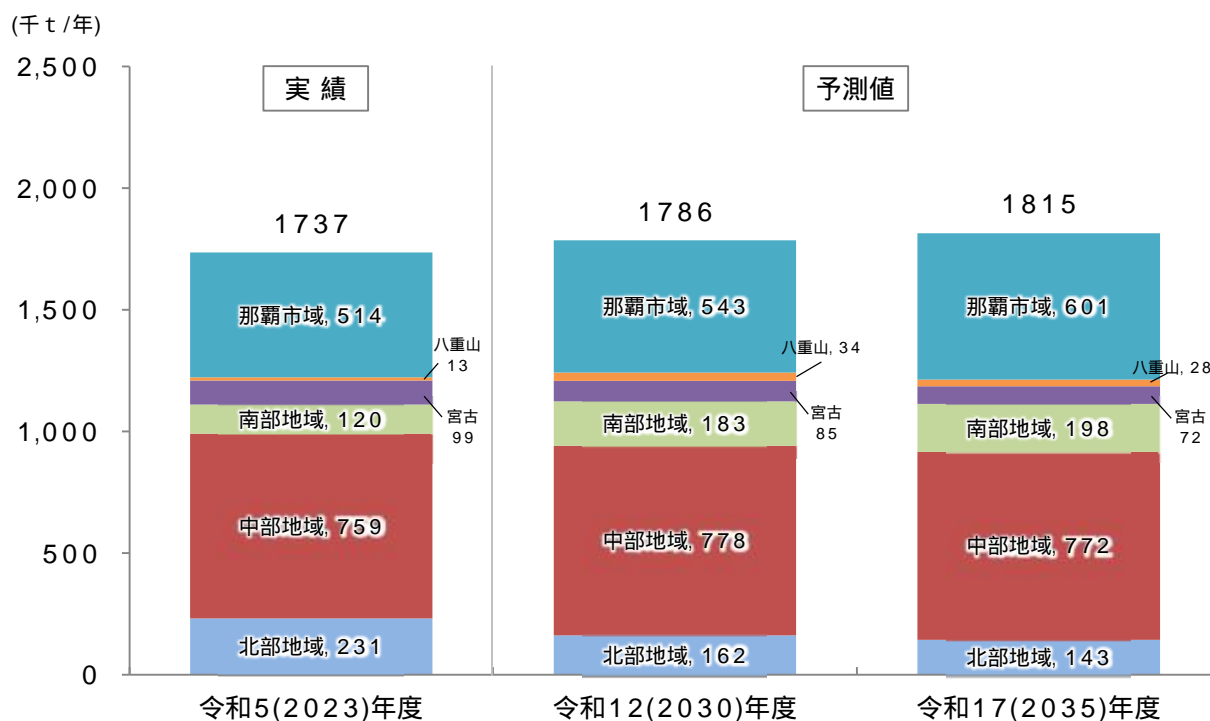
2 排出量を地域別にみると、南部地域及び那覇市域は増加傾向にあります。一方、北部地域
3 及び宮古地域は減少傾向にあります。中部地域及び八重山地域は令和 12(2030)年度に増加し
4 た後、令和 17(2035)年度に減少する予測となっています (表 3.10)。

6 表 3.10 地域別排出量の将来予測

7 (単位：千 t)

地域	実績		予測値			
	令和 5 (2023)年度		令和 12(2030)年度		令和 17(2035)年度	
		構成比(%)		構成比(%)		構成比(%)
北部地域	231	13.3	162	9.1	143	7.9
中部地域	759	43.7	778	43.6	772	42.5
南部地域	120	6.9	183	10.3	198	10.9
宮古地域	99	5.7	85	4.8	72	4.0
八重山地域	13	0.7	34	1.9	28	1.6
那覇市域	514	29.6	543	30.4	601	33.1
合計	1,737	100.0	1,786	100.0	1,815	100.0

8 四捨五入の関係で合計と個々の計が一致しない場合がある。



10 図 3.6 地域別排出量の将来予測

1 3.2.2 処理量の将来予測

2 処理量の将来予測については、排出事業者や処理業者等による減量化・リサイクルの取組が
3 現状(令和元(2019)年度)のまま今後も変わらないと仮定して推計を行いました。

4 その結果、令和 12(2030)年度の再生利用量は構成比で 49.5%(令和 5 (2023)年度に比べ 2.0
5 ポイント増)、中間処理による減量化量は同 44.5%(同 2.3 ポイント減)、最終処分量は同
6 5.9%(同 0.3 ポイント増)で推移するものと予測されます(表 3.11)。

7

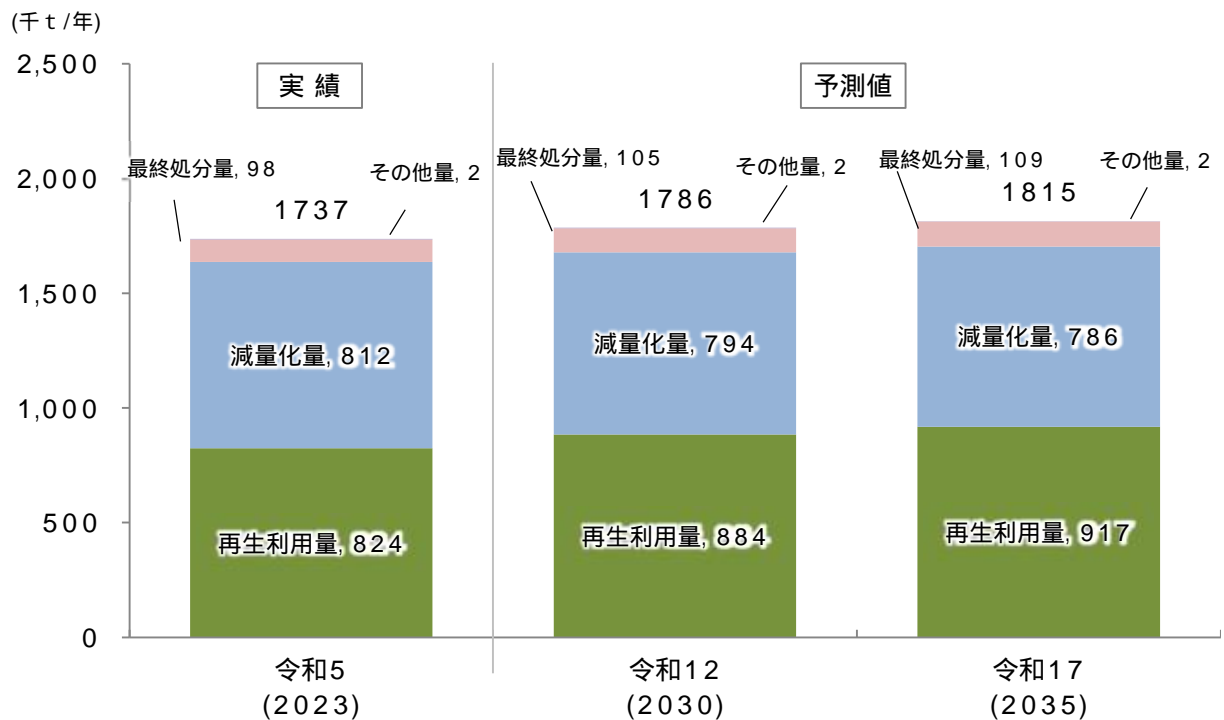
8 表 3.11 処理量の将来予測

9 (単位：千 t)

区分	実績		予測値			
	令和 5 (2023)年度		令和 12(2030)年度		令和 17(2035)年度	
		構成比(%)		構成比(%)		構成比(%)
排出量	1,737	100.0	1,786	100.0	1,815	100.0
再生利用量	824	47.5	884	49.5	917	50.5
減量化量	812	46.8	794	44.5	786	43.4
最終処分量	98	5.6	105	5.9	109	6.0
その他量	2	0.1	2	0.1	2	0.1

10 四捨五入の関係で合計と個々の計が一致しない場合がある。

11



12

13

図 3.7 処理量の将来予測

4. 循環経済促進のための目標設定

4.1 循環経済促進に向けた考え方

4.1.1 本県の資源循環の状況

○循環型社会の構築には、どれだけの資源を消費し、廃棄しているかという本県の経済社会におけるものの流れを的確に把握することが必要となります。物質循環フローは、前述した一般廃棄物(ごみ、し尿)及び産業廃棄物等(有償物量を含む)の現状をもとに、令和5(2023)年度における「ものの流れ」を重量単位で捉えたものです。

○図4.1に示した令和5(2023)年度の本県の物質循環フローは、輸入または県外からの移入資源等が1,704万8千t、県内で採取された資源が473万4千tとなっており、両者を合わせた天然資源等投入量は2,178万2千tとなっています。廃棄物等の循環利用量(245万6千t)を合わせた総物質投入量は2,423万8千tとなっています。

○図4.2に示した令和元(2019)年度と比較すると、天然資源等投入量や総物質投入量は減少している一方で、循環利用量はやや増加しています。出口側については、移輸出量が増加している一方で、エネルギー消費及び工業プロセス排出が減少しています。また、廃棄物発生量及び減量化量がやや減少しています。

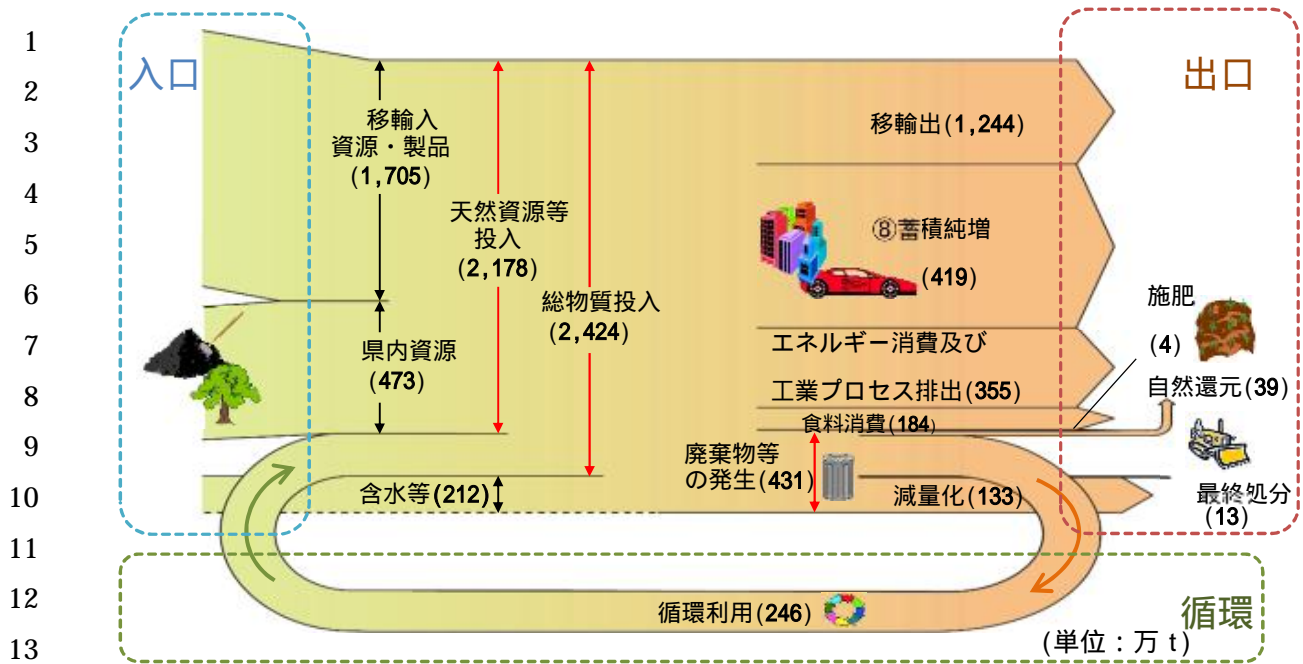
○表4.1に示した本県の入口側の循環利用率(1)10.1%は、令和元(2019)年度の8.9%から増加していますが、全国平均の16.3%を下まわっています。出口側の循環率用率(2)57.0%は、令和元(2019)年度の56.1%から増加しており、全国平均の43.2%を上回っています。資源生産性(3)については、令和5(2023)年度は22.0万円/tであり、令和元(2019)年度の18.1万円/tから向上しているものの、全国平均の48.8万円/tには到達していませんでした。

○天然資源の消費が抑制され、環境への負荷をできる限り低減させる持続可能な循環型社会を形成するためには、物質フロー全体の中で資源投入量を減少させるとともに、循環利用量の増大を図ることで最終処分量の減少につなげ、結果的に資源生産性の向上を図る必要があります。

1 入口側の循環利用率とは、経済社会に投入されるものの全体量のうち循環利用量(再使用・再生利用量)の占める割合を表す指標であり、資源の有効利用、天然資源への依存度低減、最終処分量等の削減等の観点から、原則的には増加が望まれるものです。

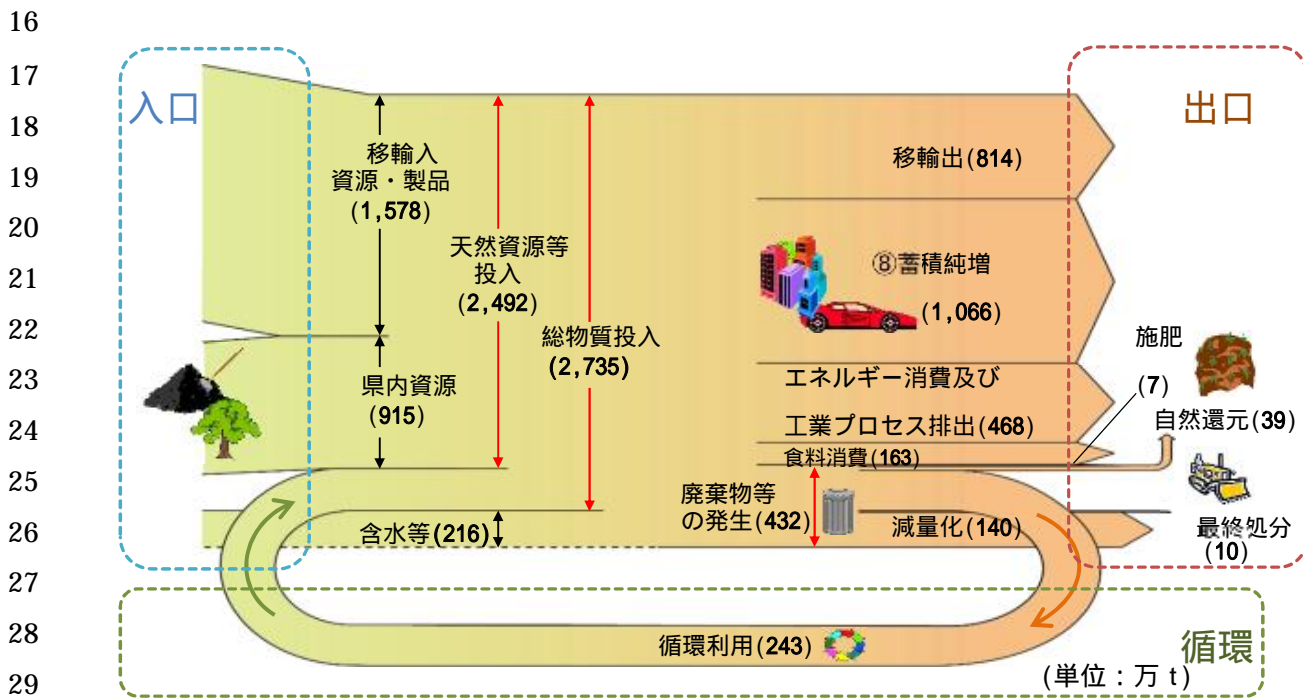
2 出口側の循環利用率とは、廃棄物等の発生量のうち循環利用量(再使用・再生利用量)の占める割合を表す指標であり、入口側の循環利用率と同様の理由から原則的には増加が望まれるものです。

3 資源生産性とは、産業や人々の生活がいかにものを有効に利用しているかを総合的に表す指標であり、より少ない投入量で効率的に経済効果を生み出すことが望まれるものです。



四捨五入の関係で入口と出口の合計は一致しない。

図 4.1 沖縄県の物質循環フロー(令和5(2023)年度)



四捨五入の関係で入口と出口の合計は一致しない。

図 4.2 沖縄県の物質循環フロー(令和元(2019)年度)

1

表 4.1 循環利用率と資源生産性

	沖縄県		全国値
	令和元(2019)年度	令和5(2023)年度	令和4(2022)年度
入口側の循環利用率[' / ' × 100]	8.9%	10.1%	16.3%
出口側の循環利用率[' / ' × 100]	56.1%	57.0%	43.2%
廃棄物等発生率 [' / ' × 100]	15.8%	17.8%	37.7%
循環利用量 [']	242 万 t	246 万 t	22,600 万 t
廃棄物等量 [']	432 万 t	431 万 t	52,300 万 t
総物質投入量 [']	2,735 万 t	2,424 万 t	138,800 万 t
資源生産性 [' / ' × 100]	18.1 万円 / t	22.0 万円 / t	48.8 万円 / t
県内(国内)総生産 [']	45,056 億円	47,867 億円	5,672,689 億円
天然資源等投入量 [']	2,492 万 t	2,178 万 t	116,200 万 t

2

表 4.2 物質フローを構成する各項目

項目		解説
入口	総物質投入	「天然資源等投入」と「循環利用」の和。
	天然資源等投入	県内資源量と移輸入量の和。
	県内資源	県内で採取される資源量。
	移輸入	県内に移輸入される資源量及び製品量。
	含水等	<ul style="list-style-type: none"> ・天然資源等投入には含まれないが、廃棄物等の発生量に含まれる水分量。 ・経済活動に伴う土砂等の随伴投入量(鉱業、建設業、上水道業の汚泥及び鉱業の鉱さい)。 ・工業プロセスで取り込まれ工業製品等の一部となる空気量。
循環	循環利用	再生利用する量(自然還元は除く)
出口	移輸出	県外に移輸出される資源量及び製品量。
	蓄積純増	土木構造物、建築物、耐久財など、すぐには棄てられず経済活動の中に蓄積するものについて、ある年に新たに蓄積したものから、同年に廃棄または解体されて廃棄物等となったものを差し引いた量。
	エネルギー消費及び工業プロセス排出	<ul style="list-style-type: none"> ・化石資源やバイオマス資源(廃棄物等を除く。)がエネルギーとして利用されて排ガスや排水になった量。 ・鉄鉱石中の酸化鉄から還元される酸素、石灰石から分離する二酸化炭素など、工業プロセスでの物質変化に伴い排出されるものの量。
	食料消費	人の食料や家畜の餌のうち、直接あるいは取り込まれたのちに廃棄物等となるものを差し引いた量。
	施肥	農地に散布した肥料の量。
	廃棄物等の発生	廃棄物等の発生量。
		自然還元
	減量化	廃棄物を処理する目的で中間処理により減量化した量。したがって、廃棄物を廃棄物発電付き施設で燃焼して減量化された分は、エネルギー消費ではなくこの項目に含まれる。

3

1 4.1.2 循環経済促進のための基本的な考え方

2 ○第六期計画では、将来的に目指す姿として「循環共生社会の形成による持続可能な沖縄」の
3 構築に向けて「循環経済の促進」を掲げ、それを実現するための5つの基本方針に基づき、
4 施策を展開します。

5
6 ○循環経済とは、これまでの3Rの取組をさらに発展させ、経済活動の視点を加えることで、
7 一方通行型の線形経済から、持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する循環経済
8 (サーキュラーエコノミー)への移行を通して、循環した資源・製品の価値の最大化、資源
9 消費の最小化、廃棄物の発生抑制等を拡大していくことで、経済社会システムそのものを循
10 環型に変えるという考え方です。

11
12 ○具体的には、資源投入時から製品の廃棄段階に至るまで、製品のライフサイクル全体での効
13 率的な利用を図ることになります。製品の投入段階では、可能な限り天然資源の投入を減ら
14 し効率的な利用を図り、製品の使用段階では、製品に使用されている資源を循環的に利用す
15 るとともに、製品の付加価値を高め、そして、廃棄段階では、適正処理が確保される必要が
16 あります。

17
18 ○そのため、県民、事業者、行政をはじめとした様々な主体がこの考え方を意識した上でそれ
19 ぞれの役割に応じた取組を推進していく必要があります。県民においては、これまでの3R
20 の取組に加え、製品のライフサイクルを意識した選択を行うこと、事業者においては、廃棄
21 物に関わる事業者のみならず、製品の製造段階や流過程に関わる事業者による創意工夫と
22 効率化を行うこと、行政においては公共事業やオフィス業務等の自らの事業活動の見直しに
23 加え、経済社会システムの転換に向けて積極的な普及啓発活動を行っていく必要があります。

24
25 ○5つの基本方針について、次のページに記載するとともに、施策の詳細については、第5章
26 に記載しています。



27
28 図 4.3 循環経済のイメージ

1 4.1.3 循環経済の促進に向けた5つの基本方針

2 (1) 本県独自の資源循環の確立の方向性

- 3 ・本県の地域の実情に合わせた排出抑制や資源循環を目指し、プラスチック等の資源循環を
4 目指したモデル事業を実施するとともに、容器包装や家電等の各種リサイクル法を推進し
5 ます。また、関係機関と連携し、下水汚泥や家畜排せつ物等のバイオマスの利活用を促進
6 します。
- 7 ・新型コロナウイルス感染症による行動制限が緩和された令和4(2022)年度以降から観光
8 客数の増加が続いていることから、観光産業における食品リサイクルの推進や使い捨て容
9 器包装等の削減、代替プラスチック製品への転換などを通して島しょ型プラスチック資源
10 循環社会に向けて取組を推進します。
- 11 ・これまで取り組んできた3Rの推進活動を継続するとともに、Renewable(再生可能な資
12 源の利用)の概念を追加した3R+Renewableを推進するため、県民、事業者、市町村及
13 び県が一体となって各種啓発活動、環境教育及び事業者間の連携の強化を図っていきます。
- 14 ・経済的手法を活用した減量化の方策として、平成18(2006)年度から導入している産業廃
15 棄物税について、導入前との比較において排出抑制や最終処分量の減少に一定の効果が得
16 られていることから、引き続き同制度を継続するとともに、市町村におけるごみ処理の有料
17 化を促していきます。

18 (2) 持続可能な廃棄物処理体制の方向性

- 19 ・一般廃棄物の適正処理だけでなく再使用、再生利用、熱回収(サーマルリサイクル)を担
20 い、災害時には災害廃棄物の処理を担う重要な施設である一般廃棄物処理施設の整備、長
21 寿命化の促進等を図ります。また、産業廃棄物についても県内における適正処理体制を確
22 保するため、事業者によるリサイクルを行う中間処理施設や管理型最終処分場の整備、延
23 命化等を促進します。
- 24 ・離島市町村においては、廃棄物の処理・リサイクルに海上輸送を伴うことから、本島市町
25 村に比べ、ごみ処理経費が高い状況にあります。そのため、島外処理が必要な資源物等に
26 ついては定期航路を活用した広域処理の検討を促すとともに、それ以外の廃棄物につ
27 いては、島内における循環利用に向けた検討を促し、県においてはその情報提供を行います。
28 また、島内に処理を担う事業者が不在のため、市町村が処理せざるえない産業廃棄物につ
29 いては一般廃棄物との「あわせ処理」を推進します。
- 30 ・近年、廃棄物分野においてもIT技術の導入が進められており、他県では廃棄物収集車両
31 の配車やルート設定等に活用されている事例が見られます。優良事例の周知や事業費の助
32 成を通して、市町村や事業者の最新技術の導入支援を行うことで、廃棄物発生量の減少や
33 付加価値の増加を図る必要があります。

1 (3) 適正処理の確保と徹底

- 2 ・産業廃棄物の処理は、排出事業者処理責任のもと、排出事業者自ら、マニフェスト等によ
3 り処理の流れを把握・管理し、適正に行わなければなりません。処理業者は、法令を遵守
4 し、地域住民の信頼を得られるよう安全で安心できる処理施設の確保と維持管理に努める
5 必要があります。
- 6 ・そのため、県は事業者、処理業者などに対し、各種研修会の開催や啓発活動により廃棄物
7 処理に関する規則や基準等の周知を図るとともに不法投棄等の防止対策を強化します。不
8 適正処理が行われた場合、法令に基づき迅速かつ厳正に対処していきます。
- 9 ・近年、火災事故が多発しているリチウム蓄電池の取扱いについて、国の対応に注視しつつ
10 市町村における分別収集の促進や情報把握等に努めます。また、引き続き、感染性廃棄物、
11 廃石綿等、PCB廃棄物等の特別管理産業廃棄物の適正処理に関する周知、指導等を徹底
12 していきます。

13
14 (4) 不確定要因を含む廃棄物に対する対応

- 15 ・急拡大する感染症の発生や災害の発生、また、海岸漂着物など、廃棄物の処理に際し不確
16 定要因により処理が滞る懸念があります。このため、市町村、一般廃棄物処理業者、産業
17 廃棄物処理業者、医療関係機関及び関連団体との連絡体制を定めるなど連携を強化し、不
18 測の事態に備えます。
- 19 ・災害時に発生する災害廃棄物については、平成 29(2017)年 3 月策定の「災害廃棄物処理計
20 画」の適宜見直しを図り、県内市町村の災害廃棄物処理計画の策定支援や研修による人材
21 育成を図ります。
- 22 ・本県に点在する米軍基地から排出される廃棄物は、主に民間処理業者によって収集運搬や
23 処分が行われています。在沖米軍及び関係機関との連絡体制を構築し、情報・意見交換に
24 努めるほか、基地内にある廃棄物等について適正な処理が為されるよう、渉外知事会等
25 を通じて在沖米軍基地及び国等に対し求めていきます。

26
27 (5) ごみ処理広域化・集約化

- 28 ・国は、3R推進によるごみ排出量の着実な減少に加え、将来の人口減少の進行により、今
29 後、さらにごみ排出量は減少するとしており、老朽化した社会資本の維持管理・更新コス
30 トの増大や地域における廃棄物処理の非効率化が懸念されるとしています。
- 31 ・将来にわたり持続可能な廃棄物の適正処理体制を確保するためには、現状及び将来の社会
32 情勢等を踏まえ、中長期的な視点で、安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の在り方を検討
33 することが必要であり、本県においても、本計画の中に「ごみ処理の広域化・集約化計画」
34 を併せて策定します。
- 35 ・本県の地域ごとの現状や特性を踏まえ、各地域に適したごみ処理の広域化・集約化を推進
36 します。これにより、現状では 25 箇所ある廃棄物処理施設を、将来的には 12 箇所まで集
37 約化し、スケールメリットを活かした安定的かつ効率的な廃棄物処理の実現を目指します。

4.2 循環経済促進のための目標

4.2.1 一般廃棄物の量的目標

一般廃棄物処理の目標については、国の基本方針（廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針；以下同様）や第五期計画の目標の達成状況、今後の市町村による容器包装リサイクル分別収集計画、施設整備による効果等を総合的に検討して、以下のように設定しました。

< 第六期計画目標(令和 12(2030)年度) >

排出量を現状(令和 5 (2023)年度)に対し、5.6% (26 千 t) 削減します。

1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量を現状(令和 5 (2023)年度) に対し、5.5% (26g) 削減します。

再生利用量を排出量の 22.0%とします。

最終処分量を排出量の 4.9%とします。

表 4.3 一般廃棄物量的目標値

項目	年度	令和 12(2030)年度		【参考】第 5 期計画		
		実績	予測値	目標値	目標値	結果
人口 (千人)		1,484	1,474			
排出量 (千 t)		468 (861g/人・日)	472 (876g/人・日)	442 (822g/人・日) (26 千 t・5.6%)	428 (786g/人・日)	×
1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量(g/人・日)		477	478	451 (26 g・5.5%)	489	○
再生利用量 (%)		14.9 (69.5 千 t)	14.9 (74 千 t)	22.0 (97.2 千 t)	22.0 (94.0 千 t)	×
最終処分量 (%)		6.0 (28.2 千 t)	6.0 (28.5 千 t)	4.9 (21.7 千 t)	4.9 (21 千 t)	×

1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量 = (「生活系ごみ」 - 「集団回収量」 - 「計画収集量のうちの資源ごみ」 - 「直接搬入量のうちの資源ごみ」) ÷ 総人口(外国人を含む) ÷ 365 日(令和元(2019)年度は 366 日)

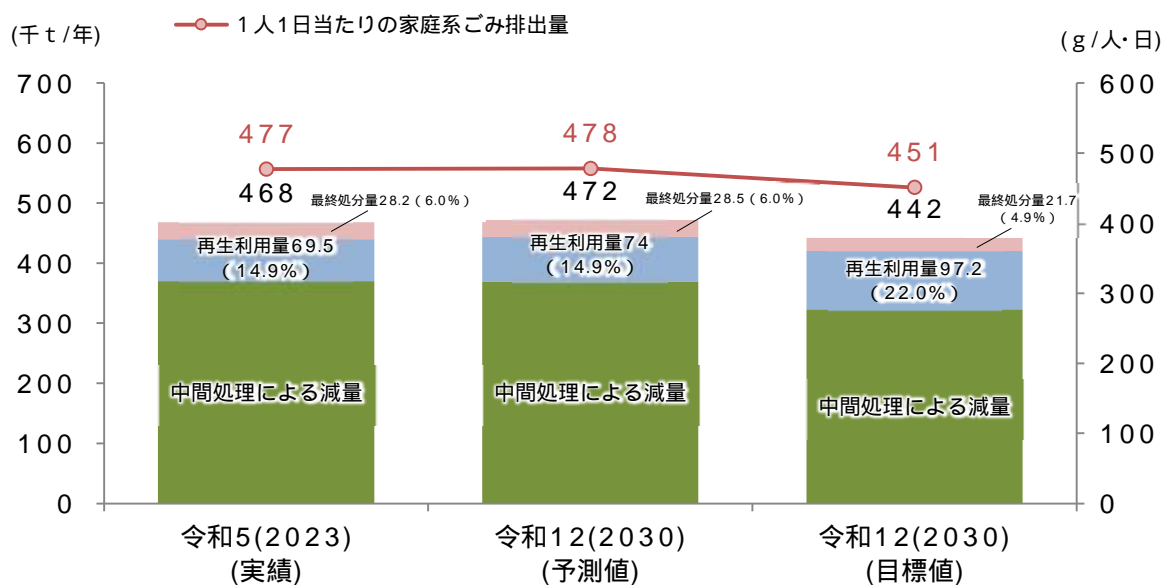


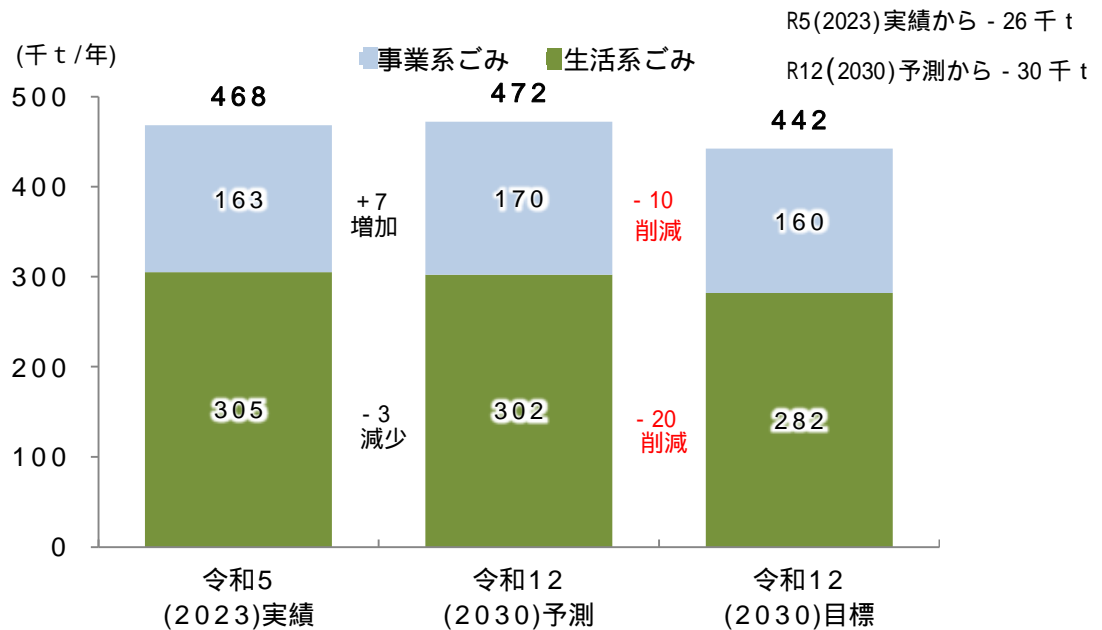
図 4.4 一般廃棄物量的目標値

1 【第六期計画目標設定(令和12(2030)年度)の考え方】

2 排出量：現状(令和5(2023)年度)に対し、5.6%(26千t)削減

3 第五期計画の期間内において、本県は、人口が約5千人増加したなか、基準年(令和
4 元(2019)年度)から13千トンの減と順調に減少している状況にあります。現状(令和
5 5(2023)年度)では前計画の目標を達成していない状況となっています。次期計画では、
6 令和12(2030)年度には人口が約9千人減少する予測であることも踏まえ、現状(基準
7 年：令和5(2023)年度)から前計画の実績の2倍の26千トンを減少することを旨し、
8 目標値を442千トンとして改めて設定します。

9 排出量のうち、事業系ごみについては、今後、入域観光客数の増加等により、令和
10 12(2030)年度の予測値は、令和5(2023)年度実績値から7千トン増える予想となってい
11 ることを踏まえ、令和12(2030)年度の目標値については、予測値から、事業系ごみを10
12 千トン、生活系ごみを20千トン減少させるという考えのもと、増加予測の大きい事業系
13 ごみの増加を抑え(令和5(2023)年度並み)、生活系ごみで着実な削減を図ることを目指
14 します。



28 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量：現状(令和5(2023)年度)に対し、5.5%(26g)

29 削減

30 本県は、現状(令和5(2023)年度)で国の基本方針での目標(478g/人・日)を既に達
31 成していますが、前計画の基準年(令和元(2019)年度)から13g/人・日の減少を達成で
32 きたことから、さらに、現状(令和5(2023)年度)から実績の2倍の26g/人・日を減少す
33 ることを目指し、目標値を451g/人・日として新たに設定します。

1 再生利用量：排出量の 22.0%

2 前計画の目標(令和 7 (2025)年度：22.0%)を現状(令和 5 (2023)年度：14.9%)で未達成
3 であること、また、本県の現状が全国に比べ、かなり低いことを勘案し、国の基本方針で
4 ある 26.0%を下回るものの、第五期の目標を継続して排出量の 22.0%を目標とします。

5 具体的な取組として、県内市町村の容器包装リサイクルに関する分別収集促進計画の推
6 進、紙類の資源化の促進等を行います。

7 目標値の経緯：第 2 期計画に、紙類の分別回収を見込み設定しておりますが、現状(令
8 和 5 (2023)年度：14.9%)において未達成の状況のため継続して設定します。

9
10 最終処分量：排出量の 4.9%

11 第五期計画の目標(令和 7 (2025)年度：4.9%)を現状(令和 5 (2023)年度：6.0%)で未達
12 成であり、今後も同程度で推移することが予測されています。

13 排出量、再生利用量の目標を踏まえ、現状(令和 5 (2025)年度)に対し、第五期の目標と
14 同様の最終処分量(排出量に対する最終処分量率 4.9%)を目標とします。

15 なお、この目標は、国の基本方針で示された最終処分量の目標設定を参考に令和 4 年度
16 比でみると、国の令和 4 年度比 - 5%の目標に対し、19%の削減とより厳しい目標となり
17 ます。

18 目標値の経緯：第 4 期計画において、国の基本方針の減量化目標の考え方を適用して設
19 定しておりますが、現状(令和 5 (2023)年度：6.0%)において未達成の状況のため継続し
20 て設定します。

1 【 関連する計画における目標設定の考え方 】

2 (1) 国の基本方針(目標年度：令和 12(2030)年度)

3 ・排出量：約 4,000 万 t 約 9%削減(令和 4 (2022)年度比)

4 ・1人1日当たりの家庭系ごみ排出量：478 g

5 ・再生利用量：約 20%(令和 4 (2022)年度)から約 26%に増加させる

6 ・最終処分量：約 320 万 t 約 5%削減(令和 4 (2022)年度比)

7

8 (2) 国の第五次循環型社会形成推進基本計画(目標年度：令和 12(2030)年度)

9 ・出口側の循環利用率：約 44%(一般廃棄物と産業廃棄物の合計)

10 ・最終処分量：約 1,100 万 t (一般廃棄物と産業廃棄物の合計)

11 廃棄物の出口側の循環利用率 = 廃棄物の循環利用量 / 廃棄物の排出量

12

13 (3) 廃棄物処理整備計画(目標年度：令和 9 (2027)年度)

14 ・ごみのリサイクル率：20%(令和 2 (2020)年度)から 28%に増加

15

16 (4) 沖縄県の現状(令和 5 (2023)年度)

17 ・排出量：468 千 t

18 ・1人1日当たりの家庭系ごみ排出量：477 g

19 ・再生利用量：69.5 千 t (14.9%)

20 ・最終処分量：28.2 千 t (6.0%)

21

排出量を減らすための取組

排出量は現状(令和5(2023)年度)より26千トン(39g/人・日)を減少することが目標です。この目標には事業系ごみの削減量も含んでいますが、仮に1人1日あたりで考えた場合には39gの廃棄物を削減する必要があります。このためにできる取組を紹介します。

【事業者ができる取組の例】

- 職場のペーパーレス化(参考:A4サイズ1枚5g程度)
- 飲食店や宿泊施設での取組例



割り箸1膳の重さは5g程度、紙コップの重さは20g程度ですが、これらの提供を控えるだけでも、大きな効果が期待できます。また、食品の仕入れ量の最適化や食事の提供方法の工夫により、食品ロスを減らすことで目標達成に近づきます。



【家庭でできる取組の例】

- マイボトルの携行(参考:500mlペットボトル1本20g程度)
- マイバッグの携行(参考:プラスチック製レジ袋1枚5g程度)
- 不用品のリユース
- 食品ロスの削減



本県で発生する家庭系の食品ロス量は年間28千トン(令和6(2024)年度時点)で、これを県民1日1人あたりに換算するとおよそ52g/人・日となり、食品ロスをなくすだけで生活系ごみの削減目標を大幅に達成できます。以下に、食品ロスのための主な取組を示します。

・廃棄率の改善

葉物野菜の外葉、野菜類の皮、しいたけの軸など、廃棄されることが多い食材の部位でも、調理方法を工夫すれば美味しく食べることができます。このような工夫により、食材の廃棄率を減らすことができます。



・適量調理

家庭系の食品ロス量のうち、食べ残しによるものは全体の40%程度を占めています。1度の食事で食べきれだけの量の調理を行うことで、食べ残しをなくすことができます。



・食材の適切な保管

肉類はチルドルーム、野菜類は野菜室で保管するなど、冷蔵庫を適切に利用することで、食材の劣化を防ぐことができます。また、しばらく使う予定がない食材などは、こまめに冷凍することも有効です。



・こまめな買い物の実施

一度に大量の食材を購入すると、購入した食材が気づかないうちに消費期限を迎えてしまい、その食材を使わずに捨ててしまうことが考えられます。



これを防ぐためには、こまめに買い物をを行い、食材の消費期限内に食材を使い切ることを心がけることが重要です。

4.2.2 産業廃棄物の量的目標

産業廃棄物処理の目標については、国の基本方針を踏まえるとともに、第五期計画の目標の達成状況や今後の排出事業者及び処理業者の減量化・リサイクル等による効果、県によるリサイクルの推進等を総合的に検討して、以下のように設定しました。

< 第六期計画目標(令和12(2030)年度) >

排出量を現状(令和5(2023)年度)の1,737千t)から増加させない目標とします。

再生利用率を排出量の51.0%とします。

最終処分率を排出量の3.8%とします。

表 4.4 産業廃棄物量的目標値

項目	年度	令和12(2030)年度		【参考】第5期計画	
	令和5(2023)年度	実績	予測値	目標値	目標値
排出量 (千t)	1,737	1,786	1,737	1,860	
再生利用率 (再生利用量)	47.5%(824千t)	49.5%(884千t)	51.0%(886千t)	51.0%(949千t)	×
最終処分率 (最終処分量)	5.6%(98千t)	5.9%(105千t)	3.8%(66千t)	3.8%(70千t)	×

「その他量」及び「中間処理による減量」を記載していないので、排出量と個々の計とが一致しない。

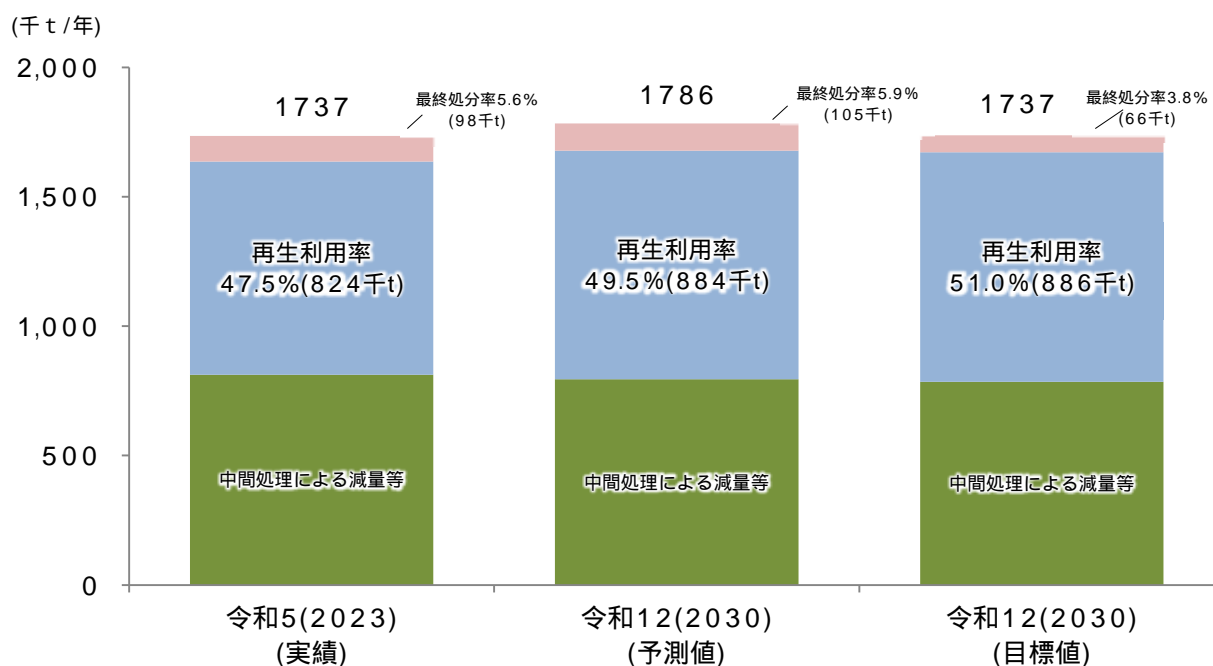


図 4.5 産業廃棄物量的目標値

1 【第六期計画目標設定(令和12(2030)年度)の考え方】

2
3 排出量：現状(令和5(2023)年度)と同じ、173万7千tとする

4 排出量については、現状(令和5(2023)年度：173万7千t)で第五期計画の目標である
5 186万tを下回り、さらに6.6%削減を達成しています。

6 排出量の将来予測では、令和12(2030)年度には178万6千tと令和5(2023)年度から
7 2.9%増加することが予測されていますが、排出抑制の取組を促進することにより、令和
8 5(2023)年度の排出量から増やさないことを目指します。

9 なお、令和4(2022)年度の実績は185万8千tであり、目標値を令和4(2022)年度比
10 でみると4.0%の削減となりますが、国の基本方針では、令和12(2030)年度の目標値は
11 令和4(2022)年度比で1.0%の増加に抑制することとなっており、本目標は国の基本方針
12 よりも厳しい設定になります。

13
14 再生利用率：排出量の51.0%

15 再生利用率については、現状(令和5(2023)年度：47.5%)で、前計画の目標(令和7
16 (2025)年度：51.0%)の達成に一定程度近づいていることから、前計画の目標を継続し、
17 51.0%を目標とします。

18
19 最終処分率：排出量の3.8%

20 最終処分率については、前計画の目標(令和7(2025)年度：3.8% 最終処分量を基準年
21 度に対し、増加を1.0%以内に抑制)を現状(令和5(2023)年度：5.6%)で未達成であり、
22 今後も若干増加することが予測されています。

23 排出量、再生利用率の目標を踏まえ、前計画の目標を継続し、3.8%を目標とします。

24 なお、令和4(2022)年度の実績は7万9千tであり、目標値(最終処分量)を令和4
25 (2022)年度比でみると15.1%の削減となりますが、国の基本方針では、令和12(2030)年
26 度の目標値は令和4(2022)年度比で10%の削減となっており、本目標は国の基本方針よ
27 りも厳しい設定になります。

1 【 関連する計画における目標設定の考え方 】

2 (1) 国の基本方針(基準年度：令和 4 (2022)年度 目標年度：令和 12(2030)年度)

3 ・排出量：約 37,370 万 t 増加を約 1 %に抑制(令和 4 (2022)年度比)

4 ・出口側の循環利用率：約 37%

5 ・最終処分量：約 780 万 t 約 10%削減(令和 4 (2022)年度比)

6 出口側の循環利用率 = 廃棄物の循環利用量 / 廃棄物の排出量

8 (2) 国の第五次循環型社会形成推進基本計画(目標年度：令和 12(2030)年度)

9 ・出口側の循環利用率：約 44%(一般廃棄物と産業廃棄物の合計)

10 ・最終処分量：約 1,100 万 t (一般廃棄物と産業廃棄物の合計)

12 (3) 現状(令和 5 (2023)年度：令和 6 (2024)年度沖縄県産業廃棄物実態調査報告書(令和 5
13 (2023)年度実績))

14 ・排出量：1,737 千 t

15 ・再生利用量： 824 千 t (47.5%)

16 ・最終処分量： 99 千 t (5.6%)

17
18
19 国と沖縄県の算定方法の違いについて

20 国は「動物のふん尿」を含めて排出量及び再生利用量を算定していますが、本県は「動
21 物のふん尿」について「沖縄県家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画」等において
22 関係部局により計画的な取組を行っているため、「動物のふん尿」を除いて排出量及び再
23 生利用量を算定しています。

24 「動物のふん尿」を除いて国の排出量及び再生利用量を算定すると、国の再生利用率は、
25 下表のとおり 43.0%になります。

26 表 4.5 再生利用量(率)の比較

27 (単位：千 t)

項目	令和 5 (2023)年度 全国			令和 5 (2023)年度 沖縄県		
	動物のふん尿 を含む合計	動物の ふん尿	動物のふん尿 を除く合計	動物のふん尿 を含む合計	動物の ふん尿	動物のふん尿 を除く合計
排出量	365,044	80,362	284,682	2,995	1,258	1,737
再生利用量	198,655	76,270	122,385	-	-	824
再生利用率	54.4%	94.9%	43.0%	-	-	47.5%

28 全国の排出量、再生利用量、再生利用率は環境省「産業廃棄物排出・処理状況調査報告書 令和 5 年度速報値」(令
29 和 7 年 3 月)をもとに作成。

4.3 各主体の役割分担

4.3.1 各主体の連携・協働

○本県の地域特性を活かした循環経済を促進するためには、県民、事業者、処理業者、県、市町村のそれぞれが適切な役割分担のもと、相互に連携・協働しながら、循環型社会の形成に向けた責任と役割を果たしていくことが必要です。

○県民は、自らも廃棄物の排出者であり、環境への負荷を与えていることを自覚し、大量消費・大量廃棄型のライフスタイルを見直し、循環を基調としたライフスタイルへの転換を図る必要があります。そのため、「もったいない」の意識を持ち行動することで、3R(リデュース、リユース、リサイクル)を実践するとともに+Renewableとして再生可能な資源を原料(バイオマスプラスチック等)とする製品を選択するなど、一歩踏み込んだ行動をしていくことが重要です。

○事業者は、環境に配慮した事業活動を行うとともに、事業活動に伴って生じた廃棄物は自ら適正に処理する責任があること、また、再生可能な資源の利用及び再生しやすい製品を製造する責任があることを自覚し、拡大生産者責任の考え方も踏まえ、3R+Renewableの実践と適正処理を進め、環境に配慮した事業推進者としての役割を担っています。

また、リサイクル事業者や廃棄物処理業者は、県民、排出事業者、行政と連携しながらリサイクルを実践するとともに、周辺環境・地域住民に配慮しながら、適正に処理を行うことが重要です。

○市町村は、一般廃棄物の処理責任者として、ごみの分別収集や廃棄物処理施設の整備など一般廃棄物に関する3R+Renewable及び適正処理を推進するとともに、事業者・消費者として、グリーン購入、環境マネジメント、省エネ対策などに率先して取り組む必要があります。また、住民、NPO、地元事業者等の主体的な取組を促進するとともに、これらの主体と連携しながら、地域の特性に応じた循環型社会の形成及び脱炭素に貢献する施策を実施していく必要があります。

○県は、全県的・広域的な観点から、一般廃棄物及び産業廃棄物の状況を的確に把握し、発生・排出抑制、循環的利用、適正処理を推進します。県民、NPO、県内事業者等の取組を促進するとともに、これらの主体と連携しながら、本県の特性に応じた循環型社会の形成及び脱炭素に貢献する施策を実施していきます。また、自らが事業者・消費者として、グリーン購入、環境マネジメント、省エネ対策などに、率先して取り組みます。

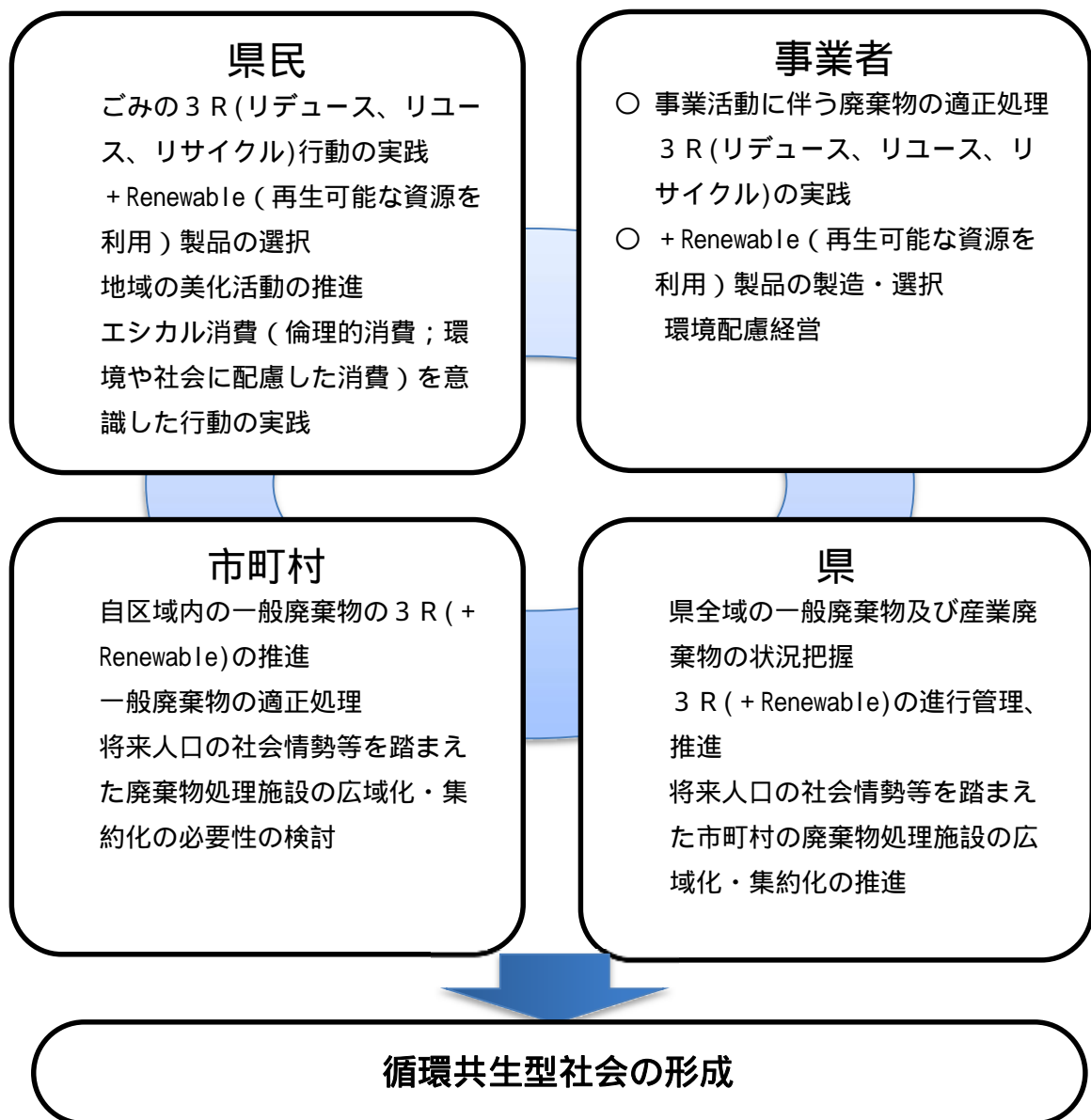


図 4.6 各主体の役割と連携

4.3.2 県民の役割

(1) 発生・排出抑制(リデュース)

- 日用品の購入時にはマイバッグを持参するなど、ごみの排出を抑制します。
- 使い捨ての食器類やカトラリー(フォーク、スプーン等)はバイオプラスチック製、紙製、木製等を選択します。
- 物品の購入に当たっては、エシカル消費(倫理的消費)を意識し計画的に行います。
- 食品については、食品ロスを減らす3つのコツ「買いすぎない(買い物工夫)」、「使いきる(保存工夫)」、「食べきる(調理工夫)」の実践等により、食品ロスの削減に努めます。

- 1 (2) 再使用・再生利用(リユース・リサイクル)
- 2 ● 日常で使用する製品等は、可能な限り再使用するとともに、環境配慮型製品を優先的に
- 3 選択するなど、グリーン購入に努めます。
- 4 ● 各リサイクル法の規定を遵守し、循環型社会の構築に協力するとともに、自治体等が実
- 5 施する廃棄物の分別排出・回収に協力します。
- 6
- 7 (3) その他
- 8 ● 自治体が計画・実施する廃棄物適正処理に関する施策に協力します。
- 9 ● 地域の美化活動や環境保全活動に積極的に参加します。
- 10 ● リチウム蓄電池や蛍光管など適正処理が困難な廃棄物について自治体や製造メーカーが
- 11 示す回収・処理の方法に協力します。
- 12
- 13 4.3.3 事業者の役割
- 14 (1) 発生・排出抑制(リデュース)
- 15 ● 原材料の選択、製造工程や輸送工程の工夫、過剰生産や返品等の原因となる商習慣の改
- 16 善等により廃棄物の発生を極力抑制します。
- 17 ● 設計・生産段階から商品の省資源化、長寿命化を図るよう配慮します。
- 18 ● 繰り返し使える商品、耐久性に優れた商品、詰め替え可能な商品、適正な処理ができる
- 19 商品を生産・販売します。
- 20 ● 容器包装の簡素化(包装材・梱包材の削減等)、エコバッグの利用を徹底します。
- 21 ● 使い捨てプラスチック製品の使用削減に努めます。
- 22 ● 製造・販売した商品の修理体制を整備します。
- 23 ● 環境にやさしい商品の表示など、消費者に対する意識啓発を行います。
- 24
- 25 (2) 再使用・再生利用(リユース・リサイクル)
- 26 ● リサイクルが容易な商品の開発・製造を行います (Renewable)。
- 27 ● 再生可能な素材を原料に使用します。
- 28 ● 使用済製品や部品、容器包装資材などは繰り返し使用します。
- 29 ● 環境配慮型のリサイクル製品を製造・販売します。
- 30 ● 事業所が所在する市町村の分別リサイクルに協力します。
- 31

- 1 (3) 適正処理
- 2 ● リサイクルが困難な廃棄物は含有物質の性状等に留意して適正に処理します。
- 3 ● 処理を委託する場合、適正な対価を負担するとともに、認定を受けた優良産業廃棄物処
- 4 理業者が発信する情報を活用する等して、優良な処理業者を選定し、マニフェストによ
- 5 り発生から最終処分までの全ての処理過程を的確に把握・管理し、排出事業者としての
- 6 責任を果たします。
- 7 ● 多量排出事業者は、廃棄物処理法に基づいて、産業廃棄物処理計画を作成するとともに、
- 8 計画の実施状況について自己評価を行うなど、率先して減量化・リサイクルに取り組み
- 9 ます。
- 10 ● 廃棄物・リサイクル関連法令を遵守するとともに、市町村や県など行政が実施する廃棄
- 11 物に関する施策に協力します。
- 12 ● アスベストや PCB などの有害な廃棄物や、リチウム蓄電池、蛍光灯などの適正処理が困
- 13 難な廃棄物に関する知識を高め、関係法令に従い適正に処理します。
- 14
- 15 (4) 環境経営（温暖化対策を含む）
- 16 ● 地域の環境活動に積極的に参加・主催するなど、地域とともに環境を考える企業を目指
- 17 し行動します。
- 18 ● 循環経済に関する全国的な官民連携の団体である「サーキュラーパートナーズ」等のさ
- 19 まざまな主体間の連携を促進するネットワークに積極的に参加します。
- 20 ● 食品残渣や家畜排せつ物の地域内利活用等の地域密着型環境ビジネスの構築に取り組み
- 21 ます。
- 22 ● ISO14001、エコアクション 21 等の環境マネジメントへの取組、環境会計の導入、環境報
- 23 告書の作成などにより環境管理に関するシステムの充実に努めます。
- 24 ● 物品やサービス等の購入・調達に当たっては、環境配慮型製品を優先的に選択するなど
- 25 グリーン購入に努めます。
- 26 ● 従業員の環境意識の向上や環境教育の充実に図ります。
- 27 ● 運搬車両等への低燃費・低公害車(電気自動車、ハイブリッド車等)の導入に努めます。
- 28
- 29 (5) リサイクル事業者・処理業者において留意する事項
- 30 ● 適正処理
- 31 排出事業者から産業廃棄物処理を受託する際、書面による契約を行い、産業廃棄物の種
- 32 類や性状など、適正処理に当たって必要な情報を得たうえで、廃棄物処理法で定める委託
- 33 基準や処理基準に従って、適正な処理を行うとともに、マニフェストにより処理の実績を
- 34 記録・保存し、排出事業者との情報共有を図ります。
- 35 ● 処理体制の整備及び組織の発展
- 36 産業廃棄物処理に係る管理体制の整備を図るとともに、従業員に対する教育・研修等を
- 37 充実させ、法令等の知識だけでなく、適正処理やリサイクルに関する意識高揚や処理技術
- 38 の向上に努めます。また、(一社)沖縄県産業資源循環協会においては、会員に対する各種

1 講習会の開催、普及啓発事業等に積極的に取り組むなど県と協力連携して業界全体の優良
2 化促進・健全発展に努めます。

3 ● 周辺環境・地域住民への配慮

4 処理施設の設置に当たっては、周辺環境及び地域住民の生活環境に影響を及ぼさないよ
5 う配慮し、計画の段階から地域住民の理解と協力が得られるよう努めます。一方、処理施
6 設の維持管理に当たっては、常に施設の安全及び信頼性の向上を図るとともに、地域住民
7 に対する情報の積極的な公開に努めます。

8 ● 再生品の品質管理

9 再生品の製造に当たっては、原材料となる循環資源や製品の性質に応じた検査等の体制
10 を整え、リサイクル製品の品質管理を徹底します。

11 ● 計画的な事業経営

12 排出事業者との情報交換を密にするとともに、産業廃棄物処理の動向を十分に把握し、
13 長期的な展望に立って計画的な事業経営を図り、経営基盤の強化に努めます。

14
15 4.3.4 市町村の役割

16 (1) 一般廃棄物処理計画の策定と推進

17 住民の生活環境の保全と向上を図るため、中長期的な視点に立った一般廃棄物処理計画等
18 を策定します。また、廃棄物の排出抑制、リサイクル率等に関する数値目標の設定に当たっ
19 ては、第六期計画で掲げる目標を視野に入れ、地域の実情を考慮した適切な内容とするこ
20 とも、計画的に各種施策に取り組みます。

21 食品循環資源の再生利用等を地域の実情に応じて促進するため、事業者の活用・育成や市
22 町村が自ら行う再生利用等の実施等について、一般廃棄物処理計画に適切に位置付けるよう
23 努めます。

24
25 (2) 環境に配慮した廃棄物処理施設整備

26 廃棄物処理施設の新設、更新または基幹改良時にあたり、施設規模に応じて高効率発電設
27 備の導入や、改良を通じて施設の稼働に必要なエネルギー消費を削減できる設備を導入す
28 ることで、電気の使用削減に伴うエネルギー起源の二酸化炭素の排出量削減を図るなど、環境
29 に配慮した施設整備を実施します。

30 また、将来人口等の社会情勢等を見据え、施設の広域化・集約化の必要性を検討します。

31
32 (3) 一般廃棄物の3R + Renewableの推進

33 ● 容器包装リサイクル法等の推進

34 容器包装リサイクル法に基づき、分別収集品目や分別収集計画量を定めた「市町村分別
35 収集計画」を策定し、容器包装ごみの分別収集に努めます。また、分別収集率が低い品目
36 については、住民に対し、適切な分別を行うよう重点的に啓発・指導を行います。

37 また、令和4(2022)年度施行のプラスチック資源循環法の市町村の役割を踏まえ、プラ
38 スチックごみの分別収集の推進に努めます。

- 1 ● 特定家庭用機器一般廃棄物及び使用済小型電子機器等の回収体制の構築
2 特定家庭用機器一般廃棄物のうち小売業者が家電リサイクル法に基づく引取義務を負
3 わないもの、使用済小型電子機器等が廃棄物となったものについて、地域の实情に応じた
4 回収体制の構築に努めます。
- 5 ● 集団資源回収の促進
6 PTA、自治会等の地域団体が行う集団資源回収は、リサイクル率の向上や市町村のごみ
7 処理経費の削減につながるとともに地域団体の環境意識の向上が図られることから、その
8 促進に努めます。
- 9 ● ごみ処理の有料化の導入・検討
10 ごみの発生・排出抑制を行う動機付けにつながるごみ処理の有料化について、地域の実
11 情を踏まえながら、導入・検討を行います。
- 12 ● 焼却処理施設における熱回収（サーマルリサイクル）の促進
13 発生・排出抑制及びマテリアルリサイクルを促進するとともに、地球温暖化対策に資す
14 る熱回収（サーマルリサイクル）の導入に努めます。
- 15 ● 廃棄物系バイオマスの利活用の促進
16 生ごみ、剪定枝(木竹類)、し尿・浄化槽汚泥など廃棄物系バイオマスの利活用について
17 は、温室効果ガスの排出削減にも資することから、再生品の品質や安全性の確保を前提と
18 しつつ、地域の特性等に応じた適正な利活用の促進に努めます。
- 19 ● 住民や事業者による取組の支援
20 住民の環境教育を支援するためのNPOの活動支援、エコショップの普及促進など、地域
21 の住民や事業者の自主的な取組を支援するための仕組みづくりを積極的に行います。
- 22 ● 3 R + Renewable の推進
23 県が実施する「3 R 推進月間」やちゅら島環境美化活動の推進に賛同し、住民へ3 R活
24 動の推進を行うとともに、+ Renewable に係る啓発を行います。
- 25
- 26 (4) 適正処理
- 27 ● 災害廃棄物処理計画の策定及び見直し
28 台風や水害などの災害により発生する廃棄物処理を円滑に行い、速やかに生活環境を回
29 復するため、災害廃棄物処理計画を策定します。また、近年の災害の発生状況等を踏まえ、
30 必要に応じて災害廃棄物処理計画の見直しを行います。
- 31 ● 一般廃棄物とのあわせ処理の推進
32 市町村の行政区域内から発生した産業廃棄物のうち、一般廃棄物とあわせて処理するこ
33 とが可能なもので、地域の環境保全や地域産業の育成等の観点から必要と認められる場合、
34 一般廃棄物とのあわせ処理を推進します。
- 35 ● 不法投棄防止対策
36 廃棄物の不法投棄の未然防止と早期発見を図るため、県や関係機関と連携しながら、監
37 視・指導體制を強化します。

- 1 ● 水銀廃棄物
2 家庭用の水銀式体温計や血圧計等の水銀使用製品が廃棄物となったものについて、回収
3 体制の構築や住民への普及啓発・周知徹底を行うよう努めます。
- 4 ● 適正処理困難物
5 リチウム蓄電池や蛍光灯などの適正処理が困難な廃棄物について、メーカーとも連携し
6 ながら地域の実情に応じた回収体制を構築し、住民に周知を行います。
- 7 ● 職員の人材育成
8 一般廃棄物の適正な処理体制が確保されるとともに、災害時においても適正かつ円滑・
9 迅速な処理体制が確保されるよう、研修等を通じて職員の人材育成等に努めます。

10 11 (5) 率先行動（温暖化対策を含む）

- 12 ● 率先行動
13 事業者の模範となるよう市町村自ら廃棄物の減量化やリサイクルの推進に率先して取
14 り組めます。また、環境配慮型製品等の需要拡大を促進するため、グリーン購入を積極的
15 に実践し、事業者や住民に対してもグリーン購入を奨励します。
- 16 17 また、運搬車両等への低燃費・低公害車(電気自動車、ハイブリッド車等)の導入に努め
18 ます。
- 19 ● 普及啓発
20 廃棄物を減量化し、リサイクルを推進することの重要性と必要性について住民が十分理
21 解し、自主的な取組が促進されるよう、研修・説明会・広報等による普及啓発に努めます。

22 (6) 県との連携・協力

23 県が実施する廃棄物処理対策に対して積極的に協力するとともに、廃棄物処理に対する住
24 民の相談や不法投棄等の不適正処理に関する情報等を的確に把握し、速やかに連絡するなど
25 県との連携に努めます。

26 27 4.3.5 県の役割

28 (1) 沖縄県廃棄物処理計画の推進

29 沖縄県廃棄物処理計画を県民、事業者、市町村等に周知するとともに、各主体と連携・協
30 働し、諸施策を展開し、本県独自の循環共生型社会の形成を図ります。

31 沖縄県廃棄物処理計画の推進に当たっては、庁内関係部局との連携を図りながら、計画の
32 目標達成に向け取り組みます。

33 34 (2) 3 R + Renewable の推進

35 廃棄物の発生・排出抑制、循環的利用を推進するため、排出事業者、処理業者及び市町村
36 における取組やリサイクル施設等の整備を促進します。また、リサイクル関連法などの関係
37 法令の円滑な運用とともに、廃棄物の発生・排出抑制、循環的利用に関する施策に取り組み
38 ます。

1 (3) 適正処理

2 廃棄物の適正処理を推進するため、廃棄物処理法等の関係法令に基づき、処理施設や処理
3 業者に対する立入検査等の監視・指導やマニフェスト制度（産業廃棄物管理票制度）の普及
4 啓発を行うとともに、優良産業廃棄物処理業者認定制度の普及や、優良な産業廃棄物処理業
5 者の育成に努めます。排出事業者に対しては、廃棄物の種類に応じた適正な分別及び保管を
6 徹底させるとともに、廃棄物処理法に基づく委託契約の締結とマニフェストの管理が適正に
7 行われるよう周知等に努めます。また、不法投棄等の不適正処理については、未然防止と早
8 期発見を図るため、市町村や関係機関とも連携しながら、廃棄物監視指導員の配置等により
9 監視・指導体制を強化するとともに、悪質な不法投棄者に対しては迅速かつ厳正な対応を行
10 います。

11
12 (4) 環境に配慮した廃棄物処理施設整備

13 市町村、一部事務組合が、廃棄物処理施設を新設、更新または基幹改良を行う際に環境に
14 配慮した施設整備を実施することができるよう、最新技術や交付金に関する情報を提供しま
15 す。

16
17 (5) 公共関与による管理型最終処分場の活用

18 本県では、管理型最終処分場の残余容量が限られていることから、引き続き事業者や処理
19 業者による処理施設の円滑な整備を促進しつつ、排出事業者処理責任のもと、産業廃棄物の
20 適正処理を図ります。また、県内の安定的な処理体制を確保するため、公共関与による産業
21 廃棄物管理型最終処分場の適正な運営及び同処分場を活用した廃棄物の適正処理の促進に取り
22 組みます。

23
24 (6) 新たな法律や国の施策に係る情報発信

25 令和4(2022)年度施行のプラスチック資源循環法における各主体（県、市町村、事業者）
26 の役割と義務の周知を実施してまいります。

27 また、令和7(2025)年度施行の再資源化事業等高度化法については、県内事業者の認定取
28 得の推進に向けた必要な情報を集め、市町村や関係事業者に対し適宜提供を行うとともに、
29 資源循環を促進するよう各主体間での協力関係を調整し、連携・協働体制の構築を図ってま
30 います。

31 さらに、リチウム蓄電池や水銀廃棄物等の処理困難な廃棄物に係る国の動向や指針・通知
32 文書並びに県内の処理状況に関する情報を収集し、市町村や関係事業者に適宜提供を行いま
33 す。

34
35 (7) 海岸漂着物対策

36 本県では、国内外から多くの海岸漂着物が際限なく繰り返し漂着していることから、海岸
37 漂着物対策に係る県計画を必要に応じて見直しを行うとともに定期的なモニタリングにより

1 海岸漂着物の実態把握を行い、その結果を踏まえ、海岸漂着物の発生抑制対策や地域と連携
2 した処理活動を市町村及びボランティア団体等の関係機関と協働して進めます。

3
4 (8) 率先行動

5 市町村や事業者の模範となるよう廃棄物の減量化やリサイクルの推進に県自ら率先して取
6 り組むとともに、環境配慮型製品等の需要拡大を促進するため、積極的にグリーン購入を実
7 践します。また、事業者や住民に対してもグリーン購入を推奨します。

8 県が発注する公共工事等から排出する建設廃棄物については、積極的に再資源化(リサイク
9 ル)されるよう取り組みます。

10 さらに、廃棄物を減量化し、リサイクルを推進することの重要性と必要性について県民が
11 十分理解し、リサイクル事業者などの取組が促進されるよう、普及啓発に努めます。

12
13 (9) 市町村との連携・協力

- 14 ● 県は、市町村と連携・協力を図りながら、諸施策を推進するとともに、廃棄物処理に対
15 する住民の相談や不法投棄等に関する情報の把握などに努めます。
- 16 ● 適正な循環的利用や適正処分が十分果たされるよう必要な技術的助言を与えるとともに、
17 他の市町村との連携等による広域的な取組の促進を図ります。
- 18 ● 災害時を含めた一般廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理体制が確保されるよう、研修等
19 を通じて職員の人材育成等に努めます。
- 20

5. 循環経済促進のための主要施策

5.1 循環経済促進のための施策体系

本県では、国が第六次環境基本計画で提唱する循環共生型社会の理念を背景に、「本県独自の資源循環の方向性」、「持続可能な廃棄物処理体制の方向性」、「適正処理の確保と徹底」、「不確定要因を含む廃棄物に対する対応」、「ごみ処理広域化・集約化」の5つの基本方針のもと、「循環共生型社会の形成による持続可能な沖縄」に向けた施策を展開します。



図 5.1 持続可能な沖縄のための施策体系

表 5.1 本県独自の資源循環の方向性

目標		施策	掲載頁
基本方針1 本県独自の資源循環の方向性	(1) 普及啓発の推進及び効果的なネットワークの形成	ごみ減量化等の推進	5-6
		環境美化の促進	5-6
		環境保全率先実行計画の推進とエコアクション 21 等の促進	5-6
		「おきなわアジェンダ 21 県民会議」による普及啓発の推進	5-6
		環境教育の推進	5-6
		グリーン購入の推進	5-7
	(2) リサイクルの促進	分別収集及び資源化の促進	5-7
		容器包装リサイクルの促進	5-7
		家電リサイクルの促進	5-7
		小型家電リサイクルの促進	5-8
パソコンのリサイクルの促進		5-8	
食品リサイクルの促進		5-8	
・食品リサイクル法に基づいた普及啓発		・5-8	
・食品ロス削減に向けた取組		・5-8	
建設廃棄物のリサイクルの促進		5-8	
使用済自動車リサイクルの促進		5-9	
プラスチック製品のリサイクルの促進		5-9	
バイオマス利活用の促進		5-9	
・生ごみや製糖副産物のたい肥化		・5-9	
・廃棄物エネルギーの利活用		・5-10	
・下水汚泥のリサイクルの促進	・5-10		
・家畜排せつ物のリサイクルの促進	・5-10		
リサイクルに取り組む事業者への支援	5-11		
リサイクル製品の利用拡大	5-11		
(3) 観光分野における廃棄物の対策	観光産業としての廃棄物削減の取組促進	5-12	
	観光客への環境意識の啓発	5-12	
	持続可能な観光を目指した廃棄物の適正処理の推進	5-13	
(4) 事業者間連携の形成	・関係団体との密な情報共有	・5-13	
	・動脈及び静脈産業の連携事例の収集と広報	・5-13	
(5) 経済的手法を活用した減量化等の推進	産業廃棄物税による排出抑制、循環的利用及び適正処理の推進	5-13	
	一般廃棄物処理に係る負担の適正化の検討	5-13	
(6) 本県に適した資源循環	「沖縄県プラスチック問題の取組に関する指針」の推進	5-14	
	島しょ型資源循環社会の構築に向けた具体策の検討と実施	5-14	

表 5.2 持続可能な廃棄物処理体制の方向性

	目標	施策	掲載頁
基本方針2	(1) 県民及び事業者への呼びかけ	県民及び事業者への「基本方針1」の取組の呼びかけ	5-15
	(2) 一般廃棄物処理体制のあり方	適正処理の推進に向けた処理施設の整備 廃棄物処理事業に係る価格の適正化の推進	5-15 5-15
持続可能な廃棄物処理体制の方向性	(3) 産業廃棄物処理体制のあり方	県内完結型の産業廃棄物処理の促進 周辺環境に配慮した処理施設の整備促進 公共関与最終処分場等を活用した廃棄物適正処理の推進	5-15 5-15 5-16
	(4) 離島の廃棄物対策	発生・排出抑制及び循環的利用に関する主要施策 ・地域循環によるリサイクルの促進 ・離島対策支援事業を活用した適正処理の促進 適正処理に関する主要施策 ・ごみ処理広域化の推進 (効率的な処理体制(人的体制など)の構築を含む) ・産業廃棄物のあわせ処理の推進 ・海岸漂着物対策	5-16
			・5-16
			・5-16
			5-16
	(5) 最新技術の活用	・関係団体との密な情報共有 ・最新技術の活用における効果的な事例の収集・評価・広報 ・事業者のリサイクル等の取組支援	・5-17
・5-17			
・5-17			
(6) 脱炭素への貢献	・廃棄物・資源循環分野の取組の推進 ・地球温暖化対策の推進に資する施設整備の促進 ・市町村・一部事務組合への脱炭素化に向けた情報発信	・5-17	
		・5-17	
		・5-17	

表 5.3 適正処理の確保と徹底

	目標	施策	掲載頁
基本方針3 適正処理の確保と徹底	(1)適正処理の推進	産業廃棄物の適正処理の推進 ・排出事業者に対する産業廃棄物処理責任の周知徹底及び指導強化 ・産業廃棄物処理業者の監視・指導の強化 ・優良認定産業廃棄物処理業者の育成 ・産業廃棄物管理票(マニフェスト)制度の推進 不法投棄等の防止対策 ・関係団体・機関との連携による不法投棄の防止 ・廃棄物監視指導員の配置等による地域の不法投棄等監視体制の強化 産業廃棄物のあわせ処理の推進 ・農業用廃プラスチック類の適正処理の推進	5-20 ・5-20 ・5-20 ・5-20 ・5-20 5-20 ・5-20 ・5-21 5-21 ・5-21
	(2)生活排水処理対策 (普及啓発活動)	講習会等を通じた普及啓発活動の推進 合併処理浄化槽の普及促進	5-22 5-22
	(3)適正処理困難物対策	リチウム蓄電池 蛍光管 太陽光パネル	5-22 5-23 5-23
	(4)特別管理廃棄物対策	感染性廃棄物 廃石綿及び石綿含有廃棄物 特定有害産業廃棄物 水銀廃棄物 P C B 廃棄物	5-23 5-23 5-24 5-24 5-24
	(5)ダイオキシン類対策	一般廃棄物処理施設の対策 産業廃棄物処理施設の対策	5-25 5-25

2

3

4

5

6

7

8

9

1

表 5.4 不確定要因を含む廃棄物に対する対応

目標		施策	掲載頁
基本方針4 不確定要因を含む 廃棄物に対する対応	(1)急拡大感染症への対応	市町村、医療関係機関及び関係団体との連携強化等	5-26
	(2)災害時における対応力の強化	市町村による災害廃棄物処理計画の策定支援	5-26
		人材育成	5-26
		災害廃棄物処理体制の強化	5-27
(3)米軍基地の廃棄物対策	沖縄駐留米軍及び沖縄防衛局等との連絡体制の構築 情報公開及び立入検査	5-27 5-27	
(4)海岸漂着物対策	海岸漂着物対策の推進	5-28	

2

3

表 5.5 ごみ処理広域化・集約化

目標		施策	掲載頁
基本方針5 ごみ処理 広域化・集約化	(1)広域化・集約化計画	・焼却施設	・5-40
		・資源化・粗大ごみ処理施設	・5-42
・最終処分場		・5-43	
・し尿処理施設		・5-44	
(2)広域化・集約化への展望	広域化・集約化推進のための検討・対象となる市町村等の調整	5-46	

4

1 5.2 本県独自の資源循環の方向性

2 5.2.1 普及啓発の推進及び効果的なネットワークの形成

3 (1) ごみ減量化等の推進 [環境整備課]

4 ごみ減量化及びリサイクルを推進していくため、環境月間や3R推進月間等を活用してパ
5 ネル展など普及啓発活動を継続して行います。

6 また、「レジ袋削減に向けた取組に関する協定」を締結した県内流通事業者を通してマイバ
7 ッグ等の持参を呼びかけるとともに、毎年レジ袋辞退率の把握に係る実態調査を実施し、県
8 の報告書やホームページで毎年のごみの減量化やリサイクル状況を公表することで、県民の
9 意識高揚を図ります。

10 ごみ減量化及びリサイクルの推進においては、県民、事業者、市町村及び県のそれぞれの
11 取組が重要であることから、引き続き、普及啓発活動を通して呼びかけていきます。

12
13 (2) 環境美化の促進 [環境整備課]

14 空き缶や吸い殻等ごみの散乱を防止し、環境美化の促進を図るため、平成14(2002)年度に
15 施行した「ちゅら島環境美化条例」に基づき、県民、事業者、市町村及び県が一体となって
16 環境美化運動を推進するため、様々な周知・広報を行い、気運を盛り上げていきます。

17 「ちゅら島環境美化推進県民連絡会議」(県、市町村及び民間団体で構成)による全県一
18 斉清掃の定期的(ちゅら島環境美化月間の7月、年末の12月)な実施、広報啓発や地域
19 に根ざした美化活動の拡大

20 環境教育・環境学習を支援するため児童・生徒を対象とした環境美化教材の作成・配布
21 自発的な活動を促進するための環境美化促進地区の指定

22
23 (3) 環境保全率先実行計画の推進とエコアクション21等の促進 [環境再生課]

24 県が一事業者として、積極的に環境に配慮した行動を率先して実行し、温室効果ガス及び
25 廃棄物の排出削減に取り組むとともに、県内事業者や市町村等に対し、エコアクション21や
26 環境負荷低減の取組に関する普及啓発等に努めます。

27 環境保全率先実行計画(第5期)に基づくエコオフィス活動等の推進

28 エコアクション21等の環境マネジメントシステムによる環境に配慮した事業活動の
29 推進

30
31 (4) 「おきなわアジェンダ21県民会議」による普及啓発の推進 [環境再生課]

32 県と県内の環境保全に関わる事業者及び関係団体等が参画した「おきなわアジェンダ21
33 県民会議」が開催する県民環境フェアや同会議が行う様々な活動の場において、ごみ減量化
34 とリサイクルの推進に向けた県民運動を推進していきます。

35
36 (5) 環境教育の推進 [環境再生課、環境整備課]

37 21世紀を担う子供たちがごみ問題について正しく理解し、自発的な取組や具体的な行動に
38 結びつけてもらうため、学校、教育委員会などと連携して環境教育の充実を図ります。廃棄

1 物問題については、「おきなわ環境教育プログラム」に収録された3Rや海岸漂着ごみ等に関
2 するプログラムの活用促進を図ります。

3 また、県が設置している沖縄県地域環境センターを主体として、家庭・地域に密着した実
4 践的活動の支援や学校における出前講座の実施等を推進していきます。

5 さらに、環境教育の関連事業の実施に当たっては、地域で活動している地球温暖化防止活
6 動推進員、クリーン指導員などの活用を図っていきます。

7 8 (6) グリーン購入の推進 [環境再生課]

9 環境に配慮した製品やサービスの調達を促すことによって市場を環境に配慮したものに転
10 換することをねらいとした制度であるグリーン購入法及び「沖縄県グリーン購入基本方針」
11 に基づき、県の全機関における環境配慮型製品の率先購入を実践します。このため、グリー
12 ン購入調達方針を作成し、県ホームページで掲載する等、県民へのグリーン購入制度の普及
13 啓発に努めます。

14 15 5.2.2 リサイクルの促進

16 (1) 分別収集及び資源化の促進 [環境整備課]

17 各種リサイクル法に基づき、市町村の分別収集及び資源化が円滑に実施できるよう3R推
18 進月間における新聞広告の実施等、県民に対する啓発、市町村に対する分別収集等の先進事
19 例の情報提供や助言を行い、その取組を促進します。

20 21 (2) 容器包装リサイクルの促進 [環境整備課]

22 家庭から排出されるごみの容積の約6割を占める容器包装廃棄物のリサイクルの促進と減
23 量化、資源の有効利用を図ることを目的とした容器包装リサイクル法に基づき、市町村によ
24 る資源化の促進を支援していくとともに、次のような取組を進めていきます。

25 (公財)日本容器包装リサイクル協会を活用し、リサイクルルートの形成を促進してい
26 きます。

27 回収物の純度等が同協会のリサイクルルートの要件を満たせるよう、容器包装廃棄物の
28 分別、圧縮、梱包、保管に要する施設整備を促進します。

29 30 (3) 家電リサイクルの促進 [環境整備課]

31 家電リサイクル法では、フロン等の有害物質回収の観点から、エアコン、テレビ、冷蔵庫・
32 冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機のリサイクルを実施するため、消費者によるリサイクル費用の負
33 担、小売業者による収集・運搬や製造業者等による再商品化が義務づけられており、同法に
34 よるリサイクルが円滑に推進されるよう、引き続き、県民に対し、リサイクル費用負担の理
35 解と協力や指定引き取り場所への引き渡しについて周知啓発を行います。

36 また、指定引取場所が設置されていない離島市町村に対して、(一財)家電製品協会が行っ
37 ている沖縄本島(以下、「本島」という。)までの海上輸送費を補助する「離島対策事業協力
38 制度」の活用を引き続き、促していきます。

1 (4) 小型家電リサイクルの促進 [環境整備課]

2 小型家電リサイクル法では、デジタルカメラ、ゲーム機、携帯電話や掃除機、炊飯器など、
3 身近な家電製品のほとんどが対象とされています。これらの家電製品のリサイクルを促進さ
4 せ、希少金属類などの資源の有効活用を行うには、消費者、市町村、小売業者、製造メー
5 ーカーの関係者が、製造から分別収集、金属回収、循環利用に至るまで適切な役割分担の下で協
6 力して取り組むことが必要です。適正なりサイクルが促進されるよう市町村の参画を促して
7 いきます。

8
9 (5) パソコンのリサイクルの促進 [環境整備課]

10 資源有効利用促進法では、10 業種、9 品目について製造メーカーに 3 R の実施を義務づけ
11 ています。その中で、使用済パソコンについてもメーカーによる回収・再資源化(リサイクル)
12 が行われています。小型家電リサイクル法に基づく取組と合わせ、リサイクルが円滑に促進
13 されるよう、引き続き周知等を行います。

14
15 (6) 食品リサイクルの促進

16 食品リサイクル法に基づいた普及啓発 [流通・加工推進課、環境整備課]

17 食品リサイクル法では、国が定める基本方針において数値目標を定め、食品関連事業者
18 (食品の製造・流通・販売・外食等の事業者)に対し、食品廃棄物の発生抑制やリサイクル
19 等の実施を求めています。そのため、県では食品廃棄物のリサイクル等が円滑に促進され
20 るよう普及啓発等を行っていきます。

21
22 食品ロス削減に向けた取組 [生活安全安心課、環境整備課]

23 食品廃棄物のうち、本来ならまだ食べられるのに捨てられた食品について、食品ロスと
24 区分し、その削減に向けた対策を推進するため、令和元(2019)年に「食品ロスの削減の
25 推進に関する法律」(以下、「食品ロス削減推進法」という。)が公布・施行されました。ま
26 た、食品ロス削減推進法第 11 条の規定に基づく「食品ロスの削減の推進に関する基本的
27 な方針」において事業系・家庭系それぞれの削減目標を定めています。本県においても、
28 令和 4 (2022)年 3 月に「沖縄県食品ロス削減推進計画」を策定しており、引き続き、行政、
29 事業者、消費者等が連携・協働し、削減目標の達成に向けて各施策を推進していきます。

30
31 (7) 建設廃棄物のリサイクルの促進 [技術・建設業課、施設建築課]

32 建設リサイクル法では、一定規模以上の建設・解体工事について、その受注者に対し、特
33 定建設資材廃棄物(コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊及び廃木材)の分別解体と
34 資源化の実施を義務づけています。

35 関係者へ法令遵守の徹底及び不適正業者への指導・監督、パトロールの強化を図り、公共
36 及び民間工事における建設廃棄物の再資源化(リサイクル)を促進します。また、後述する沖縄
37 県リサイクル資材評価認定(ゆいくる)制度により、公共工事等での認定資材の積極的な活用
38 を図り、建設廃棄物のリサイクルを促進していきます。

1 (8) 使用済自動車リサイクルの促進 [環境整備課]

2 自動車リサイクル法では、自動車の所有者に対しリサイクル料金の支払いを義務づけると
3 ともに、自動車メーカーや輸入業者に対し、エアバッグ類、フロン類、シュレッダーダスト
4 のリサイクル・適正処理を義務づけています。

5 県では、(公財)自動車リサイクル促進センター及び(一社)自動車再資源化協力機構と連携し
6 て、県民及び関連事業者へ法令遵守の徹底を呼びかけるとともに、使用済自動車の引取業者
7 や解体業者等への立入調査を強化し、適正処理の推進を図っています。

8
9 (9) プラスチック製品のリサイクルの促進

10 プラスチックは、加工しやすく、耐久性に優れ、軽量化にも適しているため、大量に生産
11 され、日常生活の中で広く利用されていますが、大量に生産されたプラスチックの一部は海
12 洋に流出し、世界的な海洋プラスチックごみ問題を引き起こしています。本県においても、
13 絶え間なく海岸に漂着するプラスチック問題は深刻となっています。

14 国では、令和4(2022)年4月1日にプラスチック資源循環法を施行し、行政・県民・事業
15 者などの各主体の役割として、「設計・製造段階」、「販売・提供段階」、「排出・回収・リサイ
16 クル段階」のプラスチックのライフステージごとに使用削減及び資源循環に向けた取組を求
17 めています。本県においても、同法の趣旨や地域の特性等を踏まえ、令和7(2025)年3月に
18 「沖縄県プラスチック問題の取組に関する指針」を策定したところであり、引き続き、同指
19 針の普及を図ることで、行政・県民・事業者などの各主体が連携・協力してプラスチック製
20 廃棄物のリサイクルの促進を図ります。

21
22 (10) バイオマスの利活用の促進

23 県内の家畜排せつ物、生ごみ・食品残さ、製糖副産物などの廃棄物系バイオマスについて
24 は、各圏域の特性を踏まえ地域に適した利活用を促進します。

25
26 生ごみや製糖副産物のたい肥化 [環境整備課、農林水産総務課]

27 生ごみは、循環利用しやすいバイオマス資源であることから、県内の複数の市町村では
28 生ごみ等の堆肥化を実施しています。

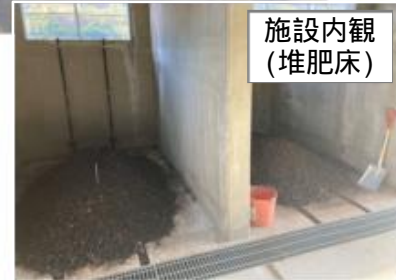
29 県内の先行事例のノウハウを周知し、取組の拡大を推進します。

～伊平屋村による生ごみたい肥化事業～

伊平屋村では、従来から、島民自ら畑で生ごみのたい肥化を行ってきましたが、畑をもたない集合住宅に住む島民の生ごみは、可燃ごみとして処理してきました。

そこで、伊平屋村では沖縄振興特別推進交付金を活用し、令和2(2020)年度にたい肥化施設の整備事業を実施しました。

集合住宅等からの生ごみを分別回収し、施設内でたい肥化しています。製造されたたい肥については、農地に施肥されるなど地域内で有効利用されています。



1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25

廃棄物エネルギーの利活用 [環境整備課]

県内では、バイオマス資源の有効利用の手法の一つとして、生ごみや家畜糞尿、下水汚泥等の廃棄物を活用するメタン発酵発電施設による廃棄物エネルギーの利活用が進められています。多くの市町村では、分別収集されず焼却処分を行っていることから、リサイクル手法の1つとして市町村へ先進事例・技術の情報提供に努めます。

下水汚泥のリサイクルの促進 [下水道課]

下水道から発生する汚泥については、上記の他、大部分を肥料として緑農地還元しており、今後も継続して有効利用を図るとともに、有効利用方法の多様化についても検討します。

家畜排せつ物のリサイクルの促進 [畜産課、営農支援課]

県では、「沖縄県家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画」(令和3(2021)年3月策定)に基づき、令和12(2030)年度を目標とした、家畜排せつ物の利用の促進、畜産環境の問題の解消及び環境に配慮した畜産経営に取り組んでいきます。

また、生産性の向上と経営の安定を図るため、農業の基本となる土作り対策を重要な施策と位置づけ、土壌・土層の改良、有機物供給施設等の整備、環境保全型農業の推進等を総合的に進めていきます。

このほか、家畜排せつ物の管理の適正化、有機物資源の有効活用、環境保全型畜産確立推進指導協議会による指導等、家畜排せつ物の適切な処理とリサイクルを促進していきます。

1 (11) リサイクルに取り組む事業者への支援 [環境整備課]

2 沖縄県産業廃棄物税の税収を活用して、県内の事業者等が実施する産業廃棄物の発生抑制、
3 再使用、リサイクルを推進するための施設整備や研究開発、離島における産業廃棄物の適正
4 処理に資する施設整備等に対し、事業費の一部を補助することにより、事業者のリサイクル
5 等の取組を支援します。

6
7 (12) リサイクル製品の利用拡大 [技術・建設業課]

8 島しょ県である本県では、域内での資源循環システムを構築するには、リサイクルの受け
9 皿となる製品の利用促進が重要となります。

10 そのため、県では、建設資材に用いられるリサイクル製品を対象とする「沖縄県リサイク
11 ル資材評価認定制度(ゆいくる)」を定め、県が認定することで、県産リサイクル資材の利用拡
12 大を図り、域内の資源循環を促進します。引き続き、国や市町村、民間に対しても「沖縄県
13 リサイクル資材評価認定(ゆいくる)制度」の周知と利用促進に関する働きかけに取り組んで
14 いきます。

15
16 ~ (一社)沖縄リサイクル運動市民の会 による環境学習推進事業 ~

沖縄リサイクル運動市民の会は、昭和 58(1983)年「物を大切にするとところから心の豊かさを取り戻そう!」の呼びかけのもとに、ゴミやリサイクル・環境教育・市民活動等をテーマとした市民参加型の催しや事業を開催しています。

「環境学習推進事業」として平成 22(2010)年度より買い物ゲームを採用し、小学生を対象に実施しています。身近なごみ問題をテーマとし、普段の買い物に付随して出てくるごみを題材にします。子ども達の大好きなカレーを作ることを想定し、材料に付随する容器や包装に着目し、ごみの量や質、処理の仕方、処理費、環境への影響についてみんなで考える時間をもちます。

これまで買い物ゲームの実施後に、子ども達に 2 週間にわたって家のごみの重さを計量してもらったところ、1 週目と比較して 2 週目には 23.3%のごみが減るという結果が出ました。



出典：くるくるリサイクル

17
18
19
20
21

1 5.2.3 観光分野における廃棄物の対策

2 本県の入域観光客数は、昭和 47(1972)年度の 56 万人から順調に増加し、米国同時多発テロ事
 3 件やリーマン・ショック、東日本大震災の影響等で一時落ち込むこともありましたが、海外航空
 4 路線の新規就航やクルーズ船寄港の増加により、平成 30(2018)年度には初めて 1,000 万人に達
 5 しました。

6 令和 2 (2020)年度は新型コロナウイルス感染症の影響により大幅な減少となったものの、令和
 7 4 (2022)年度からは回復の兆しを見せ、令和 6 (2024)年度の入域観光客数は 995 万人と、平成
 8 30(2018)年度に対して 99.5%の水準まで回復しています。

9 その一方で、本県のリーディング産業である観光産業は、来訪者の消費活動を促進することか
 10 ら経済効果が得られると同時に、消費拡大に伴って事業系ごみの排出量増加に繋がるのが懸念
 11 されます。このため、引き続き、観光客への意識啓発を含む観光産業における排出抑制対策が重
 12 要となります。

13 表 5.6 最近 5 年間の観光客数の動向

	入域観光客数		国内客		外国客	
	人数	前年度比	人数	前年度比	人数	前年度比
令和 2 年度	2,583,600 人	△ 72.7%	2,583,600 人	△ 63.0%	0 人	△ 100.0%
令和 3 年度	3,274,300 人	+ 26.7%	3,274,300 人	+ 26.7%	0 人	—
令和 4 年度	6,774,600 人	+ 106.9%	6,574,500 人	+ 100.8%	200,100 人	皆増
令和 5 年度	8,532,600 人	+ 25.9%	7,269,100 人	+ 10.6%	1,263,500 人	+ 531.4%
令和 6 年度	9,952,700 人	+ 16.6%	7,661,200 人	+ 5.4%	2,291,500 人	+ 81.4%

14 資料：令和 6 年版観光要覧（沖縄県文化観光スポーツ部観光政策課）

15 (1) 観光産業としての廃棄物削減の取組促進 [観光振興課、環境整備課、環境再生課]

16 観光産業として、食品廃棄物のリサイクル推進、使い捨て容器包装等の削減、観光サービ
 17 ス提供時における県産リサイクル製品、代替プラスチック製品の積極的な利用や自然素材へ
 18 の転換などを通じて、廃棄物の削減及び島しょ型プラスチック資源循環社会の実現に向け取
 19 組を推進します。
 20
 21

22 (2) 観光客への環境意識の啓発 [観光振興課、環境整備課]

23 サステナブルツーリズム(持続可能な観光)を推進していくためには、観光に伴って生じる
 24 ごみ等による環境への負荷を認識し、適正な管理によって環境に与える負荷を最小限に抑え
 25 る観光を目指す必要があります。
 26

27 そのため、ごみの発生抑制、分別の徹底を事業者や観光客へ呼びかけ、地域の許容量を超
 28 えないようごみの排出抑制を推進します。

1 (3) 持続可能な観光を目指した廃棄物の適正処理の推進 [環境整備課]

2 持続可能な観光を発展させるため、将来的な観光客の増加による処理量の増加を見込んだ
3 処理体制を確保するとともに、市町村や観光関係機関と連携して、ごみの発生抑制を推進し
4 ます。

5 ~ 座間味村による観光客を対象とした海岸漂着ごみ回収プロジェクト ~

(一社)座間味村観光協会では、島の宝であるサンゴ礁と世界が恋するケラマブルーの海を村民と座間味村を訪れるみなさんと共に守り、未来へ繋いでいきたいという考えのもと、ビーチクリーンプロジェクト「ZAMAMI MANATII」を立ち上げ、漂着ごみ問題に取り組んでいます。

「ZAMAMI MANATII」の概要

- STEP 1 : 来島されて、このプロジェクトに賛同した来島者にゴミ袋使用料(500円)を払ってもら(協力店にて販売)
*売上はゴミの処分費、運営費用等に充当
- STEP 2 : 海水浴やシュノーケリングの合間に目についたゴミを拾ってもら
- STEP 3 : 袋を購入いただいたお店へゴミ袋を渡す
- STEP 4 : 来島者へ記念品(缶バッジ)をプレゼント



参加記念品
(缶バッジ)

6
7
8 5.2.4 事業者間連携の形成 [環境整備課]

9 (一社)沖縄県産業資源循環協会などの関係団体と情報共有を密にし、製造業・小売業などの
10 動脈産業と廃棄物処理・リサイクル業などの静脈産業との事業間連携により廃棄物排出量を
11 減少させるとともに、リサイクル製品の品質向上や機能性を付与するなど付加価値を高めた効
12 果的な事例の情報を収集し、県のホームページなどで公開し広く周知します。

13
14 5.2.5 経済的手法を活用した減量化等の推進

15 (1) 産業廃棄物税による排出抑制、循環的利用及び適正処理の推進 [環境整備課]

16 県では、産業廃棄物の排出抑制、再使用、再生利用及び適正処理を推進し、産業廃棄物の
17 最終処分量を削減するため、平成 18(2006)年度から、産業廃棄物税を導入しています。産業
18 廃棄物税は、排出事業者に対し、税負担を通して産業廃棄物の排出抑制への意識を高め、事
19 業者のより一層の排出抑制や減量化、再資源化を促進するものです。税収は、県が実施する
20 産業廃棄物の排出抑制や再生利用等の促進、不法投棄等防止対策の強化、優良業者の育成な
21 ど、循環型社会の形成に向けた施策に活用されています。

22
23 (2) 一般廃棄物処理に係る負担の適正化の検討 [環境整備課]

24 一般廃棄物の排出抑制を進めていくためには、経済的インセンティブを活用することが重
25 要であり、ごみ処理の有料化は一定の減量効果が確認されており、ごみの排出量に応じた費
26 用負担の公平化が図られ、ごみ問題に対する県民・事業者などの意識改革にもつながります。

1 このような観点から、国の基本方針も踏まえ、ごみ処理の有料化を導入していない市町村
2 （一部導入していない場合も含む）に対し積極的な検討を求めていくとともに、既に有料化
3 を導入している市町村に対してはごみ減量効果の有効性に関する情報提供を行い、継続的な
4 実施を促します。

5.2.6 本県に適した資源循環

(1) 「沖縄県プラスチック問題の取組に関する指針」の推進 [環境整備課]

8 県では、県民一人ひとりがプラスチック問題を自分事として捉え、ライフスタイルの見直
9 しを通してプラスチック削減に取り組んでいくこと及び事業者の自主的なプラスチック削減
10 に向けた取組の促進を図るため、「沖縄県プラスチック問題の取組に関する指針」及び「事業
11 者向けの使い捨てプラスチック使用削減の手引き」を令和7(2025)年3月に策定しました。

12 行政・県民・事業者などの各主体が、本指針に基づき、プラスチックの使用削減や資源循
13 環に取り組み、「島しょ型プラスチック資源循環社会」の実現を目指します。

(2) 島しょ型資源循環社会の構築に向けた具体策の検討と実施 [環境整備課]

16 本県では、リサイクルに係る輸送コストがかかることや、スケールメリットが得られにく
17 いため県内にリサイクル企業が少ないというリサイクル施設・設備の導入に制約があること、
18 リサイクル品を受け入れる製造業者が少ないことなどの島しょ性に起因する課題がありま
19 す。

20 県では、県全域でリサイクルを推進するため、資源循環に向けた体制作りを進めるととも
21 に、上記の要因・課題を整理し、効率的なリサイクル手法及び体制に係る調査、検討を行い、
22 市町村等への技術支援や活動支援を実施するなど、本県に適した島しょ型資源循環社会の構
23 築に取り組んでいきます。

1 5.3 持続可能な廃棄物処理体制の方向性

2 5.3.1 県民及び事業者への呼びかけ [環境整備課]

3 4.1.2 に示した循環経済への移行を促進するため、例えば、県民においてはこれまでの3Rの
4 取組に加え、製品のライフサイクルを意識した選択を行うこと、事業者においては廃棄物に関
5 わる事業者のみならず、製品の製造段階や流通過程に関わる事業者による創意工夫と効率化を
6 行うこと、行政においては公共事業やオフィス業務等の自らの事業活動の見直しに加え、経済
7 社会システムの転換に向けて積極的な普及啓発活動を行っていく必要があることなどを呼びか
8 けることでそれぞれの役割に応じた取組を推進していきます。

9 5.3.2 一般廃棄物処理体制のあり方

11 (1) 適正処理の推進に向けた処理施設の整備 [環境整備課]

12 一般廃棄物処理施設は、適正処理だけでなく、再使用、再生利用、熱回収(サーマルリサ
13 イクル)の促進を図り、循環共生型社会の形成に欠かせない施設であるとともに、近年多発
14 化する災害時には、災害廃棄物の処理や周辺施設へのエネルギー(熱・電気)供給など地域の復
15 旧・復興に貢献することも期待されます。

16 そのため、循環型社会形成推進に資する交付金制度を活用して、必要な施設整備(更新を
17 含む)を支援し、適正処理を推進していきます。また、施設の適切な維持管理を促し、施設
18 の延命化の推進を図ります。

19 (2) 廃棄物処理事業に係る価格の適正化の推進 [環境整備課]

20 廃棄物処理事業を確実に実施し、物価の状況なども踏まえた適切な委託料・処理料金が事
21 業者に支払われることが重要であることから、国の「労務費の適切な転嫁のための価格交渉
22 に関する指針」を踏まえ、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の適切な転嫁に必要な措
23 置の推進を図っていきます。

24 5.3.3 産業廃棄物処理体制のあり方

26 (1) 県内完結型の産業廃棄物処理の促進 [環境整備課]

27 本県は、島しょ県という地理的特性から、他県のように県域を越えた広域処理が難しく、
28 可能な限り県内完結型の処理体制が必要となります。そのため、事業者によるリサイクル等
29 の中間処理施設の整備及び残余容量が限られている産業廃棄物管理型最終処分場の整備や延
30 命化を促進します。

31 (2) 周辺環境に配慮した処理施設の整備促進 [環境整備課]

32 事業者及び処理業者が処理施設を新設または変更する際には、周辺の環境に配慮すると
33 ともに、事前に地域住民に処理施設の必要性や安全性などについての正確な情報提供を行い、
34 地域住民との合意形成を図ることが重要です。そのため、「沖縄県産業廃棄物処理施設等の設
35 置に関する指導要綱」を定め、処理施設の許可申請等に先立つ住民説明会の実施及び住民意
36 見に配慮した適正な設置計画に基づく施設の設置を求めています。

1 (3) 公共関与最終処分場等を活用した廃棄物適正処理の推進 [環境整備課]

2 産業廃棄物の適正な処理体制を確保し、持続的な経済社会の維持・発展と循環型社会の形
3 成に寄与する基盤施設として、県では令和元(2019)年度に公共関与による安心・安全でモデ
4 ルとなる管理型最終処分場の「安和エコパーク」を整備しました。

5 今後も、安和エコパークの適正な運営及び廃棄物の適正処理の促進に取り組みます。

6 なお、安和エコパークは埋立期間が令和 15(2033)年度までとなっているため、民間におけ
7 る管理型最終処分場の整備状況等を考慮して、再び県が関与して管理型最終処分場の整備を
8 行うべきかどうか検討していきます。

10 5.3.4 離島の廃棄物対策

11 離島市町村については、島外を含む広域的な処理・リサイクルには海上輸送が必要となる点が
12 本島とは大きく異なります。また、島民人口が少なく人手不足となる地域がある一方、観光客の
13 流入により廃棄物量が増大している地域もあります。

14 (1) 発生・排出抑制及び循環的利用に関する主要施策

15 地域循環によるリサイクルの促進 [環境整備課]

16 離島市町村では、島内でできるリサイクルが非常に限られているため、リサイクルを推
17 進する上で海上輸送に係るコストが大きな負担となります。島外に輸送するにあたっては、
18 定期航路を活用した資源物の広域処理の検討を進めつつ、生ごみのたい肥化など地域内で
19 循環利用が可能なごみについては、地域内でのリサイクルを推進する必要があります。

21 離島対策支援事業を活用した適正処理の促進 [環境整備課]

22 離島市町村では、島内処理困難物を島外に輸送せざるを得ないため、輸送に要する費用
23 が嵩むなどの課題があることから、家電については(一財)家電製品協会の海上輸送に要す
24 る費用を補助する「離島対策事業協力制度」を、使用済自動車については海上輸送を支援
25 する「離島対策支援事業」の活用を促進することにより、適正処理を推進します。

27 (2) 適正処理に関する主要施策

28 ごみ処理広域化の推進(効率的な処理体制(人的体制など)の構築を含む)

29 [環境整備課]

30 本島内の市町村では、地理的に隣接する市町村間で一部事務組合を設立し広域的にごみ
31 処理を行っていますが、離島市町村については、地理的条件、海路条件、住民との合意形
32 成等の課題があることから、近隣市町村との広域化が進んでおらず、各市町村でごみ処理
33 施設を整備し運営している状況です。

34 また、処理困難な廃棄物については、本島の業者へ輸送して処理する必要があり、海上
35 輸送の費用がかかることなど、ほとんどの離島市町村のごみ処理経費は、本島市町村に比
36 べ高い状況にあり、財政上の負担となっています。

37 県では、このような離島市町村におけるごみ処理経費及び運転管理に係る負担軽減を図
38 るため、平成 25~27(2013~2015)年度に離島市町村のごみ処理の現状調査を実施し、有

1 識者、関係自治体、関係業者等から構成される離島ごみ処理広域化検討委員会において議
2 論を重ね、離島の効率的なごみ処理体制について提案を行っています。

3 近年は、コスト面だけでなく人材面においても不足していることが課題となっているこ
4 とから、民間の事業者の活用も含め、効率的なごみ処理体制の構築を推進します。

6 産業廃棄物のあわせ処理の推進 [環境整備課]

7 特に、離島市町村においては、産業廃棄物の発生量が総体的に少なく、民間の処理業が
8 経済的に成り立ちにくいことや可能な限り地域内で廃棄物処理体制を整備することが望
9 ましいことから市町村のあわせ処理を推進します。

11 海岸漂着物対策 [環境整備課]

12 特に離島市町村では漂着物の回収を行う人手も少なく、また、回収した漂着物は塩分を
13 多く含み焼却炉を痛めることを理由に自前の施設で処理が難しく島外の処理事業者に頼
14 らざるを得ないことから、その運搬・処理についても費用がかかり、離島市町村の負担は
15 大きくなっています。

16 県では、海岸漂着物処理推進法に基づく国の補助金を活用し、海岸漂着物対策事業を実
17 施しており、今後も、国の支援を得ながら、海岸管理者（県）や地元市町村等との連携を
18 図り、海岸漂着物対策に取り組んでいきます。

20 5.3.5 最新技術の活用 [環境整備課]

21 （一社）沖縄県産業資源循環協会などの関係団体と情報共有を密にし、最新技術の活用により
22 廃棄物の排出量の減少、再生品の品質向上や機能性を向上するなど付加価値を高めた優良事例の
23 情報を収集し、県のホームページなどで公開し広く周知します。

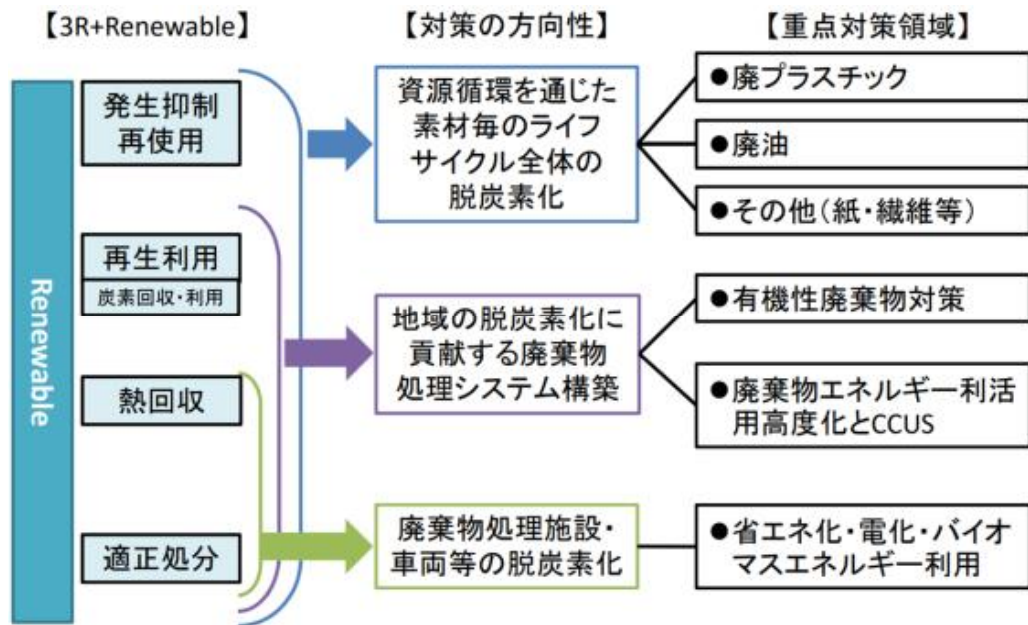
24 また、県内の事業者等が実施する産業廃棄物の発生抑制、再使用、リサイクルを推進するた
25 めの設備整備や研究等に対し、事業費の一部を補助することにより、最新技術の活用を含めた事業
26 者のリサイクル等の取組を支援します。

28 5.3.6 脱炭素への貢献 [環境整備課]

29 世界的な課題である気候変動に対して、県全体でその現状と認識を共有し、県民、事業者、市
30 町村及び県が一丸となって対策に取り組んでいくことを決意し、令和3（2021）年3月に「沖縄県
31 気候非常事態宣言」を行いました。その中で、特に市町村の行動として「2050年温室効果ガス排
32 出量実質ゼロ宣言及びその達成に向けた取組の推進」が掲げられており、廃棄物・資源循環分野
33 においても地域特性に応じた脱炭素社会に向けた取組の推進が必要です。

34 「廃棄物・資源循環分野における2050年温室効果ガス排出実質ゼロに向けた中長期シナリオ
35 （案）」等に挙げられた対策を図5.2及び表5.7に例示しています。全国的には、高効率発電設
36 備の導入によるエネルギー回収や廃棄物系バイオマスの利活用など、主にエネルギーとしての
37 廃棄物の有効活用が広がっています。また、ごみ処理施設を地域のエネルギーセンターとして

1 位置付け、高効率なごみ発電によって生み出した電気や熱を周辺の需要施設やEVパッカー車等
 2 に供給する「電力の地産地消」を行うことで、地域の低炭素化に貢献している事例もあります。
 3 本県においても那覇市・南風原町環境施設組合、倉浜衛生施設組合、中部北環境施設組合及
 4 び株式会社倉敷の一般廃棄物焼却施設で焼却の際のエネルギーを利用して発電を行っており、
 5 今後も廃棄物処理施設の整備に際しては熱回収（サーマルリサイクル）を推進するなど、地球
 6 温暖化対策の推進に資する施設整備を促進していきます。また、市町村・一部事務組合におけ
 7 る廃棄物処理計画及び施設更新計画の策定において参考となるよう脱炭素化に向けた情報発信
 8 を積極的に行います。
 9



10
 11 図 5.2 廃棄物・資源循環分野における温室効果ガス対策
 12 出典：廃棄物・資源循環分野における 2050 年温室効果ガス排出実質ゼロに向けた中長期シナリオ(案)
 13 (令和 3 年 8 月 5 日) 環境省

1

表 5.7 廃棄物・資源循環分野における温室効果ガス対策

廃棄物処理における取組
プラスチック製容器包装の分別収集・リサイクルの推進
一般廃棄物焼却施設における廃棄物発電の導入 ¹
産業廃棄物焼却施設における廃棄物発電の導入
廃棄物処理業における燃料製造 ² ・省エネルギー対策の推進
EV ゴミ収集車の導入
バイオマスプラスチック類の普及
バイオマスプラスチック類の普及
廃棄物焼却量の削減
廃プラスチックのリサイクルの促進
廃油のリサイクルの促進
廃棄物最終処分量の削減
廃棄物最終処分量の削減
廃棄物最終処分場における準好気性埋立構造の採用
一般廃棄物最終処分場における準好気性埋立構造の採用
産業廃棄物最終処分場における準好気性埋立構造の採用

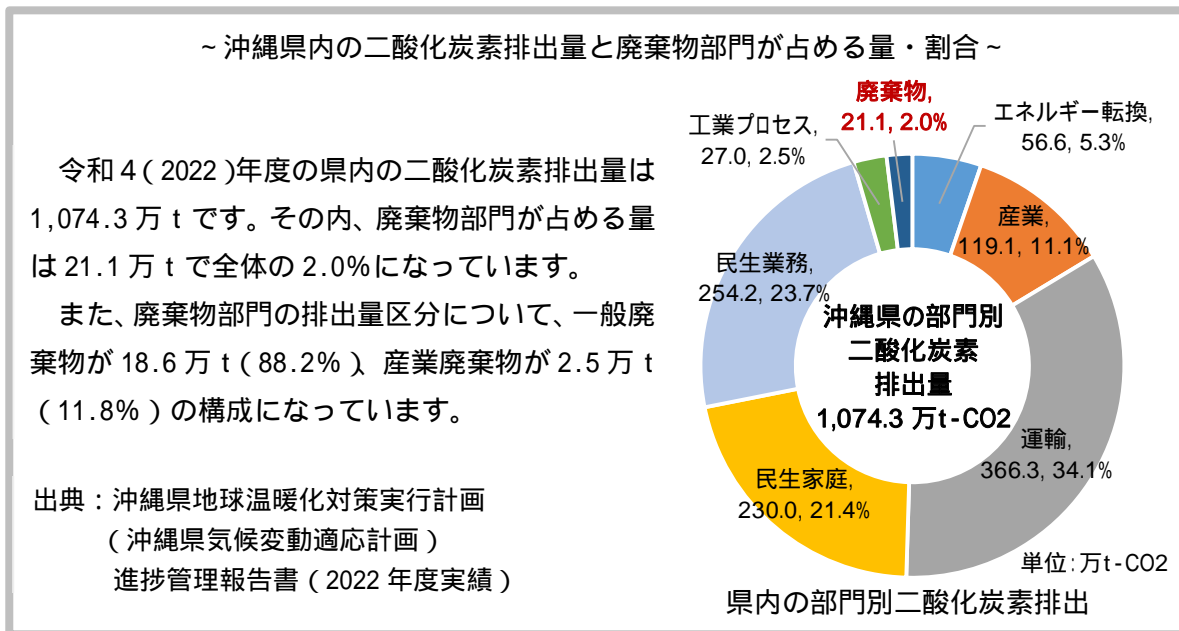
2

出典：廃棄物分野における地球温暖化対策について（環境省，2024年9月20日）

3

地球温暖化対策計画（令和7年2月，閣議決定）2030年度排出削減目標に関する対策・施策の一覧

4



5

6

5.4 適正処理の確保と徹底

5.4.1 適正処理の推進

(1) 産業廃棄物の適正処理の推進

排出事業者に対する産業廃棄物処理責任の周知徹底及び指導強化 [環境整備課]

県は、ホームページ等の様々な媒体を活用して、産業廃棄物の処理責任は排出事業者にあることを周知徹底していきます。また、排出事業者が、廃棄物処理を委託する場合には、処理業者の事業範囲や施設の処理能力・処理実績等を確認することはもちろんのこと、現地確認などによってその適性を判断するとともに、適正処理に必要な費用を負担し、産業廃棄物管理票(マニフェスト)によって最終処分までの処理が適正に行われたことを確認するよう、指導します。

産業廃棄物処理業者の監視・指導の強化 [環境整備課]

産業廃棄物処理業者については、必要に応じて立入検査や処理実績の報告徴収等を行い、許可事業範囲の徹底、処理に関する基準の遵守、処理施設の適切な管理による産業廃棄物の適正処理を指導します。また、悪質な不適正処理の事案に対しては、廃棄物処理法に基づく改善命令や許可取消などの行政処分を実施するとともに、それらの情報を県ホームページ等で公表しています。

優良認定産業廃棄物処理業者の育成 [環境整備課]

県では、平成 23(2011)年 4 月 1 日から導入された優良産廃処理業者認定制度に基づき、優良基準(遵法性、事業の透明性、環境配慮の取組の実施、電子マニフェストの利用、財務体制の健全性)に適合する業者を優良業者として認定しています。産業廃棄物税の税収を活用して、引き続き研修会等を実施し、産業廃棄物処理業者の資質向上により優良業者の認定取得を促進していきます。

排出事業者が安心して処理委託できるよう、優良認定産業廃棄物処理業者に関する情報を発信していきます。

これらの取組により、優良な処理業者が社会的に評価され、不法投棄・不適正処理を行う事業者が淘汰される環境の充実を図ります。

産業廃棄物管理票(マニフェスト)制度の推進 [環境整備課]

県は、適正な委託契約の締結を指導するとともに、処理業者によるマニフェストの保存義務や罰則の強化などマニフェスト制度の周知・指導を徹底します。また同時に、事務手続きの簡素化や処理状況の即時把握等が可能であり、廃棄物処理システムの透明化を図ることができるなどの利点を有する電子マニフェストの普及促進を図ります。

(2) 不法投棄等の防止対策

関係団体・機関との連携による不法投棄の防止 [環境整備課]

県では、事業者や県民に対して、廃棄物の不法投棄及び不適正処理の防止を呼びかけることを目的に、県、警察本部、環境省、那覇市、第十一管区海上保安本部、(公財)暴力団

1 追放沖縄県民会議、(一社)沖縄県建設業協会、(一社)沖縄県医師会及び(一社) 沖縄県産
2 業資源循環協会で構成する「沖縄県産業廃棄物不法処理防止連絡協議会」が中心となり、
3 市町村の協力を得ながら県下一斉監視パトロールの実施などに取り組んでいます。

4 また、県警と連携し、悪質な不法投棄事案に対しては、原状回復や検挙を見据えた迅速
5 な対応及び行政処分を行っていきます。

6
7 廃棄物監視指導員の配置等による地域の不法投棄等監視体制の強化 [環境整備課]
8 県警OBを廃棄物監視指導員として保健所に配置し、不法投棄防止パトロールを強化す
9 るとともに、警察署、市町村等関係機関で構成する「廃棄物不法処理防止ネットワーク会
10 議」を設置しており、引き続き、不法投棄や不適正処理事案に対する情報交換及びその対
11 応を行っていきます。

12 また、毎年度、県全域の不法投棄実態調査を行い、そのデータを基に、市町村と連携を
13 図りながら、住民、事業者への普及啓発や予防措置、撤去作業等を促進していきます。

14 さらに、一般廃棄物の不法投棄対策についても市町村の監視体制の強化に向けて監視カ
15 メラの設置等について支援を行います。

16 各保健所における不法投棄の実態把握及び廃棄物監視指導体制の強化

17 監視カメラや看板の設置への支援

18 産業廃棄物処理施設等への立入権限に係る市町村職員の併任制度の促進

19 20 (3) 産業廃棄物のあわせ処理の推進 [環境整備課]

21 市町村は、地域の生活環境保全や地場産業の育成等の公益上の観点から、地元の中小事業
22 者等が排出する産業廃棄物のうち、一般廃棄物とあわせて処理することが可能な性状を有す
23 るものについては、適正な費用の徴収のもと、市町村の一般廃棄物処理施設を活用し「あ
24 わせ処理」することができます。

25 特に、離島市町村については、産業廃棄物の発生量が総体的に少なく、民間の廃棄物処理
26 業が経済的に成り立ちにくいことや可能な限り地域内で適正な廃棄物処理体制を整備するこ
27 とが望ましいことから市町村のあわせ処理を推進します。

28 29 農業用廃プラスチック類の適正処理の推進 [園芸振興課、環境整備課]

30 関係機関、団体からなる沖縄県農業用廃プラスチック適正処理協議会で市町村段階にお
31 ける処理対策協議会の設置を促し、地域における回収体制の構築や、分別排出の徹底を推
32 進するとともに、適正処理に関する情報を関係機関等に周知し、適正処理を推進します。
33 また、生分解性マルチを普及啓発することで廃プラスチックの排出削減に取り組みます。

34 離島市町村については、島内に廃プラスチックの処理業者が少なく、また、可能な限
35 り地域内で適正な廃棄物処理体制を整備することが望ましいことから市町村によるあ
36 わせ処理を推進します。

1 5.4.2 生活排水処理対策(普及啓発活動)

2 生活排水処理対策については、下水道等の整備状況を踏まえて、下水道未整備地域においては
3 合併処理浄化槽の普及を促進していきます。

4 また、大型合併処理浄化槽については、関係機関と連携し高効率な先進的省エネ型浄化槽に転
5 換するための補助金等について情報提供を行います。

6
7 (1) 講習会等を通じた普及啓発活動の推進 [環境整備課]

8 浄化槽に関する十分な理解と適正な維持管理の促進を図るため、「浄化槽設置者講習会」や
9 「浄化槽の日」にちなんだイベント等を通して普及啓発を行っていきます。

10
11 (2) 合併処理浄化槽の普及促進 [環境整備課]

12 令和5(2023)年度末現在、県内の合併処理浄化槽設置数は合計41,018基となっています。

13 持続的な汚水処理システムの構築に向け、「沖縄汚水再生ちゅら水プラン」に基づき、市町
14 村等関係機関と連携して計画的に浄化槽整備を促進するとともに、市町村に対し循環型社会
15 形成推進交付金の積極的な活用を促し既設の単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への設置の
16 切り替えを図っていきます。

17
18 5.4.3 適正処理困難物対策

19 (1) リチウム蓄電池 [環境整備課]

20 リチウム蓄電池及びリチウム蓄電池を使用した製品(以下、「リチウム蓄電池等」という。)は、劣化や強い衝撃等に伴って発火するおそれがあり、分別されず処理を行った際に火災事故等が発生する事例があるなど、その分別回収及び適正処理が深刻な課題となっています。
21
22
23 また、国においては、自治体におけるリチウム蓄電池等の分別回収及び適正処理を更に徹底
24 していく必要があることから、令和6(2024)年度末に、家庭ごみの標準的な回収方法等を示
25 した「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」を改訂し、
26 リチウム蓄電池等を1つの分別回収区分として設定しました。

27 県においては、市町村におけるリチウム蓄電池等の分別収集を促進するため、県内の市町
28 村におけるリチウム蓄電池等の処理状況の把握に努めるとともに、市町村に対して廃棄物処
29 理法第9条の9第1項で定める広域的な処理の認定を受けた事業者といったリチウム蓄電池
30 等のリサイクルが可能な事業者に関する情報提供を行っていきます。また、事業活動に伴い
31 排出されるリチウム蓄電池等についても、分別して処理が可能な産業廃棄物処理業者に委託
32 するなどの適正処理が行われるよう、排出事業者に対し普及啓発を図っていきます。

1
2 リチウムイオン電池の適切な分別・排出について
3 モバイルバッテリー等のリチウムイオン電池を使用した製品を廃棄する際
4 に、適切な分別を行わず出すと、ごみ収集車やクリーンセンター等において
5 発火し、火災事故につながる危険があります。

6 各家庭でご使用のリチウムイオン電池を廃棄する際は、基本的に各市町村
7 の指示に従って適切に分別して排出する必要があります。また、沖縄県内
8 では、家電量販店が協力してリチウムイオン電池を含む小型充電式電池の
9 リサイクル回収BOXを設置している場合があります。



10 環境省のホームページにおいて、電池の正しい捨て方などの注意喚起
11 を行っています。

12 リチウム蓄電池関係（環境省 HP）

13 https://lithium.env.go.jp/recycle/waste/lithium_1/index.html

家電量販店のリサイクル
BOX



14
15
16 (2) 蛍光管 [環境整備課]

17 蛍光管について、令和9(2027)年末までに製造及び輸出入が禁止されることから、今後、
18 排出量が増加することが見込まれます。蛍光管は水銀使用製品廃棄物であるため、後述の
19 5.4.4(4)「水銀廃棄物」の対策の考えに準じ、適正処理を確保する必要があります。

20
21 (3) 太陽光パネル [環境整備課]

22 今後、排出量が増加すると想定されている太陽光パネルについては、環境省が策定した「太
23 陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン 第三版」(令和6(2024)年)にお
24 いて、使用済太陽発電設備の取扱い、解体・撤去、リユース、収集・運搬、リサイクル、埋立
25 処分等について整理されていることから、同ガイドラインの周知徹底を図るとともに、引き
26 続き適正処理の確保を図ります。

27
28 5.4.4 特別管理廃棄物対策

29 (1) 感染性廃棄物 [環境整備課]

30 医療機関等から排出される感染性廃棄物の処理は、(一社)沖縄県医師会、(一社)沖縄県産
31 業資源循環協会等と連携し、医療従事者等に対し「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理
32 マニュアル」(令和8(2026)年1月改訂)の周知徹底を図るとともに、引き続き適正処理の確
33 保を図ります。

34
35 (2) 廃石綿及び石綿含有廃棄物 [環境整備課]

36 解体工事や吹き付け石綿の除去工事に伴って排出される廃石綿及び石綿含有廃棄物の処理
37 については、発注者、排出事業者(元請業者)及び廃棄物処理業者に対して、「石綿含有廃棄物
38 等処理マニュアル」(令和3(2021)年3月改訂)の周知徹底を図るとともに、解体工事現場に
39 対する監視・立入検査等を強化するなど、引き続き適正処理の確保を図ります。

1 (3) 特定有害産業廃棄物 [環境整備課]

2 重金属等の有害物質を含む特定有害産業廃棄物については、事業者自らが生産工程の見直
3 しや原材料の変更などにより、有害物質の排出を抑制し適正処理が容易になるよう配慮する
4 とともに、廃棄物処理法の処理基準に従って適正に処理するよう、指導を徹底・強化します。

6 (4) 水銀廃棄物 [環境整備課]

7 石炭利用などによる人為的な水銀排出が大気や水、生物中の水銀濃縮を高めている状況を
8 踏まえ、地球規模での対策を進めるため、「水銀に関する水俣条約」が平成 29 (2017) 年 8 月
9 に発効しています。

10 国内では平成 27 (2015) 年 11 月に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改
11 正する政令」が閣議決定され、平成 29 (2017) 年 10 月から廃水銀等を特別管理廃棄物(特別
12 管理一般廃棄物、特別管理産業廃棄物)に指定し、運搬や処分方法等の処理基準を強化すると
13 ともに、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀汚染物の処理基準等が追加されました。

14 県においては、市町村及び関係機関と連携し、水銀使用製品廃棄物の回収体制の構築や住
15 民への普及啓発を行っています。

17 (5) PCB 廃棄物

18 国・関係機関との連携及び保管・処分状況の把握等 [環境整備課]

19 県は、「沖縄県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」(平成 27(2015)年 3 月改訂)に基づ
20 き、PCB 廃棄物の保管及び処分状況を把握するとともに、事業者に対して保健所への届出や
21 適正保管等の指導を徹底します。低濃度 PCB 廃棄物は無害化処理認定施設等で、処理期限
22 内に確実に適正に処理するため、関係機関と連携し、保管事業者等への周知、指導を行
23 います。新たに高濃度 PCB 廃棄物が発見された場合は、国に情報提供するとともに、国に
24 において処理技術が示されるまでの間、事業者に対して適正保管を指導していきます。

25 PCB 廃棄物の処理期限

26 高濃度 PCB 廃棄物(廃 PCB 等及び廃変圧器等)：平成 30(2018)年 3 月 31 日(処分期間終了)

27 高濃度 PCB 廃棄物(上記以外の高濃度 PCB 廃棄物)：令和 3 (2021)年 3 月 31 日(処分期間終了)

28 低濃度 PCB 廃棄物：令和 9 (2027)年 3 月 31 日
29

31 適正な保管の指導・保管及び処理状況の公表 [環境整備課]

32 各保健所で、PCB 廃棄物の保管事業者に対し、計画的に立入検査を行い、適正な保管、期
33 限内の処理について指導を行います。また、保管及び処理等の状況を取りまとめ、公表を
34 行います。

1 5.4.5 ダイオキシン類対策 [環境整備課]

2 ダイオキシン類については、人体に重大な影響を与えることから、廃棄物処理法において廃
3 棄物焼却施設等における排出基準や構造基準、処理方法の基準が定められています。また、ダ
4 イオキシン類対策特別措置法においても、大気、水質、土壌におけるダイオキシン類に関する
5 環境基準を定めており、対象となる特定施設については、測定義務が課せられるとともに排出
6 基準を遵守することが義務付けられています。

7
8 (1) 一般廃棄物処理施設の対策 [環境整備課]

9 市町村等の焼却施設については、引き続き設備等の適切な維持管理や廃棄物の適正処理を
10 推進することで、ダイオキシン類の低減化に向けた対策を図っていきます。また、ダイオキ
11 シン類対策特別措置法に基づき実施される排ガス等のダイオキシン類濃度測定結果を注視し、
12 基準値超過施設に対しては法律に基づく改善指導等の対応を行っていきます。

13
14 (2) 産業廃棄物処理施設の対策 [環境整備課]

15 産業廃棄物の焼却施設については、構造基準への対応状況、維持管理基準の遵守状況等に
16 係る立入検査、排ガス等のダイオキシン類測定結果の徴取、その結果に基づく指導等を行っ
17 ていきます。

18 なお、設置許可対象外の小型焼却施設を設置している産業廃棄物処理業者への立入検査に
19 よる確認も行っていきます。

1 5.5 不確定要因を含む廃棄物に対する対応

2 5.5.1 急拡大感染症への対応 [環境整備課]

3 新型コロナウイルス感染拡大時には「廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドラ
4 イン」(令和2(2020)年9月、環境省)に基づき、家庭・事業所からの一般廃棄物、医療機関から
5 の感染性産業廃棄物について、感染リスクに配慮した排出方法や処理がルール化され適正に処理
6 が行われました。

7 引き続き、感染症拡大時における感染性廃棄物の適正処理体制確保のため、市町村、一般廃棄
8 物処理業者、産業廃棄物処理業者、医療関係機関及び関連団体との連絡体制を定めるなど連携を
9 強化し、感染拡大に備えます。

10
11 5.5.2 災害時における対応力の強化

12 近年の台風や地震の多発化を踏まえ、持続可能な廃棄物処理を行うため、地域ごとの廃棄物処
13 理システムの強靱化や、災害廃棄物の発生を想定した事前の備えが重要となっています。本県は、
14 台風の常襲地域であり、予防策を含む様々な施策により防災体制の強化を図ってきましたが、地
15 球温暖化の進行に伴い、海水面の上昇や海水温の上昇による台風の強大化といった気象災害のリ
16 スクが今後さらに高まることが予想されます。

17 県では、環境省が策定した災害廃棄物対策指針を踏まえ、平成29(2017)年に「災害廃棄物処理
18 計画」を策定し災害廃棄物処理に必要な対応をとりまとめたほか、県内市町村の災害廃棄物処理
19 計画の策定支援や研修による人材育成を行ってきました。さらに、令和7(2025)年には、県、市
20 町村及び一部事務組合、(一社)沖縄県産業資源循環協会の3者において「災害発生時の廃棄物
21 処理に関する協定」を締結し、相互の連携体制の強化を図ったところです。

22
23 (1) 市町村による災害廃棄物処理計画の策定支援 [環境整備課]

24 災害の発生に伴う災害廃棄物の処理に適切に対応するためには、災害廃棄物の処理主体で
25 ある市町村が災害廃棄物処理計画を策定し、大量に発生する災害廃棄物に対して予め仮置き
26 場の候補地を選定し、災害廃棄物の受入について事前にシミュレーションを行うことが重要
27 です。このため、県は、市町村が災害廃棄物処理計画を適切に策定できるよう、必要な支援
28 を行います。

29
30 (2) 人材育成 [環境整備課]

31 引き続き、市町村職員等を対象とした研修を実施することで人材育成を行い、調整役とな
32 る県職員についても災害廃棄物処理に精通した人材の確保に努めます。

1 (3) 災害廃棄物処理体制の強化 [環境整備課]

2 平時から、県内の廃棄物処理施設の整備状況を把握し、市町村が被災した場合には速やかな地域の復興につながるよう、適切な施設の維持管理や、広域化を含めた廃棄物処理システムの強靱化について市町村に助言を行います。また、沖縄県は、大規模災害時廃棄物対策九州ブロックの一員として、県域を越えた連携体制の構築を進めるとともに、(一社) 沖縄県産業資源循環協会と協力し、民間処理施設との連携強化を図ります。

7 災害が発生した際は、被災市町村に対し情報提供や技術的な助言等を行うとともに、単独市町村では災害廃棄物の処理が困難な場合は、前述の3者協定に基づき、市町村の枠組みを越えた広域的な処理体制の確保を図るとともに、産業廃棄物処理業者、他都道府県、国と連携し、協力支援体制を構築します。

11
12 5.5.3 米軍基地の廃棄物対策

13 米軍基地から排出される廃棄物は、主に民間処理業者によって収集・運搬・処理が行われています。

15 処理を行った民間事業者からの報告によると、令和5(2023)年度に米軍基地から排出された一般廃棄物の総量は21,112tでした。今後も、基地内の廃棄物等については、排出抑制や分別の徹底を推進し、廃棄物焼却施設等の整備を含め日米両政府の責任で適正に処理することについて、引き続き、基地所在市町村とも連携し、渉外知事会等あらゆる機会を通して在沖米軍基地及び国等に対し求めていきます。

20
21 (1) 沖縄駐在米軍及び沖縄防衛局等との連絡体制の構築 [環境整備課]

22 在沖米軍及び関係機関との連絡体制を構築し、リサイクルや適正処理などについて情報・意見交換に努めていきます。

24
25 (2) 情報公開及び立入検査 [環境整備課]

26 基地内における廃棄物等の種類、数量、発生場所、保管方法、処理及び輸送計画等に関する情報の公開を求めていくとともに、環境への影響が懸念される事態が発生した場合、基地内の立入検査に適切な配慮が払われるよう、強く求めていきます。

1 5.5.4 海岸漂着物対策 [環境整備課]

2 県内各地の海岸では、国内外からペットボトルや漁具等の廃プラスチック類等のごみが大量に
3 漂着し、自然環境や漁業に多大な影響を及ぼしており、海岸景観の悪化は、観光資源としての価
4 値の低下も招いています。

5 これらの漂着物へ対応するため、県では、「沖縄県海岸漂着物対策地域計画」を策定し、海岸
6 漂着物対策の推進に関する基本的事項や多様な主体の役割と連携等について定め、回収処理体制
7 を構築しています。

8 具体的には、回収・運搬・処理に係る費用について国の補助金を活用し、海岸管理者（県）や
9 市町村による回収だけでなく、ボランティアの協力も得ながら、毎年、約 5,000 m³の海岸漂着物
10 を回収するとともに、回収した漂着物については産業廃棄物処理業者への委託処理又は地元市町
11 村によって処理が行われています。

12 海岸漂着物は絶え間なく漂着していることから、引き続き、国の補助金を活用しながら、地元
13 市町村や関係機関と連携を図り、海岸漂着物対策に取り組んでいきます。

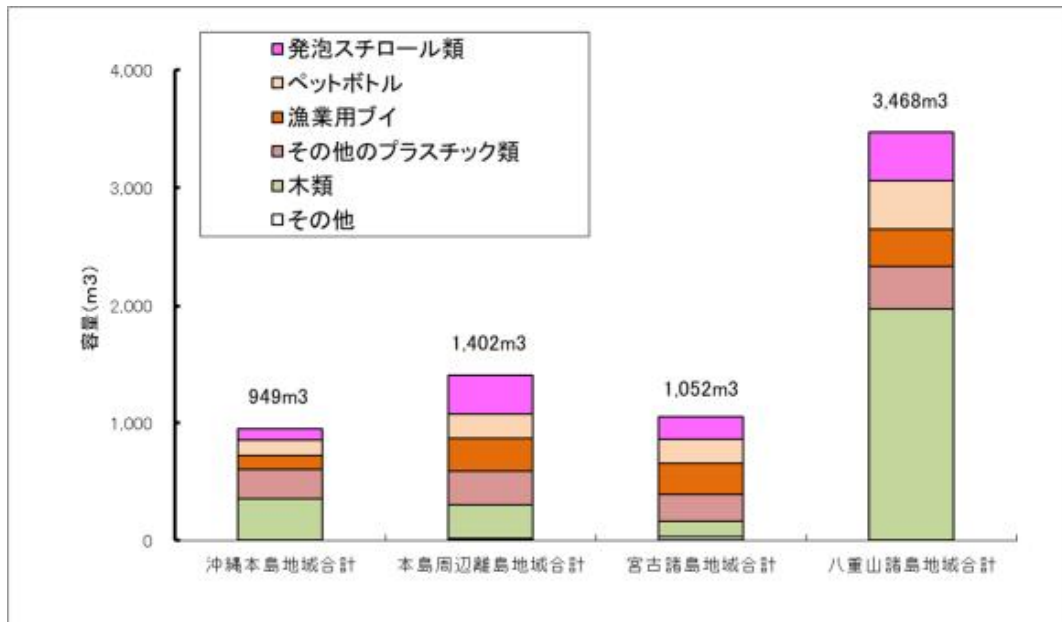
14

～ 沖縄県における海岸漂着物の漂着状況～

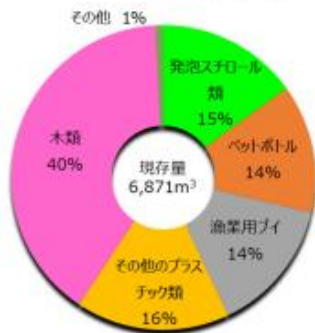
沖縄県は黒潮の上流に位置しており、国内外からの漂着物が繰り返し、際限なく漂着しています。

沖縄県が平成 29 (2017) ～ 30 (2018) 年度に約 900 海岸において実施した海岸踏査では、合計で 6,871 m³ (25m プール約 13 杯分) の漂着物が確認されています。

また、調査結果から、特に宮古島諸島や八重山諸島からなる先島地域に数多く漂着していることや、素材別ではプラスチック類が多いこと、バーコードから生産国が把握できるペットボトルを分析すると海外由来が多いなどの状況が分かってきています。



地域別漂着ごみ量 (平成 29(2017)～30(2018)年度現存量)



漂着物の種類別割合



漂着したペットボトルの生産国別割合

出典：沖縄県海岸漂着物等地域対策推進事業報告書 (沖縄県)

1 5.6 ごみ処理広域化・集約化

2 5.6.1 広域化・集約化計画

3 (1) 背景・目的

4 ○本島内の市町村では、地理的に隣接する市町村間で一部事務組合を設立し広域的にごみ処理を行っていますが、離島市町村については、地理的条件(海路条件含む)及び人口規模等の課題があることから、資源ごみや処理困難物など一部のごみを除き、各市町村においてごみ処理施設を整備し運営している状況です。なお、一部の離島市町村の可燃物は、本島の焼却施設に受け入れられています。

9
10 ○本県では、ごみ処理に伴うダイオキシン類の排出削減を主な目的に通知された「ごみ処理の広域化計画について(平成9(1997)年5月28日付け衛環第173号厚生労働省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知)」(以下、「平成9(1997)年通知」という。)を踏まえ、平成11(1999)年3月に「沖縄県ごみ処理広域化計画」(以下、「広域化計画(初版)」という。)を策定するとともに、平成25(2013)年から平成27(2015)年度にかけて、離島を有する地域別に「離島ごみ処理広域化方策報告書」による検討を行うなど、本県に相応しい広域化・集約化の枠組みを検討してきました。その結果、旧広域化計画当時に比べ、焼却施設数が減少し、処理能力の大きい施設が増えるなどの成果がありました。

18
19 ○平成9(1997)年通知の発出後の我が国の人口減少に伴う廃棄物排出量の減少等のごみ処理の状況変化を踏まえ、環境省から持続可能な適正処理の確保、気候変動対策の推進、災害対策の強化等の観点から「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について(平成31(2019)年3月29日付け循環適発第1903293号通知)」が発出されたことから、同通知を踏まえ「沖縄県ごみ処理広域化・集約化計画」(以下、「広域化計画(第二版)」という。)を中長期的な計画として、広域化計画(初版)の見直しを行いました。

26
27 ○今般、全国的に平成31(2019)年の環境省通知以降、広域化・集約化が進んでいない状況を踏まえ、将来にわたり持続可能な適正処理を確保し、同時に脱炭素化も推進していくため、環境省から新たに「中長期における持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について(令和6(2024)年3月29日付け環循適発第24032923号)」(以下、「令和6(2024)年通知」という。)が発出され、中長期的な視点で安定的かつ効率的な廃棄物処理体制のあり方を検討することが改めて必要となっています。

33
34 以上より、本県の一般廃棄物処理の状況や環境省通知を踏まえ、新たに「沖縄県ごみ処理広域化・集約化計画」(以下、「広域化計画(第三版)」という。)として、その内容を見直しました。

35
36
37 なお、広域化・集約化に期待される効果等は5.6.2に後述しています。

1 (2) 広域化・集約化計画の期間

2 令和6(2024)年通知を踏まえ、広域化計画(第三版)の期間は令和32(2050)年度までとし
3 ました。

4
5 (3) 各主体の役割

6 本県の役割

7 (ア)広域化・集約化計画の策定(現時点での広域化状況の評価、人口及びごみ排出量等
8 の将来予測と広域化ブロック区割りの設定見直し、ブロック毎の廃棄物処理体制の検
9 討)

10 (イ)県の主導による広域化・集約化の枠組み構築

11 (ウ)市町村の情報共有・意見交換の場の設定

12 (エ)広域化・集約化の進行管理(ブロック毎の施設整備の進捗状況、過渡期の対応等の
13 把握)

14 (オ)広域化・集約化を進めるための技術的助言

15 ・法律上の助言、各種届出・手続きへの助言

16 ・循環型社会形成推進地域計画の作成への助言

17 ・地域還元事業への助言等

18 (カ)市町村間の調整への積極的な関与

19 ・広域化ブロック内及び関係市町村間での会議への出席

20 ・住民説明会等への出席等

21 (キ)関連交付金申請への対応

22 (ク)広域化・集約化を進めるための人材支援

23 (ケ)広域化・集約化を進めるための財政支援

24 (コ)広域化・集約化に対する県民の理解の促進

25 (サ)広域化・集約化の推進のための国に対する提案

26
27 市町村の役割

28 広域化・集約化計画の策定は県の所掌ですが、より実効性の高いものとするため、市町
29 村の実状及び意向を反映した計画とする必要があります。このため、市町村においては、
30 県の広域化・集約化計画の策定及び見直しに協力することが求められます。

31 また、広域化・集約化計画策定後の広域化ブロック内及び関係市町村間での検討・調整
32 は、県と連携しながら、市町村が主体となって実施することが求められます。

33
34 (4) 広域化の進捗及び効果

35 広域化計画(初版)では、北部(本島・離島)、中部北、中部南、南部(本島・離島)、宮古、
36 八重山の6ブロック区割りごとに広域化方策を検討しました。結果、焼却施設については、
37 目標年度である平成20(2008)年度までに、本島市町村の一般廃棄物焼却施設については17施
38 設を12施設に集約し、離島市町村については、それぞれ単独処理を基本としつつ状況に応じ
39 本島市町村との広域化も考慮することとしていました。

1 令和5(2023)年度時点における、本県の焼却施設は、本島市町村については17施設から12
 2 施設に減少しています。離島市町村については焼却施設が無かった地域に整備が進んだとい
 3 う背景から増加しています(表5.8)。

4 施設規模別にみると、離島市町村では50t/日未満の施設と100t/日以上以上の施設が増加して
 5 います(図5.3)。

6 広域化計画(初版)では、施設の広域化により、ダイオキシン類排出量の削減など4つの
 7 メリットを見込むとしていましたが、このうち定量評価が可能な「ダイオキシン類排出量の
 8 削減」、「最終処分量の削減」、「サーマルリサイクルの推進」については、いずれもその効果
 9 指標を上回る成果が得られています(表5.9)。

10 表 5.8 県内の焼却施設の広域化の目標と状況

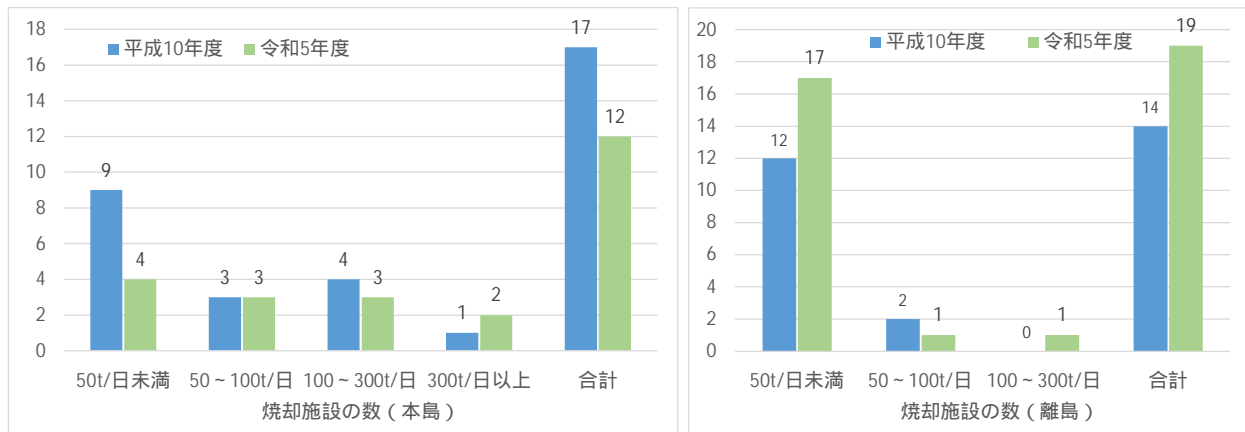
区分	ブロック 区分 ¹	市町村数	平成10(1998) 年度 (基準年度)	平成20(2008)年度		令和6(2024) 年度 (現状) ²
				(目標値)	(実績)	
本島	北部	6市町村	4施設	2施設	3施設	3施設
	中部	11市町村	8施設	5施設	6施設	5施設
	南部	9市町村	5施設	5施設	5施設	4施設
	合計	26市町村	17施設	12施設	14施設	12施設
離島	北部離島	3村	2施設	3施設	-	3施設
	南部離島	7村	7施設	7施設	-	6施設
	宮古	2市村	3施設	3施設	-	2施設
	八重山	3市町	2施設	2施設	-	8施設
	合計	15市町村	14施設	15施設	-	19施設
県全体合計		41市町村	31施設	27施設	-	31施設

11 1 「沖縄県ごみ処理広域化計画(平成11年3月)」における焼却施設の広域ブロック

12 2 「廃棄物対策の概要(沖縄県環境部環境整備課、令和7年3月)」より

13

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13



14
15

図 5.3 施設規模別の焼却施設数の変化

表 5.9 広域化計画（初版）の効果

項目	広域化計画（初版）の目標	広域化計画（初版）の効果
ダイオキシン類 排出量の削減	平成 9 (1997)年度の排出量から 90%を削減する	平成 9 (1997)年度比 95.8%削減 「廃棄物対策の概要」(令和 7 年 3 月)
最終処分量の削減	平成 8 (1996)年度の処分量から 26%を削減する	約 85%の削減 「廃棄物対策の概要」(令和 7 年 3 月)
サーマル リサイクルの推進	200t/日以上の焼却施設建設に より 44GWh/年、将来構想で 64GWh/年の発電量を見込む。	総発電量(実績値) 97GWh/年 「環境省一般廃棄物実態調査(令和 5 年度)」
経済効果	施設を大規模化することで、建設費及びランニングコストの削減を見込む。	

16
17
18
19
20
21
22
23
24

(5) 将来人口及びごみ量

旧ブロック区分の将来人口及び将来ごみ量は、表 5.10～表 5.11 及び図 5.4～図 5.5 のとおりです。本島における将来人口及びごみ量は減少傾向です。

一方、離島については人口が減少傾向ですが、宮古ブロックと八重山ブロックの影響により離島全体のごみ量は増加傾向です。

本島北部・中部及び北部離島・南部離島において、ごみ量が減少する見込みであり、一部の市町村ではごみ処理に必要な施設規模は小さくなると想定されます。

表 5.10 ブロック別将来人口

単位：人

区分	ブロック	実績		将来推計		R12/R5
		令和5年度	令和12年度	令和17年度	令和32年度	
本島	北部	95,548	92,995	90,966	83,447	97.3%
	中部	522,291	526,761	528,258	514,841	100.9%
	南部	734,779	728,019	722,855	692,552	99.1%
	小計	1,352,618	1,347,776	1,342,079	1,290,840	99.6%
離島	北部離島	6,790	6,106	5,650	4,480	89.9%
	南部離島	11,624	10,484	9,847	8,157	90.2%
	宮古	56,704	55,038	54,136	50,298	97.1%
	八重山	56,036	54,913	54,390	51,790	98.0%
	小計	131,154	126,542	124,023	114,725	96.5%
県全体合計		1,483,772	1,474,317	1,466,102	1,405,565	99.4%

25

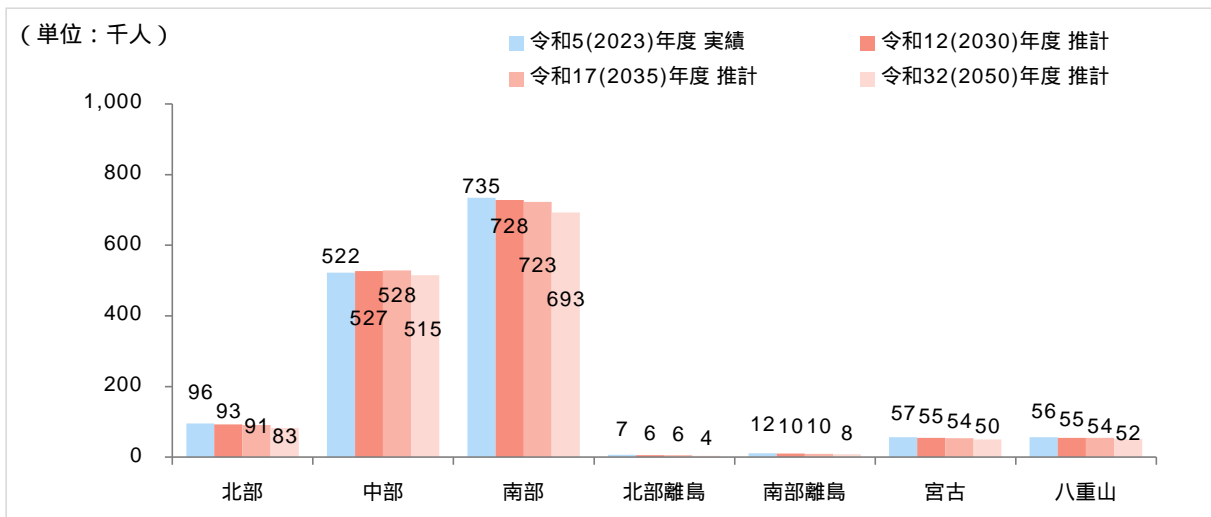


図 5.4 ブロック別将来人口(推移)

表 5.11 ブロック別将来ごみ量

単位：t/年

区分	ブロック	実績	将来推計			R12/R5
		令和5年度	令和12年度	令和17年度	令和32年度	
本島	北部	33,063	31,339	30,672	29,512	94.8%
	中部	167,024	165,591	161,842	139,387	99.1%
	南部	218,204	222,486	223,313	225,346	102.0%
	小計	418,291	419,416	415,826	394,245	100.3%
離島	北部離島	2,427	1,591	705	256	65.6%
	南部離島	4,889	4,598	4,401	4,326	94.1%
	宮古	20,250	21,572	24,210	40,418	106.5%
	八重山	21,910	24,299	24,266	23,855	110.9%
	小計	49,476	52,061	53,581	68,855	105.2%
県全体合計		467,767	471,477	469,407	463,099	100.8%

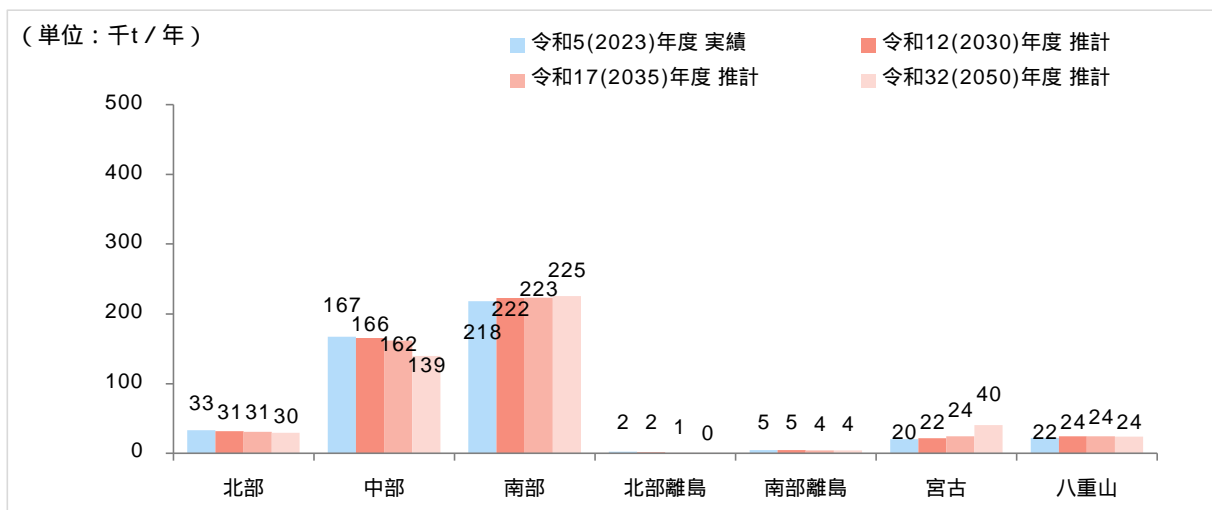


図 5.5 ブロック別将来ごみ量(推移)

1 (6) 広域化・集約化の基本方針と各ケースの設定

2 広域化計画（初版）では、本島市町村の一般廃棄物焼却施設については 17 施設を 12 施設
3 に集約し、離島市町村については、それぞれ単独処理を基本としつつ状況に応じ本島との広
4 域化も考慮することとしていました。また、最終処分場については、基本的には策定当時の
5 体制を継続（市町村毎又は組合毎に整備）資源化・粗大ごみ処理施設については、焼却施設
6 または最終処分場の処理体制を考慮しながら整備することとしていました。

7 広域化計画（第二版）では、広域化ケースを 3 つのケースとし、ケース 1 は、令和 3（2021）
8 年度の処理体制のまま目標年度である令和 12（2030）年度を迎えるものとし、ケース 2 は近隣
9 自治体による広域化を推進したケースとしました。ケース 3 は、環境省の方針を踏まえ、よ
10 り広域化を推進した例として、さらに 15 年先の令和 27（2045）年度を想定しました。最終処
11 分場や資源化・粗大ごみ処理施設については、焼却施設の処理体制を考慮しながら集約化・
12 広域化を推進することとしていました。

13 新たに策定する広域化計画（第三版）では、広域化計画（第二版）の基本的な方向性を踏
14 襲し、中期的な目標時期を令和 17（2035）年度、長期的な目標時期を令和 32（2050）年度に設定
15 するとともに、本島と離島の現状を踏まえた更新を行いました（表 5.12 表 5.13 及び図 5.6、
16 図 5.7、図 5.8）。

19 表 5.12 広域化計画（第三版）における広域化・集約化ケースの考え方

ケース	考え方	目標時期
ケース 1	現行(令和 7(2025)年度)の処理体制	-
ケース 2	近隣自治体における広域化	令和 17(2035)年度
ケース 3	最大限の広域化	令和 32(2050)年度

20

1

表 5.13 広域化・集約化ケース（焼却施設）

現行 ブロック	市区町村名	ケース1（現行）			ケース2（R17年度）			ケース3（R32年度）								
		No	組合せ	規模	No	組合せ	必要施設 規模	No	組合せ	必要施設 規模						
北部	国頭村	1	国頭地区 行政事務組合	12.0 t/日	1	北部 1	8.3 t/日	1	北部	86.2 t/日						
	大宜味村															
	東村															
	名護市	2	名護市	58.0 t/日	2	北部 2	59.3 t/日									
	今帰仁村	3	本部町今帰仁村 清掃施設組合	80.0 t/日	3	北部 3	23.2 t/日									
	本部町															
北部離島	伊是名村	4	伊是名村	3.0 t/日												
	伊平屋村	5	伊平屋村	3.0 t/日												
	伊江村	6	伊江村	7.0 t/日												
中部	宜野座村	7	金武地区 消防衛生組合	32.0 t/日	4	中部北 1	18.1 t/日	2	中部北	128.5 t/日						
	金武町															
	恩納村	8	中部北環境施設組合	166.0 t/日	5	中部北 2	128.9 t/日									
	うるま市	9	比謝川行政事務組合	70.0 t/日	6	中部南 1	51.7 t/日									
	読谷村															
	嘉手納町	10	倉浜衛生施設組合	309.0 t/日	7	中部南 2	226.8 t/日									
	北谷町															
	沖繩市															
宜野湾市	11	中城村北中城村 清掃事務組合	40.0 t/日	8	南部北	149.6 t/日	4	南部北	171.7 t/日							
北中城村																
中城村																
南部	浦添市	12	浦添市	150.0 t/日	9	南部広域行政組合 （糸豊環境衛生課）	113.7 t/日	5	南部南 1	226.4 t/日						
	糸満市	13	南部広域行政組合 （糸豊環境衛生課）	200.0 t/日												
	豊見城市															
	南城市	14	南部広域行政組合 （東部環境衛生課）	98.0 t/日	10	南部広域行政組合 （東部環境衛生課）	110.8 t/日									
	西原町															
	与那原町															
	八重瀬町															
那覇市	15	那覇市・南風原町 環境施設組合	450.0 t/日	11	南部南	318.9 t/日										
南風原町																
南部離島	座間味村	16	渡嘉敷村	0.5 t/日	12	南大東村	1.2 t/日	7	南大東村	1.0 t/日						
	粟国村															
	渡嘉敷村															
	渡名喜村	17	渡名喜村	0.5 t/日												
	南大東村	18	南大東村	3.0 t/日							13	北大東村	0.4 t/日	8	北大東村	0.5 t/日
	北大東村	19	北大東村	2.0 t/日							14	久米島町	8.4 t/日	9	久米島町	7.0 t/日
久米島町	20	久米島町	20.0 t/日													
宮古	宮古島市	21	宮古島市	63.0 t/日	15	宮古	70.1 t/日	10	宮古	117.1 t/日						
	多良間村										22	多良間村	3.0 t/日			
八重山	石垣市	23	石垣市	120.0 t/日	16	石垣市・竹富町	68.5 t/日	11	石垣市・竹富町	67.7 t/日						
	竹富町										24	竹富町	3.6 t/日			
	与那国町	25	与那国町	5.0 t/日							17	与那国町	1.8 t/日	12	与那国町	1.4 t/日

2

規模（t/日）：竹富町は町内6施設の合計

3

必要施設規模は、各ケースの目標目安年度の広域化組合せ市町村の推計ごみ処理量（ケース2、ケース3）から必要となる施設規模を下記の式から算出した。

4

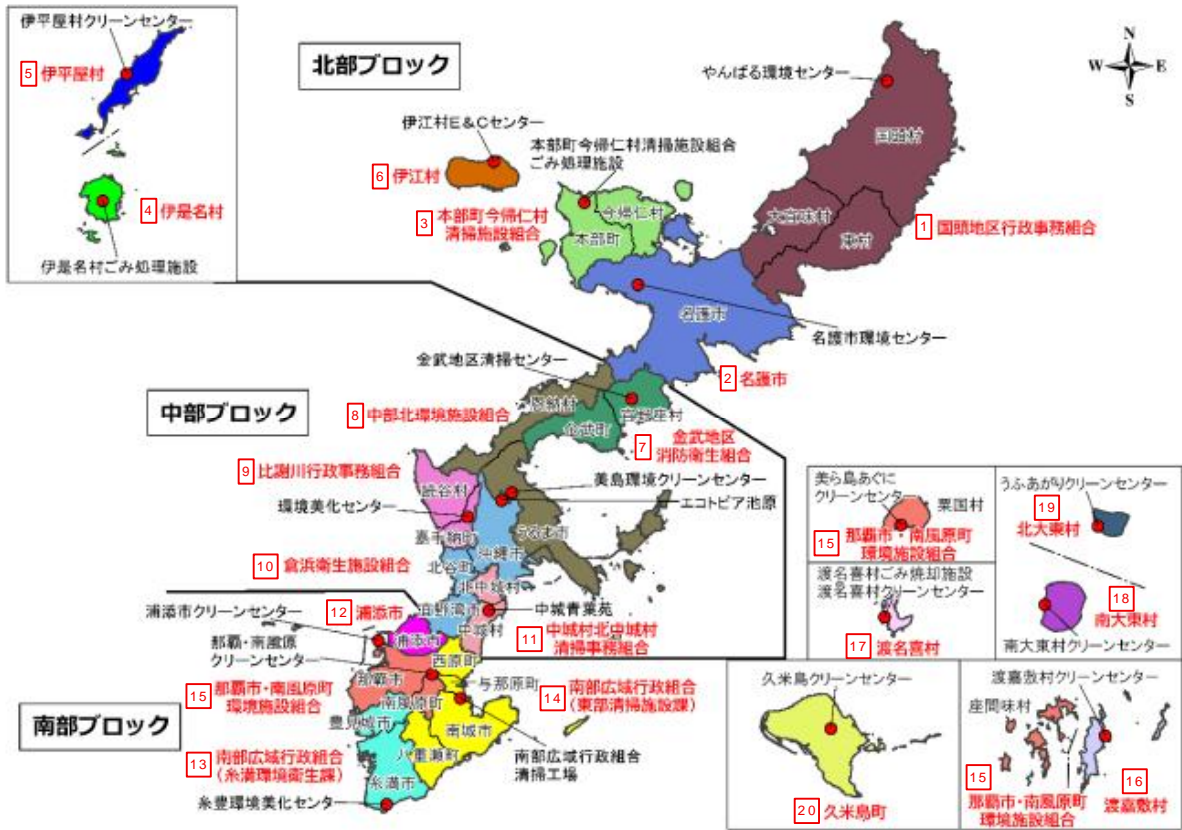
必要施設規模（t/日）= 年間日平均処理量（t/日）÷ 実稼働率

5

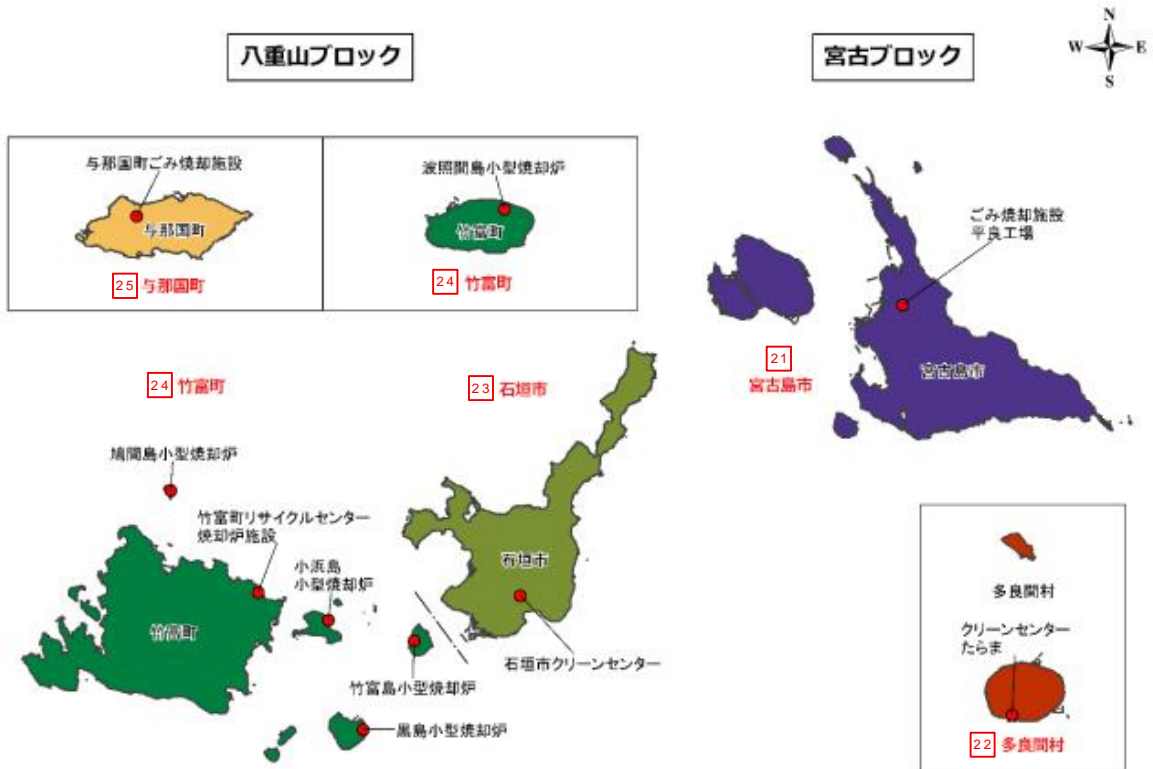
$$= (\text{推計ごみ量合計}(\text{t/年}) \div 365) \div (290 \text{ 日} \div 365 \text{ 日})$$

6

7



1
2



3
4
5

図 5.6 広域化ブロック計画(ケース1)

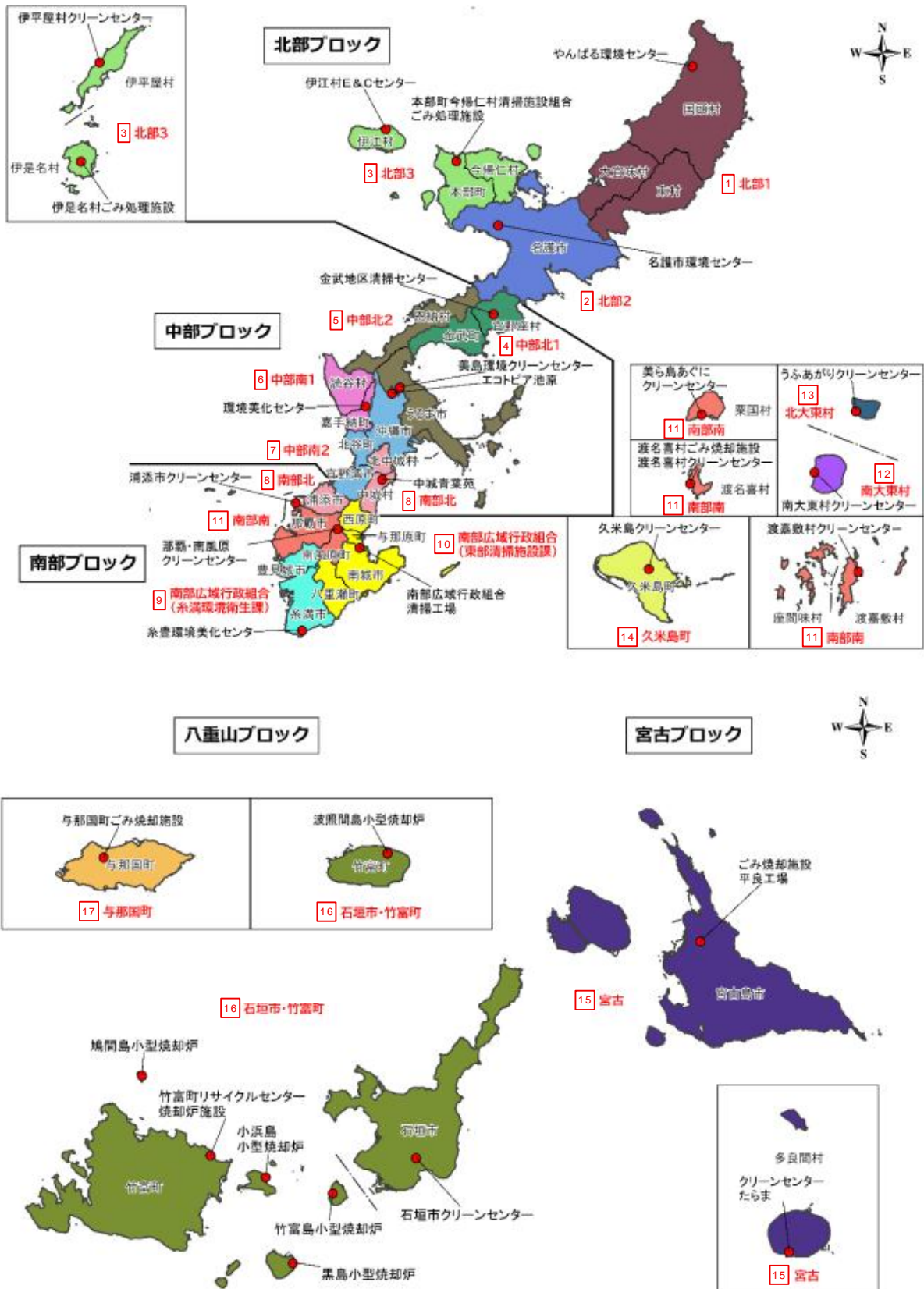


図 5.7 広域化ブロック計画 (ケース 2)

1

2
3
4

1 (7) 現行の処理体制の評価と計画

2 焼却施設

3 (ア)本島北部

4 現状 6 市町村で 3 施設となっており一定の広域化は進んでいます。いずれも処理能力
5 100t/日未満であることから、さらなる広域化の検討が必要です。名護市では令和 7 (2025)
6 年 4 月から新たに名護市一般廃棄物処理施設 (焼却施設処理能力: 約 58t/日) の供用を開
7 始しました。

8 将来的には、北部全体で 1 施設に広域化することを目指します。

9
10 (イ)北部離島

11 現状 3 村で 3 施設、いずれも処理能力 10t/日未満であり、広域化は進んでいません。平
12 成 25(2013)年度の「離島ごみ処理広域化方策報告書」では、2 村は本部町今帰仁村清掃施
13 設組合との広域化が、伊江村は単独処理が有利とされていますが、施設運営に係る技術者
14 や作業員の確保・配置、関係法令へ適合した適正な施設運営の対応等が効率的にできるこ
15 とを踏まえるといずれも本島との広域化を目指すことが望ましいとされています。

16 よって、海上輸送を伴いますが、本部町今帰仁村清掃施設組合との広域化から検討し、
17 将来的には北部全体で 1 施設に広域化することを目指します。

18
19 (ウ)本島中部

20 現状 11 市町村で 5 施設となっており広域化は進んでいますが、一部の施設は処理能力
21 100t/日未満であることから、さらなる広域化の検討が必要です。

22 中城村北中城村清掃事務組合(中城青葉苑: 40t/日)は、南部ブロックの浦添市(浦添市ク
23 リーンセンター: 150t/日)との広域化を予定しており、ブロックを越えた取組も進んでい
24 ます。

25 将来的には、中部全体及び南部の浦添市を含み 3 施設に広域化することを目指します。

26
27 (エ)本島南部

28 現状 9 市町村で 2 つの一部事務組合を含む 4 施設となっており、南部離島の一部 (座間
29 味村、粟国村、渡嘉敷村) の可燃ごみを受け入れるなど広域化は進んでいます。特に、那
30 覇市・南風原町環境施設組合は、2 市町で処理能力 450t/日の規模を有するなど、県内では
31 最も規模が大きくなっています。

32 浦添市は前項のとおり、中部地域の 2 村と広域化を予定しております。南部広域行政組
33 合は 3 市 3 町 (糸満市、豊見城市、南城市、西原町、与那原町、八重瀬町) の広域化に向け
34 具体的な調整が進められています。

35 将来的には、南部離島のうち渡名喜村も含めて、広域化することを目指します。

1 (オ)南部離島

2 現状1町6村で5施設となっており、座間味村、渡嘉敷村及び粟国村の燃えるごみは前
3 項のとおり、那覇市・南風原町環境施設組合が受け入れており、広域化は進んでいます。

4 久米島町以外は、いずれも処理能力10t/日未満であることから、さらなる広域化の検
5 討が必要ですが、北大東村及び南大東村については、海上輸送の状況を踏まえると島外へ
6 の搬出は難しいことから現状の処理体制を維持することとします。

7

8 (カ)宮古

9 現状1市1村で2施設となっており、宮古島市の処理能力は63t/日と50t/日以上であ
10 るものの、多良間村は3t/日と小規模です。

11 将来的には、施設規模が大きく、既存の海上輸送航路を有する宮古島市と広域化するこ
12 とを目指します。

13

14 (キ)八重山

15 現状1市2町で8施設となっており、石垣市の処理能力が120t/日を有する以外はいず
16 れも2t/日未満と小規模であり、広域化は進んでいません。特に、竹富町は西表島や竹富
17 島など9つの島(有人島のみ)に分かれており、町内6施設で各島のごみを処理していま
18 す。

19 将来的には、地理的に離れておりかつ新たにごみ処理施設を整備した与那国町を除き、
20 石垣市と竹富町で広域化することを目指します。

21

22

23

1 資源化・粗大ごみ処理施設

2 資源ごみ・粗大ごみについては、焼却施設の処理体制を考慮しながら、資源化するごみの種
 3 類ごとに集約化・広域化を推進します。焼却施設に比べ、市町村ごとの分別の違いにより、リ
 4 サイクル施設や収集運搬効率への影響が大きいことから、地域特性を踏まえた検討が必要です。

5 表 5.14 ケース別の必要施設規模（資源化施設）

現行 ブロック	市区町村名	ケース1（現行）			ケース2（R17年度）			ケース3（R32年度）					
		No	組合せ	規模	No	組合せ	必要施設 規模	No	組合せ	必要施設 規模			
北部	国頭村	1	国頭地区 行政事務組合	5.0 t/日	1	北部 1	2.1 t/日	1	北部	21.5 t/日			
	大宜味村												
	東村												
	名護市	2	名護市	5.9 t/日	2	北部 2	14.8 t/日						
	今帰仁村	3	本部町今帰仁村 清掃施設組合	1.0 t/日	3	北部 3	5.8 t/日						
	本部町												
北部離島	伊是名村	4	伊是名村	1.0 t/日									
	伊平屋村	5	伊平屋村										
	伊江村	6	伊江村										
中部	宜野座村	7	金武地区 消防衛生組合	1.0 t/日	4	中部北 1	4.5 t/日	2	中部北	32.0 t/日			
	金武町												
	恩納村	8	中部北環境施設組合	57.0 t/日	5	中部北 2	32.1 t/日						
	うるま市												
	読谷村	9	比謝川行政事務組合		6	中部南 1	12.9 t/日	3	中部南	57.2 t/日			
	嘉手納町												
	北谷町	10	倉浜衛生施設組合	82.0 t/日	7	中部南 2	56.5 t/日						
	沖縄市												
宜野湾市													
北中城村	11	中城村北中城村 清掃事務組合	9.0 t/日	8	南部北	37.2 t/日	4	南部北	42.7 t/日				
中城村													
南部	浦添市	12	浦添市	40.0 t/日	9	南部広域行政組合 (糸豊環境衛生課)				28.3 t/日	5	南部南 1	56.4 t/日
	糸満市	13	南部広域行政組合 (糸豊環境衛生課)										
	豊見城市												
	南城市	14	南部広域行政組合 (東部環境衛生課)	10.0 t/日	10	南部広域行政組合 (東部環境衛生課)	27.6 t/日						
	西原町												
	与那原町												
	八重瀬町												
那覇市	15	那覇市	53.0 t/日	11	南部南	79.4 t/日							
南風原町	16	南風原町											
座間味村	17	座間味村	1.0 t/日										
南部離島	粟国村	18	粟国村										
	渡嘉敷村	19	渡嘉敷村										
	渡名喜村	20	渡名喜村										
	南大東村	21	南大東村	8.0 t/日	12	南大東村	0.3 t/日	7	南大東村	0.3 t/日			
	北大東村	22	北大東村		13	北大東村	0.1 t/日	8	北大東村	0.1 t/日			
久米島町	23	久米島町		14	久米島町	2.1 t/日	9	久米島町	1.7 t/日				
宮古	宮古島市	24	宮古島市	11.0 t/日	15	宮古	17.5 t/日	10	宮古	29.1 t/日			
	多良間村	25	多良間村										
八重山	石垣市	26	石垣市	13.0 t/日	16	石垣市・竹富町	17.1 t/日	11	石垣市・竹富町	16.8 t/日			
	竹富町	27	竹富町	1.4 t/日									
	与那国町	28	与那国町								17	与那国町	0.4 t/日

6
 7 必要施設規模は、各ケースの目標目安年度の広域化組合せ市町村の推計ごみ処理量（ケース2、ケース3）か
 8 ら必要となる施設規模を下記の式から算出した。

9 必要施設規模(t/日) = 年間日平均処理量(t/日) ÷ 実稼働率 × 最大月変動係数
 10 = (推計ごみ量合計(t/年) ÷ 365) ÷ 0.65 × 1.15

1 最終処分場

2 焼却灰と不燃残さが焼却施設から発生することを踏まえ、最終処分場については、焼却施設
3 の処理体制を考慮しながら広域化・集約化を推進します。

4
5 (ア)本島北部

6 現状6市町村で3施設となっており一定の広域化は進んでいます。焼却施設の処理体制
7 や最終処分場の残余年数などを踏まえて、将来的には、北部全体で広域化することを検討
8 します。

9
10 (イ)北部離島

11 現状3村で2施設となっており一定の広域化は進んでいます。焼却施設の処理体制や最
12 終処分場の残余年数などを踏まえて、本部町今帰仁村清掃施設組合との広域化から検討し、
13 将来的には北部全体で広域化することを検討します。

14
15 (ウ)本島中部

16 現状11市町村で3施設となっており広域化は進んでいます。焼却施設の処理体制や最終
17 処分場の残余年数などを踏まえて、将来的には、焼却施設の処理体制を踏まえた広域化を
18 検討します。

19
20 (エ)本島南部

21 現状9市町村で2つの一部事務組合における2施設が整備されており、広域化は進んで
22 います。引き続き、南部離島からの受け入れを継続し、広域化の検討を行います。

23
24 (オ)南部離島

25 現状1町6村で5施設となっています。

26 引き続き、焼却施設の広域化と同様に海上輸送の状況を踏まえて、広域化の検討を行
27 います。

28
29 (カ)宮古

30 現状1市1村で3施設(宮古島市は2施設を整備)となっています。焼却施設の処理体
31 制や最終処分場の残余年数などを踏まえて、広域化の検討を行います。

32
33 (キ)八重山

34 現状1市2町で3施設となっています。焼却施設の広域化と同様に地理的に離れており
35 かつ新たにごみ処理施設を整備した与那国町を除き、石垣市と竹富町で広域化すること
36 を検討します。

1 し尿処理施設

2 し尿処理施設については、「沖縄汚水再生ちゅら水プラン(沖縄下水道等整備構想)」の一部と
 3 して各施設の整備・運営管理手法を定めた計画である「沖縄県汚水処理事業広域化・共同化計
 4 画(令和5(2023)年3月)」に基づき広域化・共同化を進めます。

～自治体間の垣根を越える施設統廃合～

「沖縄県汚水処理事業広域化・共同化計画(令和5(2023)年3月)」では、処理施設の
 改築更新費用や維持管理費の削減を目的とし、自治体間の垣根を越える施設統廃合につ
 いて、以下のとおり計画に位置付けています。

	廃止施設		受入施設	
	管理者	施設名	管理者	施設名
1	本部町今帰仁村清掃施設組合	本部・今帰仁し尿処理施設	本部町	本部町浄化センター
2	読谷村	楚辺浄化センター	沖縄県	宜野湾浄化センター
3	中部衛生施設組合	長尾苑	うるま市 沖縄県	石川終末処理場 具志川浄化センター
4	うるま市	石川終末処理場し尿受入施設		
5	南部広域行政組合	岡波苑	糸満市	糸満市終末処理場
6	南部広域行政組合	清澄苑	糸満市 沖縄県	糸満市終末処理場 西原浄化センター

5
6
7

5.6.2 広域化・集約化の展望

(1) 期待される効果

広域化・集約化を推進することで期待される効果を以下に示します。

全国的にごみ排出量の減少が見込まれる中での一定のごみ量の確保

エネルギー回収効率の向上及び十分なエネルギー回収量の確保

ごみ処理事業費（施設整備費、廃棄物処理経費等）の効率化

気候変動対策・脱炭素化の推進

資源循環の強化（資源量確保、選別・再資源化技術の高度化等）

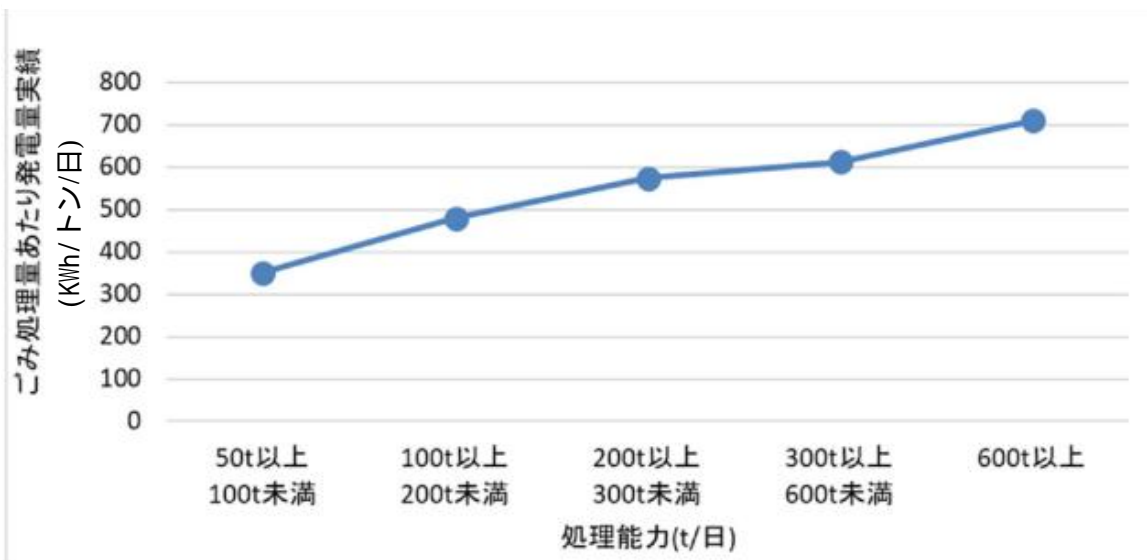
災害対策の強化

地域への多面的価値の創出（地域のエネルギーセンターとしての活用、環境教育・学習の場の提供等）

「広域化・集約化に係る手引き（令和7年3月、環境省）」から引用・要約しています。

～気候変動対策・脱炭素化の推進（エネルギー回収効率の向上等）～

広域化・集約化により、エネルギー回収施設の処理能力が大きくなることで、タービン発電機の効率の向上、放熱量の減少及び排水循環利用時のガス温度低下の抑制等により、廃棄物発電のごみ処理量あたり発電量は増加し、更なるエネルギー回収効率の向上が可能となります。また、ごみ処理施設が大規模化することで、スケールメリットによる施設の省エネルギー化が図られます。一方で、収集運搬距離の増加に伴い、二酸化炭素排出量が増加することが懸念されるため、脱炭素化の効果については総合的な評価が必要です。



ごみ焼却施設の処理能力とごみ処理量あたり発電量の関係

出典：広域化・集約化に係る手引き（令和7年3月改訂）環境省（一部編集）

14
15
16

1 (2) 広域化・集約化推進のための検討・対象となる市町村等の調整

2 関係市町村間で主に以下の内容の検討・調整を行いながら、広域化・集約化の具体的な構
3 想を進めていく必要があります。一方で、住民説明会等で広域化・集約化に対する住民理解
4 の促進を行うことも重要です。検討・調整方法については、「広域化・集約化に係る手引き(令
5 和7(2025)年3月改訂)環境省」において、事例を基にとりまとめられています。離島市町
6 村においては、海上輸送を伴うことから、施設の更新時期も見据え、効率的なごみ処理体制
7 について、引き続き検討を行っていく必要があります。

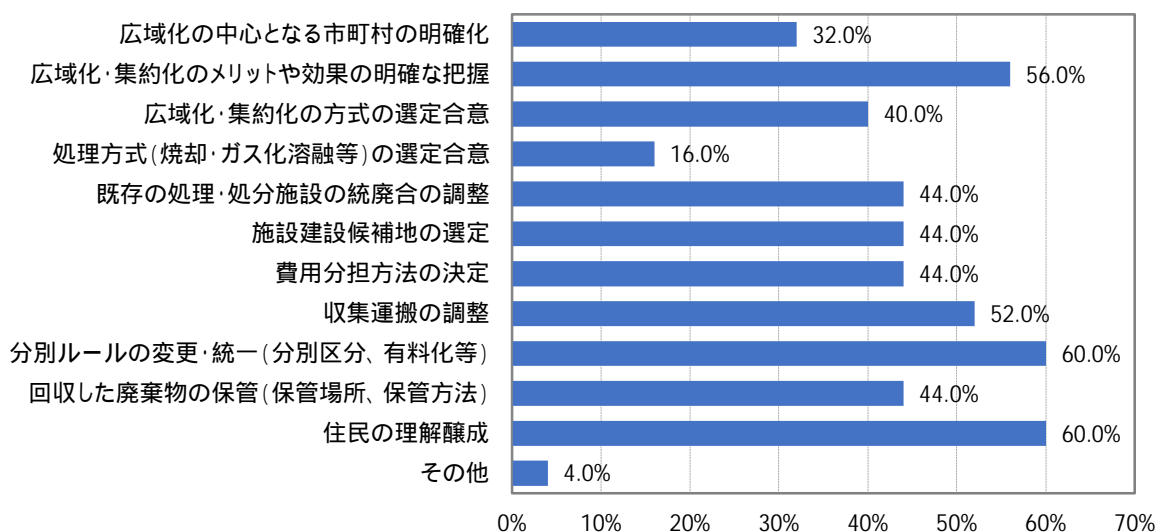
8

～市町村・一部事務組合の課題～

アンケート調査より、広域化・集約化を進めるにあたって、市町村・一部事務組合が課題
に思う点については、以下のとおりとなっています(回答者数25、複数回答可)。

「分別ルールの変更・統一」及び「住民の理解醸成」(60.0%)が最も多く、次いで「広域
化・集約化のメリットや効果の明確な把握」(56.0%)、「収集運搬の調整」(52.0%)となっ
ています。

6割の市町村等が、広域化・集約化を進めるにあたっては「住民の理解醸成」について課
題があると感じていることがわかります。



広域化・集約化を進めるにあたって、市町村・一部事務組合が課題に思う点

9

10

11

6. 計画の推進

6.1 県における推進

県庁内の関係課で組織する「廃棄物適正処理推進連絡会議」において、廃棄物の発生・排出抑制、循環的利用、適正処理に関する方策の検討や取組状況の点検などを行い、計画の効果的かつ効率的な推進を図ります。

6.2 市町村との連携強化

市町村は、第六期計画の考え方や目標を踏まえた一般廃棄物処理計画(10～15年の長期計画：一般廃棄物処理基本計画、及び基本計画に基づく各年度計画：一般廃棄物処理実施計画)を策定するとともに、毎年度のごみ処理実績等(一般廃棄物処理事業実態調査)を県へ報告します。県は、当該報告をもとに第六期計画で定めた一般廃棄物減量化目標の進捗状況や各種施策の効果等を把握するため、これまで以上に市町村との情報交換を密接に行うこととします。

県は、一般廃棄物に係る国の動向などの情報を市町村に提供するとともに、市町村の発生・排出抑制、循環的利用、適正処理に向けた取組に助言を行うなど、市町村との連携を強化します。また、産業廃棄物についても、住民の生活や地域産業と密接に関わっていることから、市町村との連携を強化しながら、産業廃棄物対策を推進します。

6.3 関係団体・事業者との連携強化

産業廃棄物の多量排出事業者は、第六期計画の考え方や目標に即した産業廃棄物処理計画の策定及び実施状況報告を自ら行い、県は事業者の計画策定等に当たって助言や指導を行うとともに、県ホームページ等を活用して公表します。

県は、排出事業者団体との連携強化を図り、排出事業者の責任が果たされるよう助言や指導を行います。

県は、(一社)沖縄県産業資源循環協会との連携強化を図り、優良な産業廃棄物処理業者の育成や不法投棄等の監視体制を強化するとともに、(公社)沖縄県環境整備協会とも連携強化を図り、合併処理浄化槽の適正な整備・維持管理を促進します。

県は、多量排出事業者の処理計画・実施状況報告、処理業者の産業廃棄物処分実績報告等を参考にして、産業廃棄物実態調査や同フォローアップ調査を行い、第六期計画で定めた産業廃棄物減量化目標の進捗状況を毎年度、公表します。

1 6.4 計画の進行管理

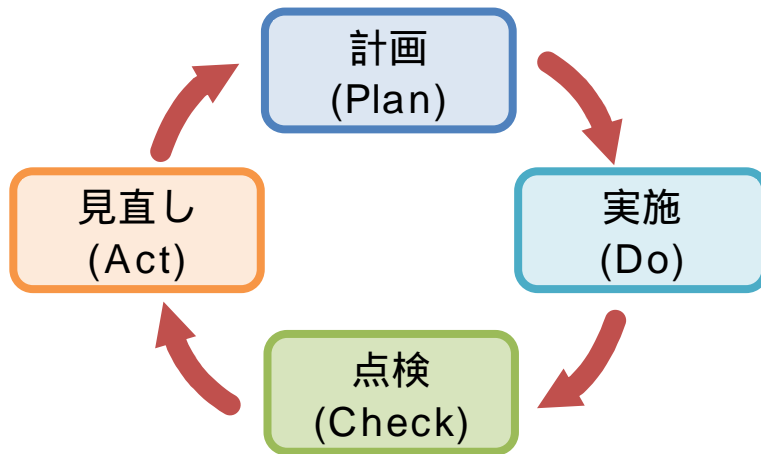
2 循環型社会の形成を図るため、下図で示す「PDCA サイクル(Plan、Do、Check、Act)」による継
3 続的な計画の進行管理を行います。

4 「PDCA サイクル」とは「目標及びその目標を達成するための各主体の役割や県の主要施策等を
5 定め(Plan)、その施策等を確実に実行し(Do)、さらに、施策の実施状況や目標の達成状況を点検
6 して(Check)、計画(5年毎)や施策等の見直し(Act)を行う」考え方のことを指します。具体的に
7 は、「沖縄県 PDCA」 を実施することで、関連計画とも整合をとりながら推進していきます。

8 また、県は、庁内関係課で組織する「廃棄物適正処理推進連絡会議」において、施策の実施状
9 況や目標値の達成状況を把握し、必要に応じて施策の継続、見直し、追加を実施するとともに、
10 一般廃棄物及び産業廃棄物の量的目標の達成状況について、県ホームページで公表します。

11 計画については、5年を目途に全体的な見直しを行い、県民、事業者、NPO 及び行政の各層の
12 取組を高めていきます。

13
14 沖縄県では、「沖縄 21 世紀ビジョン基本計画」(平成 24(2012)年 5 月策定、平成 29(2017)年 5 月改定)の着
15 実な推進を図るため、Plan(計画)、Do(実施)、Check(検証)、Action(改善)のいわゆる PDCA サイクルを導入
16 し、毎年度、検証や改善を継続的に行い、この結果を取組に反映させることにより、施策の評価にとどまら
17 ず、効果的な推進を図ることとしています。



28 一般廃棄物の情報源：市町村による一般廃棄物処理事業実態調査（毎年度報告）

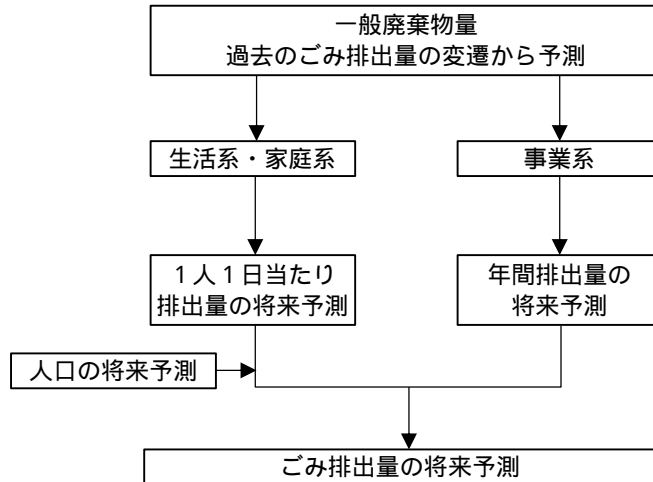
29 産業廃棄物の情報源：産業廃棄物実態調査（5年に1度報告）

30 産業廃棄物実態調査フォローアップ調査（上記調査を行わない年度に報告）

付属資料

資料1 一般廃棄物（ごみ）排出量の将来予測

(1) ごみ排出量の将来予測方法



1) 人口の将来予測方法

国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）」による予測結果を用いました。ただし、この推計人口は国勢調査結果をベースに推計を行っているのに対し、「一般廃棄物処理実態調査結果」（環境省）では、住民基本台帳による人口をベースに廃棄物の計画処理人口を整理しています。令和2（2020）年については、両者のデータがあり、両者のデータ比較による将来推計人口の補正が可能であるため、以下の計算式により、将来推計人口の補正を行いました。

将来推計人口

= 対象年の将来推計人口 × (令和2（2020）年の計画処理人口 / 令和2（2020）年の将来推計人口)

1 2) 排出量の将来予測方法

2 予測に用いる過去の排出量（実績値）は、「一般廃棄物処理実態調査結果」（環境省）の平
3 成 21（2009）年度～令和 5（2023）年度の 15 ヶ年としました。ただし、令和 2（2020）年
4 度～令和 4（2022）年度の 3 ヶ年は、新型コロナウイルスの流行に伴い社会活動が大きな影
5 響を受けたため、この間の排出量は異常値であると判断し、予測に用いるデータから除外し
6 ました。なお、令和 2（2020）年度～令和 4（2022）年度の 3 ヶ年中、新型コロナウイルス
7 の流行に伴い、本県が特に影響を受けた政府の措置は以下のとおりです。

8
9 <令和 2（2020）年度>

- 10 ・「新型インフルエンザ等感染症（いわゆる 2 類相当）」指定：2 月 1 日
- 11 ・緊急事態宣言：4 月 16 日～5 月 14 日

12 <令和 3（2021）年度>

- 13 ・まん延防止等重点措置：4 月 12 日～5 月 23 日（一部市町村を除く）
- 14 ・緊急事態宣言：5 月 23 日～9 月 30 日
- 15 ・まん延防止等重点措置：1 月 9 日～2 月 20 日（一部市町村は期間が異なる）

16 <令和 4（2022）年度>

- 17 ・新型コロナウイルスの「新型インフルエンザ等感染症（いわゆる 2 類相当）」指定継続、
- 18 法令に基づき行政が感染対策等に関与（令和 5（2023）年 5 月 8 日に 5 類感染症に移行）

19
20 ア 生活系・家庭系

21 過去の 1 人 1 日当たり排出量を基に、時系列分析により行うものとし、予測式として
22 は、「ごみ処理施設構造指針解説」（旧厚生省水道環境部監修）に示されている 一次傾向
23 線、二次傾向線、一次指数曲線、べき曲線、ロジスティック曲線で推計を行い、
24 相関係数が高く、かつ、実績値と比較し大きな変動がなく、過去の実績を出来るだけ良
25 好に再現できる最も妥当と判断される回帰式を採用しました。実績値と比較し大きな変
26 動が認められ、時系列分析による将来予測が困難な場合は、実績値の平均値が推移する
27 ものとして予測を行いました。

28
29 イ 事業系

30 過去の年間排出量を基に、時系列分析により行うものとし、予測式としては、「ごみ処
31 理施設構造指針解説」（旧厚生省水道環境部監修）に示されている 一次傾向線、二次傾
32 向線、一次指数曲線、べき曲線、ロジスティック曲線で推計を行い、相関係数が高
33 く、かつ、実績値と比較し大きな変動がなく、過去の実績を出来るだけ良好に再現で
34 ける最も妥当と判断される回帰式を採用しました。実績値と比較し大きな変動が認めら
35 れ、時系列分析による将来予測が困難な場合は、実績値の平均値が推移するものとして
36 予測を行いました。

37 次頁の考え方を参照

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36

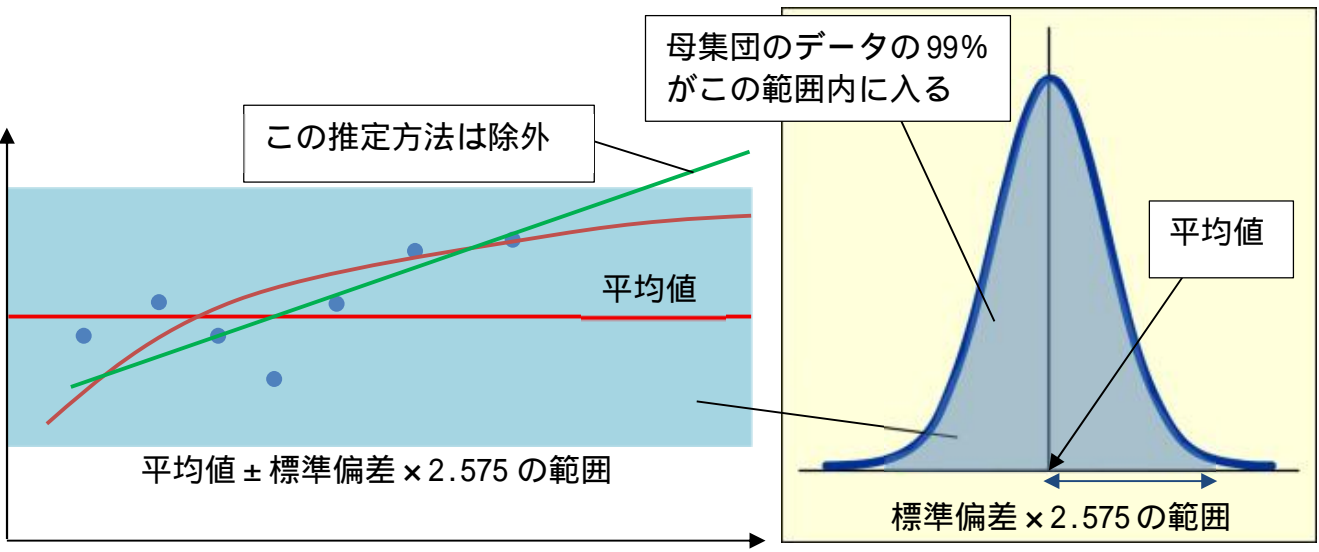
一次傾向線	$Y = a + bt$
二次傾向線	$Y = a + bt + ct^2$
一次指数曲線	$Y = a \times b^t$
べき曲線	$Y = A t^a$
ロジスティック曲線	$Y = \frac{K}{1 + be^{-at}}$

Y : 計画年における排出量等
t : 計画年数 (年)
e : 自然対数の底
K : 飽和人口等
A, a, b, c : 実績値から求められる定数

「一次傾向線」、「二次傾向線」等の各予測式の定数の決定方法は、最小二乗法により、実績値と各予測式との距離の二乗の和が最小となるように決定。
各予測式の特徴は、「一次傾向線」は直線の式、「二次傾向線」は放物線、「一次指数曲線」は一定比率で増加または減少する式、「べき曲線」は徐々に増加させる式、「ロジスティック曲線」は無限年前にゼロで時の経過とともに漸増し、中間で増加率が最も大きく、その後は増加率が減少し、無限年後に飽和に達するような曲線の式です。

「実績値と比較し大きな変動がない」ことの判断基準

毎年の総排出量、及び排出原単位が正規分布に従うと仮定した場合、母集団の全てのデータの99%が収まる範囲をデータの平均値及び標準偏差から算出し、この範囲から外れる推計値を示す推定手法は、以下のイメージ図に示すように除外することとしました。



1 (2) 人口の将来予測結果

2 国立社会保障・人口問題研究所による人口の将来予測結果は以下のとおりとなります。

3 表 1 人口の将来予測結果（補正後） (単位：人)

年		令和 7 (2025) 年	令和 12 (2030) 年	令和 17 (2035) 年
北部	名護市	64,480	64,155	63,594
	国頭村	4,321	4,047	3,792
	大宜味村	2,932	2,814	2,692
	東村	1,636	1,561	1,477
	今帰仁村	8,931	8,536	8,134
	本部町	12,505	11,882	11,277
	伊江村	4,212	3,931	3,637
	伊平屋村	1,089	989	898
	伊是名村	1,272	1,186	1,115
北部 合計	94,805	92,995	90,966	
中部	宜野湾市	101,484	101,774	101,688
	沖縄市	141,352	142,670	143,399
	うるま市	126,624	127,509	127,839
	恩納村	11,205	11,358	11,476
	宜野座村	6,334	6,466	6,570
	金武町	11,405	11,316	11,223
	読谷村	41,903	41,929	41,829
	嘉手納町	12,946	12,754	12,557
	北谷町	28,780	28,583	28,334
	北中城村	18,428	18,513	18,548
	中城村	22,769	23,890	24,795
中部 合計	523,231	526,761	528,258	
南部	那覇市	309,206	304,482	299,623
	浦添市	115,837	115,142	114,166
	糸満市	62,737	62,638	62,271
	豊見城市	66,192	67,145	67,605
	南城市	46,154	46,581	46,629
	西原町	35,245	34,795	34,148
	与那原町	20,887	21,467	21,868
	南風原町	41,366	41,799	41,961
	渡嘉敷村	657	623	592
	座間味村	849	818	790
	粟国村	634	582	547
	渡名喜村	311	281	269
	南大東村	1,159	1,091	1,045
	北大東村	540	508	492
	久米島町	7,093	6,582	6,111
	八重瀬町	33,088	33,969	34,583
	南部 合計	730,713	728,019	722,855
宮古	宮古島市	54,969	54,085	53,252
	多良間村	1,016	953	884
	宮古 合計	55,985	55,038	54,136
八重山	石垣市	49,737	49,454	49,121
	竹富町	4,106	3,973	3,879
	与那国町	1,589	1,487	1,390
	八重山 合計	55,432	54,913	54,390
沖縄県		1,460,167	1,457,727	1,450,605

4 各ブロックに対応する市町村区分は前回と同じです

1 (3) 排出量及び処理状況の将来予測結果

2 1) 排出量の将来予測

3 予測式による将来予測を行うために用いた実績を表 2～表 4 に、将来予測結果を表 5～表 6
4 に示します。

5

6

表 2 予測に用いた生活系排出量の実績

(単位：t/年)

ブロック 年度	北部	中部	南部	宮古	八重山	県合計
平成 21(2009)	17,410	96,598	140,268	13,372	12,195	279,843
平成 22(2010)	17,999	98,420	141,522	13,048	12,362	283,351
平成 23(2011)	18,402	102,797	143,970	13,590	12,486	291,245
平成 24(2012)	18,530	104,333	144,423	13,561	12,965	293,812
平成 25(2013)	17,706	98,090	140,101	12,974	13,138	282,009
平成 26(2014)	18,023	102,510	142,632	16,630	12,599	292,394
平成 27(2015)	17,651	101,781	140,958	16,389	13,933	290,712
平成 28(2016)	17,647	104,297	142,638	13,398	13,372	291,352
平成 29(2017)	18,545	105,219	144,170	14,444	13,642	296,020
平成 30(2018)	19,044	109,463	149,404	10,784	13,587	302,282
令和元(2019)	19,659	109,687	151,655	12,651	13,639	307,291
令和 2(2020)	新型コロナウイルスの流行による影響が顕著であるため異常値として除外					
令和 3(2021)						
令和 4(2022)						
令和 5(2023)	19,627	110,243	148,851	13,272	12,863	304,856

7

8

1

表 3 予測に用いた家庭系排出量の実績

(単位：t/年)

ブロック 年度	北部	中部	南部	宮古	八重山	県合計
平成 21(2009)	14,765	85,047	122,219	10,714	9,740	242,485
平成 22(2010)	17,113	86,459	127,173	10,395	9,905	251,045
平成 23(2011)	15,887	89,874	125,760	10,816	10,075	252,412
平成 24(2012)	16,057	92,014	126,704	10,814	10,617	256,206
平成 25(2013)	15,332	87,979	123,472	10,562	10,583	247,928
平成 26(2014)	15,778	90,707	125,707	15,346	10,142	257,680
平成 27(2015)	15,388	89,690	124,012	14,732	11,290	255,112
平成 28(2016)	15,139	90,994	124,839	11,011	10,916	252,899
平成 29(2017)	15,936	92,098	126,340	12,050	10,917	257,341
平成 30(2018)	16,682	95,578	130,689	10,508	11,170	264,627
令和元(2019)	17,012	93,425	131,167	11,793	11,095	264,492
令和 2(2020)	新型コロナウイルスの流行による影響が顕著であるため異常値として除外					
令和 3(2021)						
令和 4(2022)						
令和 5(2023)	16,987	91,863	127,453	12,263	10,434	259,000

2

3

1 表 4 予測に用いた事業系排出量の実績 (単位：t/年)

ブロック 年度	北部	中部	南部	宮古	八重山	県合計
平成 21(2009)	11,754	49,227	71,862	4,487	10,092	147,422
平成 22(2010)	12,474	48,194	72,291	4,443	10,213	147,615
平成 23(2011)	12,870	49,481	74,058	4,389	10,089	150,887
平成 24(2012)	13,628	49,956	75,071	4,483	10,571	153,709
平成 25(2013)	14,029	49,608	74,666	4,824	11,292	154,419
平成 26(2014)	14,590	51,433	75,630	437	11,977	154,067
平成 27(2015)	14,846	53,687	76,751	247	12,289	157,820
平成 28(2016)	13,011	55,486	78,178	6,284	11,856	164,815
平成 29(2017)	14,869	56,580	79,104	6,841	11,811	169,205
平成 30(2018)	15,608	57,523	80,506	8,087	11,488	173,212
令和元(2019)	15,830	58,199	80,664	9,475	9,895	174,063
令和 2(2020)	新型コロナウイルスの流行による影響が顕著であるため異常値として除外					
令和 3(2021)						
令和 4(2022)						
令和 5(2023)	15,863	56,781	74,294	6,978	9,063	162,979

2
3

1

表 5 令和 12 (2030) 年度ごみ排出量将来予測

		北部	中部	南部	宮古	八重山	県合計
人口 (人)		99,101	526,761	738,503	55,038	54,913	1,474,317
生活系	1人1日当たり排出量 (g/人・日)	483	568	551	624	674	560
	生活系ごみ排出量 (t/年)	17,462	109,252	148,651	12,534	13,509	301,408
家庭系	1人1日当たり排出量 (g/人・日)	425	479	467	618	546	477
	家庭系ごみ排出量 (t/年)	15,716	91,527	126,549	12,638	11,049	257,479
事業系	事業系ごみ排出量 (t/年)	15,469	56,338	78,434	9,038	10,790	170,070
ごみ排出量 (t/年)		32,930	165,591	227,085	21,572	24,299	471,477

2

生活系ごみ・家庭系ごみ排出量 = 人口 × 1人1日当たり排出量 × 365日 ÷ 10⁶

3

ごみ排出量 = 生活系ごみ排出量 + 事業系ごみ排出量

4

人口は、国立社会保障・人口問題研究所による人口の将来予測結果を基に、平成 27 (2015) 年度における一般廃棄物処理実態調査結果による人口との比率で補正した。

5

6

7

表 6 令和 17 (2035) 年度ごみ排出量将来予測

		北部	中部	南部	宮古	八重山	県合計
人口 (人)		96,617	528,258	732,702	54,136	54,390	1,466,102
生活系	1人1日当たり排出量 (g/人・日)	469	558	560	607	677	560
	生活系ごみ排出量 (t/年)	16,533	107,562	149,886	11,984	13,440	299,405
家庭系	1人1日当たり排出量 (g/人・日)	418	463	468	627	547	472
	家庭系ごみ排出量 (t/年)	15,116	89,075	126,183	12,596	10,969	253,940
事業系	事業系ごみ排出量 (t/年)	14,843	54,280	77,828	12,226	10,826	170,003
ごみ排出量 (t/年)		31,376	161,842	227,714	24,210	24,266	469,407

8

生活系ごみ・家庭系ごみ排出量 = 人口 × 1人1日当たり排出量 × 365日 ÷ 10⁶

9

ごみ排出量 = 生活系ごみ排出量 + 事業系ごみ排出量

10

人口は、国立社会保障・人口問題研究所による人口の将来予測結果を基に、平成 27 (2015) 年度における一般廃棄物処理実態調査結果による人口との比率で補正した。

11

12

13

2) 処理状況の将来予測

14

ごみ処理量の将来予測値は、各ブロックにおけるごみ排出量の予測値に現状(令和 5(2023)

15

年度)のごみ排出量に対するごみ処理量の割合を乗じて算出しました。

16

17

18

1 【参考 1-1 生活系 算出例（那覇市）実績平成 21（2009）年度～令和 5（2023）年度】

年数	年度	処理人口	総排出量 (t/年)	排出原単位 (g/人・日)	推計結果				
					1次傾向線	2次傾向線	1次指数曲線	べき曲線	ロジスティック曲線
1	H21	315,424	62,522	543.05681	542.57597	548.68375	542.5312674	544.464	542.5629598
2	H22	316,001	63,588	551.30743	542.92318	546.31244	542.8697787	544.471	542.9116005
3	H23	317,824	64,258	553.92077	543.27039	544.38755	543.2085013	544.475	543.2604636
4	H24	321,307	64,401	549.13555	543.61759	542.90909	543.5474352	544.478	543.6095494
5	H25	322,145	62,665	532.94303	543.9648	541.87705	543.8865805	544.48	543.9588579
6	H26	322,929	63,478	538.54664	544.31201	541.29143	544.2259375	544.482	544.3083893
7	H27	323,558	62,632	530.3362	544.65921	541.15224	544.5655062	544.483	544.6581438
8	H28	323,993	63,225	534.63864	545.00642	541.45947	544.9052868	544.484	545.0081215
9	H29	323,064	63,036	534.57324	545.35363	542.21312	545.2452794	544.486	545.3583225
10	H30	322,393	65,106	553.27691	545.70083	543.41319	545.5854842	544.487	545.708747
11	R1	321,729	66,232	564.00739	546.04804	545.05969	545.9259012	544.487	546.0593951
12	R2	320,657							
13	R3								
14	R4								
15	R5	315,465	63,229	549.12633	547.43687	556.10992	547.2896946	544.49	547.4642265
16	R6	312,335	62,452	547.81599	547.78408	559.98853	547.6311749	544.491	547.8159947
17	R7	309,206	61,866	548.16799	548.13128	564.31357	547.9728683	544.492	548.1679875
18	R8	308,261	61,717	548.5202	548.47849	569.08503	548.3147749	544.492	548.5202048
19	R9	307,316	61,567	548.87265	548.8257	574.30291	548.6568949	544.493	548.8726469
20	R10	306,372	61,417	549.22531	549.1729	579.96722	548.9992283	544.493	549.2253138
21	R11	305,427	61,267	549.57821	549.52011	586.07795	549.3417753	544.494	549.5782058
22	R12	304,482	61,117	549.93132	549.86732	592.63511	549.684536	544.494	549.9313229
23	R13	303,510	60,961	550.28467	550.21452	599.63868	550.0275106	544.495	550.2846654
24	R14	302,538	60,805	550.63823	550.56173	607.08868	550.3706992	544.495	550.6382333
25	R15	301,567	60,649	550.99203	550.90894	614.98511	550.7141019	544.495	550.9920268
26	R16	300,595	60,492	551.34605	551.25614	623.32795	551.0577189	544.496	551.346046
27	R17	299,623	60,335	551.70029	551.60335	632.11722	551.4015503	544.496	551.7002911
28	R18	298,644	60,177	552.05476	551.95056	641.35292	551.7455963	544.497	552.0547622
29	R19	297,665	60,018	552.40946	552.29776	651.03503	552.0898569	544.497	552.4094594
30	R20	296,686	59,859	552.76438	552.64497	661.16357	552.4343323	544.497	552.764383
31	R21	295,707	59,700	553.11953	552.99218	671.73854	552.7790226	544.498	553.119533
32	R22	294,728	59,540	553.47491	553.33939	682.75992	553.123928	544.498	553.4749096
33	R23	293,632	59,357	553.83051	553.68659	694.22773	553.4690486	544.498	553.8305129
34	R24	292,537	59,174	554.18634	554.0338	706.14196	553.8143845	544.498	554.1863431
35	R25	291,442	58,990	554.5424	554.38101	718.50262	554.159936	544.499	554.5424003
36	R26	290,346	58,806	554.89868	554.72821	731.3097	554.505703	544.499	554.8986847
37	R27	289,251	58,622	555.2552	555.07542	744.5632	554.8516857	544.499	555.2551963
38	R28	287,957	58,397	555.61194	555.42263	758.26313	555.1978844	544.499	555.6119354
39	R29	286,663	58,172	555.9689	555.76983	772.40947	555.544299	544.5	555.9689021
40	R30	285,370	57,947	556.3261	556.11704	787.00225	555.8909298	544.5	556.3260965
41	R31	284,076	57,721	556.68352	556.46425	802.04144	556.2377769	544.5	556.6835188
42	R32	282,782	57,495	557.04117	556.81145	817.52706	556.5848404	544.5	557.0411691
推定データの妥当性						×			
相関係数					0.1358822		0.136416684	0.00445	0.136428827
相関係数順位					3		2	4	1

2
3
4
5

1 【参考 1-2 家庭系 算出例（那覇市）実績平成 21（2009）年度～令和 5（2023）年度】

年数	年度	処理人口	総排出量 (t/年)	排出原単位 (g/人・日)	推計結果				
					1次傾向線	2次傾向線	1次指数曲線	べき曲線	ロジスティック曲線
1	H21	315,424	53,165	462	474	477	474	478	478
2	H22	316,001	57,465	498	473	474	473	473	474
3	H23	317,824	55,001	474	471	472	471	470	472
4	H24	321,307	55,251	471	470	470	470	468	469
5	H25	322,145	53,887	458	468	468	468	466	467
6	H26	322,929	54,805	465	467	466	467	465	465
7	H27	323,558	53,906	456	466	464	465	464	464
8	H28	323,993	53,910	456	464	463	464	463	463
9	H29	323,064	53,633	455	463	461	463	462	462
10	H30	322,393	55,483	471	461	460	461	461	461
11	R1	321,729	55,390	472	460	459	460	461	460
12	R2	320,657							
13	R3								
14	R4								
15	R5	315,465	52,118	453	454	458	454	458	457
16	R6	312,335	52,093	457	453	458	453	458	457
17	R7	309,206	51,531	457	451	458	451	458	457
18	R8	308,261	51,339	456	450	459	450	457	456
19	R9	307,316	51,151	456	448	459	449	457	456
20	R10	306,372	50,968	456	447	460	447	456	456
21	R11	305,427	50,789	456	445	461	446	456	456
22	R12	304,482	50,612	455	444	462	444	456	455
23	R13	303,510	50,434	455	442	464	443	455	455
24	R14	302,538	50,258	455	441	466	442	455	455
25	R15	301,567	50,084	455	439	467	440	455	455
26	R16	300,595	49,912	455	438	469	439	455	455
27	R17	299,623	49,741	455	437	472	438	454	455
28	R18	298,644	49,570	455	435	474	436	454	455
29	R19	297,665	49,401	455	434	477	435	454	455
30	R20	296,686	49,232	455	432	479	434	454	455
31	R21	295,707	49,064	455	431	482	432	453	455
32	R22	294,728	48,897	455	429	486	431	453	455
33	R23	293,632	48,712	455	428	489	430	453	455
34	R24	292,537	48,526	454	426	493	428	453	454
35	R25	291,442	48,342	454	425	496	427	452	454
36	R26	290,346	48,158	454	423	500	426	452	454
37	R27	289,251	47,974	454	422	505	424	452	454
38	R28	287,957	47,757	454	421	509	423	452	454
39	R29	286,663	47,541	454	419	513	422	452	454
40	R30	285,370	47,325	454	418	518	420	452	454
41	R31	284,076	47,109	454	416	523	419	451	454
42	R32	282,782	46,894	454	415	528	418	451	454
推定データの妥当性									
相関係数					0.4687	0.4888	0.4696	0.4498	0.4919
相関係数順位					4	2	3	5	1

2
3

1 【参考 1-3 事業系 算出例（那覇市）実績平成 21（2009）年度～令和 5（2023）年度】

年数	年度	総排出量 (t/年)	排出原単位 (g/人・日)	推計結果				
				1次傾向線	2次傾向線	1次指数曲線	べき曲線	ロジスティック曲線
1	H21	34,650	300.96475	35452.099	32821.271	35449.29135	34114.3	33626.26515
2	H22	34,412	298.35175	35673.777	34213.907	35657.04407	35140.1	34736.90581
3	H23	34,720	299.29548	35895.456	35414.253	35866.01434	35754.4	35596.46888
4	H24	35,298	300.97959	36117.134	36422.31	36076.20929	36196.8	36252.30932
5	H25	36,058	306.66017	36338.813	37238.078	36287.63611	36543.7	36747.2949
6	H26	36,296	307.93486	36560.491	37861.555	36500.302	36829.6	37117.81792
7	H27	37,743	319.5887	36782.17	38292.743	36714.21423	37073	37393.47015
8	H28	39,045	330.16949	37003.848	38531.642	36929.38011	37285.2	37597.60405
9	H29	39,707	336.73297	37225.526	38578.251	37145.80698	37473.4	37748.26205
10	H30	40,141	341.12199	37447.205	38432.57	37363.50223	37642.5	37859.17419
11	R1	39,070	332.70577	37668.883	38094.599	37582.4733	37796.2	37940.67522
12	R2							
13	R3							
14	R4							
15	R5	33,581	291.64167	38555.597	34819.821	38471.26594	38300.5	38099.96301
16	R6	38117.17423	38117.174	38777.275	33520.402	38696.72913	38406.3	38117.17423
17	R7	38129.76717	38129.767	38998.954	32028.693	38923.51365	38506	38129.76717
18	R8	38138.97911	38138.979	39220.632	30344.695	39151.62727	38600.2	38138.97911
19	R9	38145.71677	38145.717	39442.311	28468.408	39381.07775	38689.5	38145.71677
20	R10	38150.64417	38150.644	39663.989	26399.83	39611.87294	38774.4	38150.64417
21	R11	38154.24739	38154.247	39885.668	24138.963	39844.02073	38855.3	38154.24739
22	R12	38156.88213	38156.882	40107.346	21685.806	40077.52903	38932.7	38156.88213
23	R13	38158.80861	38158.809	40329.024	19040.36	40312.40581	39006.7	38158.80861
24	R14	38160.21718	38160.217	40550.703	16202.624	40548.65911	39077.7	38160.21718
25	R15	38161.24705	38161.247	40772.381	13172.599	40786.29699	39146	38161.24705
26	R16	38162.00002	38162	40994.06	9950.2834	41025.32755	39211.7	38162.00002
27	R17	38162.55054	38162.551	41215.738	6535.6785	41265.75897	39275	38162.55054
28	R18	38162.95303	38162.953	41437.417	2928.7839	41507.59945	39336.1	38162.95303
29	R19	38163.2473	38163.247	41659.095	-870.4002	41750.85726	39395.1	38163.2473
30	R20	38163.46244	38163.462	41880.773	-4861.874	41995.54069	39452.2	38163.46244
31	R21	38163.61973	38163.62	42102.452	-9045.638	42241.6581	39507.6	38163.61973
32	R22	38163.73472	38163.735	42324.13	-13421.69	42489.2179	39561.2	38163.73472
33	R23	38163.8188	38163.819	42545.809	-17990.03	42738.22853	39613.3	38163.8188
34	R24	38163.88026	38163.88	42767.487	-22750.67	42988.69851	39663.8	38163.88026
35	R25	38163.9252	38163.925	42989.166	-27703.59	43240.63639	39713	38163.9252
36	R26	38163.95806	38163.958	43210.844	-32848.8	43494.05076	39760.9	38163.95806
37	R27	38163.98208	38163.982	43432.522	-38186.3	43748.95028	39807.5	38163.98208
38	R28	38163.99964	38164	43654.201	-43716.09	44005.34365	39852.9	38163.99964
39	R29	38164.01248	38164.012	43875.879	-49438.17	44263.23964	39897.1	38164.01248
40	R30	38164.02186	38164.022	44097.558	-55352.54	44522.64704	39940.3	38164.02186
41	R31	38164.02872	38164.029	44319.236	-61459.2	44783.57471	39982.5	38164.02872
42	R32	38164.03374	38164.034	44540.915	-67758.15	45046.03156	40023.7	38164.03374
推定データの妥当性					×			
相関係数				0.392727		0.382854331	0.53579	0.60891221
相関係数順位				3		4	2	1

2

【参考2 市町村別予測値（生活系）】

市町村	ブロック	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R1年	R2年	R3年	R4年	R5年	予測値	R6年	R7年	R8年	R9年	R10年	R11年	R12年	R13年	R14年	R15年	R16年	R17年	
名護市	北部	326	335	341	341	317	316	313	338	350	368	385				399		364	366	367	368	369	370	371	372	373	374	374	375	
国頭村	北部	716	772	771	778	783	815	767	725	857	928	929				952		898	903	908	913	917	921	925	929	933	936	940	943	
大宜味村	北部	564	614	625	647	622	636	633	586	686	744	778				772		733	738	742	746	750	754	758	761	765	768	771	774	
東村	北部	605	619	586	592	583	601	590	571	653	731	793				728		689	693	696	698	701	704	706	709	711	713	715	718	
今帰仁村	北部	647	647	678	678	630	638	636	578	600	592	600				624		615	620	627	634	643	653	665	677	691	706	722	739	
本部町	北部	731	778	784	793	751	758	726	679	704	705	716				688		673	666	660	654	648	643	637	631	626	620	615	610	
伊江村	北部	454	465	530	554	645	750	767	812	796	781	870				807		792	762	726	682	632	575	511	440	362	277	186	87	
伊平屋村	北部	857	881	1035	980	972	993	1091	821	1024	889	925				999		984	985	987	989	990	992	993	994	996	997	998	999	
伊是名村	北部	770	756	674	751	753	753	744	858	856	849	894				765		803	792	778	763	745	725	702	678	651	622	590	557	
北部	小計	466	481	491	494	472	479	472	470	494	507	526				525		495	493	491	489	487	485	483	480	478	475	472	469	
宜野湾市	中部	490	497	510	514	467	506	509	510	519	526	533				507		515	513	511	508	505	501	497	493	488	482	477	470	
沖縄市	中部	547	551	568	558	556	559	541	547	548	560	562				535		546	545	544	543	543	542	541	540	540	539	538	537	
うるま市	中部	513	519	529	534	517	532	529	547	552	579	567				552		562	561	560	558	555	553	549	545	541	536	530	524	
恩納村	中部	572	571	606	633	564	619	600	604	621	603	573				600		607	608	608	609	609	610	610	611	611	612	612	612	
宜野座村	中部	755	755	712	744	604	617	616	610	608	650	655				715		619	616	614	612	610	607	605	604	602	600	599	597	
金武町	中部	762	775	827	741	581	598	567	604	576	628	609				648		624	624	623	623	623	623	623	623	623	623	623	623	623
読谷村	中部	610	637	682	695	632	664	659	697	688	741	746				801		748	752	755	759	762	765	767	770	773	775	778	780	
嘉手納町	中部	639	599	715	856	551	616	625	591	592	622	617				700		628	628	627	627	626	626	625	625	624	624	623	623	
北谷町	中部	596	588	615	604	544	566	568	574	580	610	600				621		601	603	604	606	607	609	610	612	613	614	616	617	
北中城村	中部	518	523	512	588	567	564	561	550	563	589	581				678		611	614	616	619	621	623	625	627	629	631	633	635	
中城村	中部	515	545	559	548	543	570	564	571	570	574	590				609		594	596	598	599	601	603	604	605	607	608	609	610	
中部	小計	544	550	570	574	536	556	550	559	562	582	580				578		573	573	572	572	571	570	568	567	565	563	560	558	
那覇市	南部	543	551	554	549	533	539	530	535	535	553	564				549		548	548	549	549	549	550	550	550	551	551	551	551	552
浦添市	南部	542	542	553	541	519	522	516	516	515	523	530				516		523	526	529	533	537	542	548	554	561	568	576	585	
糸満市	南部	528	505	517	506	497	503	501	505	517	544	556				564		555	559	563	566	570	574	578	582	585	589	593	597	
豊見城市	南部	479	480	486	484	469	475	472	476	483	500	515				532		501	502	502	503	504	504	505	505	506	507	507	508	
南城市	南部	553	557	558	560	519	538	529	535	544	566	569				559		555	555	556	557	557	558	559	559	560	561	561	562	
西原町	南部	518	496	518	521	502	497	500	507	501	561	557				533		543	546	549	552	555	558	561	564	567	570	573	576	
与那原町	南部	520	552	540	533	517	514	490	504	506	523	521				553		517	517	516	516	516	516	515	515	515	515	515	514	
南風原町	南部	492	506	511	515	507	513	504	510	511	529	532				514		522	523	524	524	525	525	525	526	526	527	527	527	
渡嘉敷村	南部	1839	1991	1966	1576	1247	1237	1445	1407	1409	1150	955				1097		1088	1111	1145	1189	1243	1308	1383	1468	1564	1670	1786	1913	
座間味村	南部	562	589	581	582	459	562	483	563	569	524	549				565		534	534	533	532	532	531	530	530	529	529	528	528	
粟国村	南部	491	474	432	476	575	557	507	573	695	831	614				1029		761	772	783	793	803	812	821	830	839	847	855	863	
渡名喜村	南部	835	854	854	1166	823	722	834	1063	1125	614	664				613		682	664	646	628	610	592	574	557	539	521	503	485	
南大東村	南部	767	1107	781	991	815	1570	752	949	988	1152	1028				1012		1062	1062	1062	1062	1062	1062	1062	1062	1062	1062	1063	1063	
北大東村	南部	1357	1626	1357	1124	1167	1237	1184	1123	1060	952	983				840		815	792	771	753	737	724	713	705	700	697	696	698	
久米島町	南部	1106	969	975	983	964	957	953	948	1109	1053	957				907		957	955	953	952	950	949	948	946	945	944	943	942	
八重瀬町	南部	549	556	560	583	549	556	548	549	558	568	565				530		547	546	545	544	543	542	541	540	539	538	537	536	
南部	小計	543	544	549	545	526	532	524	528	532	550	557				546		544	545	546	547	549	550	551	553	555	557	558	560	
宮古島市	宮古	647	634	663	658	669	860	815	661	710	526	611				641		643	640	637	633	630	627	623	620	617	613	610	606	
多良間村	宮古	792	668	724	701	674	800	643	725	774	741	769				678		704	698	692	685	677	669	660	651	641	631	619	608	
宮古	小計	650	635	664	659	669	858	811	662	712	531	614				641		645	641	638	634	631	627	624	620	617	613	610	607	
石垣市	八重山	632	641	656	661	664	646	710	671	677	668	668				621		669	670	670	671	671	672	672	673	673	674	674	674	
竹富町	八重山	318	280	202	307	500	299	317	301	432	478	477				559		465	472	478	485	491	496	502	507	513	518	523	527	
与那国町	八重山	1010	978	931	1276	1041	1144	1148	1386	1286	1228	1197				1055		1187	1187	1187	1187	1187	1187	1187	1187	1187	1187	1187	1187	
八重山	小計	620	624	630	653	662	633	693	664	676	670	670				629		669	670	671	672	673	673	674	675	675</				

【参考3 市町村別予測値（家庭系）】

市町村	ブロック	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R1年	R2年	R3年	R4年	R5年	予測値	R6年	R7年	R8年	R9年	R10年	R11年	R12年	R13年	R14年	R15年	R16年	R17年	
名護市	北部	248	335	266	266	246	247	244	266	277	301	311				322		311	315	319	323	327	331	335	340	344	348	353	357	
国頭村	北部	665	724	721	731	741	769	723	672	786	872	869				898		842	847	851	856	860	864	868	871	875	878	881	884	
大宜味村	北部	523	567	579	599	579	591	581	534	630	696	701				725		676	680	684	688	691	695	698	701	704	707	710	713	
東村	北部	547	569	537	544	541	559	543	516	593	671	726				667		633	636	639	642	644	647	649	651	654	656	658	660	
今帰仁村	北部	567	581	619	616	583	595	589	524	546	540	547				565		547	547	547	547	548	549	550	552	554	557	560	564	
本部町	北部	658	709	725	734	691	706	669	608	631	637	637				610		597	589	582	575	569	562	555	548	542	535	529	523	
伊江村	北部	425	428	469	508	580	709	729	765	757	745	836				772		768	743	711	673	628	577	519	455	384	307	223	133	
伊平屋村	北部	802	825	981	913	918	941	1048	782	880	844	857				941		917	918	920	921	922	923	924	925	926	927	928	929	
伊是名村	北部	737	718	647	735	727	723	703	771	765	767	789				718		737	731	723	714	704	693	681	667	652	636	619	601	
北部	小計	395	458	424	428	409	420	412	403	425	444	455				455		438	437	437	437	436	435	434	434	432	431	430	429	
宜野湾市	中部	407	417	427	437	425	428	427	427	426	439	431				423		429	429	429	429	429	429	429	429	429	429	429	429	429
沖繩市	中部	486	478	490	485	483	493	477	482	483	493	471				443		461	459	457	455	453	451	448	446	444	442	440	438	
うるま市	中部	473	482	494	498	480	496	493	498	506	531	516				499		503	500	496	491	486	480	473	465	457	449	439	429	
恩納村	中部	521	527	563	590	497	577	559	561	577	556	514				523		551	552	552	552	552	552	553	553	553	553	553	554	
宜野座村	中部	707	704	656	697	571	577	575	567	592	615	614				658		582	580	577	575	573	571	570	568	566	565	563	562	
金武町	中部	693	708	761	696	545	541	509	536	552	576	555				577		531	529	528	527	526	525	525	524	524	523	523	523	
読谷村	中部	535	563	568	581	562	569	556	568	570	598	600				584		590	591	592	593	594	595	596	597	597	598	599	599	
嘉手納町	中部	615	573	682	822	533	544	522	505	512	537	537				483		469	462	457	452	448	445	442	441	440	440	440	442	
北谷町	中部	447	443	467	469	446	451	461	457	466	483	452				443		459	459	459	459	459	459	459	459	459	459	459	459	459
北中城村	中部	425	438	447	517	501	510	504	500	509	531	520				609		563	567	570	574	577	580	583	586	589	592	594	597	
中城村	中部	488	498	510	507	501	529	520	526	528	532	538				534		535	533	531	529	525	521	517	512	507	501	494	487	
中部	小計	479	483	498	506	481	492	485	488	492	508	494				482		487	486	484	482	480	478	476	474	471	468	465	462	
那覇市	南部	462	498	474	471	458	465	456	456	455	471	472				453		457	457	456	456	456	456	455	455	455	455	455	455	
浦添市	南部	467	467	477	470	454	451	445	443	444	448	451				433		434	433	432	431	431	431	431	431	431	432	433	434	
糸満市	南部	479	465	479	469	460	467	464	469	482	513	523				530		501	502	503	504	505	506	507	508	508	509	510	510	
豊見城市	南部	455	459	465	464	447	454	451	454	461	478	487				487		485	487	489	491	494	496	498	500	503	505	507	509	
南城市	南部	494	504	466	484	461	482	475	484	494	514	513				505		509	511	513	515	517	520	522	524	526	528	531	533	
西原町	南部	454	448	474	475	455	452	449	451	447	467	468				454		457	456	456	456	456	456	456	456	455	455	455	455	
与那原町	南部	478	503	495	481	468	470	449	457	460	477	475				493		467	467	467	466	466	466	465	465	465	464	464	464	
南風原町	南部	394	402	405	410	406	408	403	407	408	422	422				411		417	417	418	418	418	419	419	420	420	420	421	421	
渡嘉敷村	南部	1770	1933	1909	1522	1168	1178	1405	1310	1339	1085	898				1028		1019	1042	1076	1119	1173	1238	1313	1398	1494	1599	1716	1843	
座間味村	南部	526	546	546	537	340	399	358	381	418	384	402				386		419	440	464	493	525	561	601	644	691	742	797	856	
粟国村	南部	456	436	398	417	503	485	414	467	556	695	533				690		587	592	597	602	607	612	616	620	624	628	632	636	
渡名喜村	南部	822	841	841	1153	809	668	668	902	988	557	566				486		513	484	456	428	399	371	343	314	286	258	229	201	
南大東村	南部	663	979	759	900	742	1478	692	873	892	1047	945				950		932	932	932	932	932	932	932	932	932	932	932	932	
北大東村	南部	1258	1414	1214	1004	1083	1121	1021	1045	984	887	915				781		774	753	733	715	697	680	664	649	634	620	607	594	
久米島町	南部	990	869	895	889	902	879	874	870	1031	978	893				871		901	901	900	900	899	899	898	898	898	897	897	897	
八重瀬町	南部	502	516	498	534	512	514	506	506	514	526	513				472		496	495	493	492	491	489	488	486	485	484	482	481	
南部	小計	473	489	480	478	463	469	461	462	467	481	481				468		468	468	469	469	469	469	469	470	470	471	471	472	
宮古島市	宮古	515	503	525	522	542	793	732	542	591	514	569				591		615	618	620	622	624	626	628	630	632	634	635	637	
多良間村	宮古	749	625	682	657	635	763	614	655	741	699	720				652		677	677	677	677	676	676	676	676	676	676	675	675	
宮古	小計	521	506	529	525	544	792	729	544	594	517	572				593		616	619	621	623	625	627	629	631	633	634	636	637	
石垣市	八重山	513	522	532	542	533	523	576	549	545	552	546				507		542	542	542	542	542	542	542	542	542	542	542	542	
竹富町	八重山	161	136	143	246	410	243	261	253	327	394	378				447		458	471	483	494	504	513	521	528	535	540	544	547	
与那国町	八重山	797	749	708	1046	864	820	888	1080	988	931	945				751		925	925	925	925	925	925	925	925	925	925	925	925	
八重山	小計	495	500	508	535	533	510	562	542	541	551	545				510		547	548	549	550	550	551	551	552	552	552	552	553	
合計																														

【参考4 市町村別予測値(事業系)】

市町村	ブロック	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R1年	R2年	R3年	R4年	R5年	予測値	R6年	R7年	R8年	R9年	R10年	R11年	R12年	R13年	R14年	R15年	R16年	R17年	(t/年)	
名護市	北部	8,599	9,244	9,491	9,827	10,325	10,701	10,733	8,905	10,515	11,226	11,233				11,068		11,207	11,271	11,331	11,389	11,444	11,497	11,547	11,596	11,642	11,687	11,730	11,772		
国頭村	北部	162	132	145	158	180	199	213	157	304	308	310				402		312	319	325	332	338	344	350	356	362	367	372	378		
大宜味村	北部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
東村	北部	0	0	0	0	9	7	10	36	24	14	26				44		43	44	45	45	46	46	46	46	46	47	47	47		
今帰仁村	北部	512	603	627	651	592	694	700	794	886	977	1,054				1,207		1,038	1,057	1,075	1,093	1,110	1,126	1,142	1,157	1,172	1,186	1,200	1,214		
本部町	北部	2,208	2,290	2,337	2,632	2,560	2,580	2,765	2,822	2,843	2,792	2,873				2,778		2,734	2,673	2,601	2,516	2,419	2,310	2,188	2,055	1,909	1,751	1,581	1,399		
伊江村	北部	273	205	270	360	363	409	425	297	297	291	334				364		315	300	284	265	244	221	195	168	138	106	71	35		
伊平屋村	北部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
伊是名村	北部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
北部	小計	11,754	12,474	12,870	13,628	14,029	14,590	14,846	13,011	14,869	15,608	15,830				15,863		15,647	15,664	15,661	15,640	15,601	15,543	15,469	15,377	15,269	15,143	15,001	14,843		
宜野湾市	中部	7,939	7,720	7,798	8,321	8,383	8,560	8,633	8,740	8,760	8,913	8,727				7,286		8,560	8,575	8,589	8,602	8,615	8,627	8,638	8,649	8,659	8,669	8,679	8,688		
沖繩市	中部	14,896	13,560	13,981	14,241	13,616	13,763	14,741	14,611	14,630	14,960	14,500				14,038		14,295	14,239	14,173	14,098	14,014	13,920	13,817	13,705	13,583	13,451	13,311	13,161		
うるま市	中部	8,663	9,117	9,414	9,683	10,046	10,273	10,344	10,689	10,888	11,327	12,236				13,554		12,269	12,380	12,485	12,586	12,682	12,774	12,862	12,947	13,029	13,108	13,185	13,259		
恩納村	中部	3,155	3,021	3,091	3,086	2,592	3,378	3,480	3,584	3,805	3,932	4,040				4,186		3,926	3,956	3,985	4,013	4,039	4,065	4,089	4,112	4,135	4,157	4,178	4,198		
宜野座村	中部	570	660	676	609	691	710	621	648	718	639	728				492		619	616	613	610	607	604	601	598	595	592	589	586		
金武町	中部	1,285	1,407	1,237	1,194	1,182	1,257	1,254	1,272	1,397	1,298	1,430				1,542		1,465	1,482	1,501	1,519	1,537	1,556	1,575	1,594	1,614	1,634	1,654	1,674		
読谷村	中部	2,601	2,642	2,891	2,955	3,095	3,056	3,088	3,227	3,288	3,308	3,315				3,230		3,187	3,125	3,050	2,963	2,862	2,749	2,624	2,485	2,334	2,170	1,993	1,803		
嘉手納町	中部	1,179	1,188	1,353	1,106	1,174	1,132	1,015	1,553	1,513	1,401	1,496				853		1,280	1,280	1,280	1,281	1,281	1,281	1,281	1,281	1,281	1,281	1,281	1,281	1,281	
北谷町	中部	5,273	5,214	5,355	5,541	5,588	5,933	6,259	6,592	6,914	6,885	6,699				6,588		6,699	6,620	6,517	6,390	6,237	6,060	5,859	5,633	5,382	5,107	4,807	4,482		
北中城村	中部	2,265	2,287	2,226	1,794	1,834	1,883	2,653	2,924	2,912	3,032	3,156				3,041		2,910	2,938	2,964	2,990	3,014	3,037	3,060	3,081	3,102	3,122	3,141	3,160		
中城村	中部	1,401	1,378	1,459	1,426	1,407	1,488	1,599	1,646	1,755	1,828	1,872				1,971		1,850	1,865	1,880	1,894	1,908	1,921	1,933	1,945	1,956	1,968	1,978	1,989		
中部	小計	49,227	48,194	49,481	49,956	49,608	51,433	53,687	55,486	56,580	57,523	58,199				56,781		57,059	57,077	57,038	56,945	56,796	56,594	56,338	56,030	55,670	55,258	54,794	54,280		
那覇市	南部	34,650	34,412	34,720	35,298	36,058	36,296	37,743	39,045	39,707	40,141	39,070				33,581		38,117	38,130	38,139	38,146	38,151	38,154	38,157	38,159	38,160	38,161	38,162	38,163		
浦添市	南部	11,911	11,827	11,908	11,897	11,834	12,062	11,913	11,856	11,801	11,676	12,528				11,954		12,067	12,086	12,105	12,125	12,145	12,167	12,188	12,211	12,234	12,258	12,282	12,307		
糸満市	南部	6,808	7,320	7,027	6,659	6,112	6,391	6,425	6,651	6,785	7,257	7,402				7,563		7,324	7,375	7,427	7,479	7,532	7,585	7,638	7,692	7,746	7,800	7,855	7,910		
豊見城市	南部	6,026	6,432	7,673	7,796	6,807	6,738	6,490	6,375	6,225	6,206	6,097				6,148		5,983	5,918	5,853	5,788	5,723	5,658	5,593	5,528	5,463	5,398	5,333	5,268		
南城市	南部	1,692	1,637	2,034	2,235	2,403	2,421	2,414	2,454	2,573	2,674	2,652				2,806		2,906	2,944	2,980	3,014	3,048	3,080	3,110	3,140	3,169	3,197	3,223	3,250		
西原町	南部	3,994	4,160	4,205	4,192	4,140	3,977	3,892	3,834	3,852	4,004	4,061				3,689		3,745	3,719	3,693	3,667	3,642	3,616	3,591	3,566	3,541	3,516	3,491	3,467		
与那原町	南部	1,553	1,478	1,567	1,873	1,837	1,913	1,921	1,963	1,998	2,087	2,077				1,740		1,990	1,991	1,991	1,992	1,992	1,992	1,992	1,992	1,992	1,992	1,992	1,992	1,992	
南風原町	南部	3,078	2,990	3,116	3,275	3,394	3,546	3,605	3,620	3,726	3,868	3,876				3,735		3,762	3,715	3,656	3,584	3,499	3,401	3,291	3,168	3,031	2,882	2,721	2,546		
渡嘉敷村	南部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
座間味村	南部	273	271	250	226	227	315	270	304	312	289	303				264		274	268	261	253	244	234	223	211	198	184	170	154		
粟国村	南部	26	26	13	13	13	13	13	13	13	13	1				0		2	2	1	1	1	1	1	1	1	0	0	0		
渡名喜村	南部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	72	34				20		42	42	42	42	42	42	42	42	42	42	42	42	42	
南大東村	南部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
北大東村	南部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
久米島町	南部	1,045	892	752	744	830	862	862	841	842	800	887				844		807	804	802	800	799	797	795	794	792	791	789	788		
八重瀬町	南部	806	846	793	863	1,011	1,096	1,203	1,222	1,270	1,419	1,676				1,950		1,630	1,663	1,695	1,726	1,756	1,785	1,813	1,840	1,866	1,892	1,917	1,941		
南部	小計	71,862	72,291	74,058	75,071	74,666	75,630	76,751	78,178	79,104	80,506	80,664				74,294		78,648	78,656	78,646	78,617	78,572	78,511	78,434	78,342	78,235	78,113	77,978	77,828		
宮古島市	宮古	4,487	4,443	4,389	4,483	4,824	437	247	6,284	6,841	8,087	9,475				6,978		6,290	6,682	7,098	7,540	8,010	8,509	9,038	9,601	10,199	10,834	11,509	12,226		
多良間村	宮古	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
宮古	小計	4,487	4,443	4,389	4,483	4,824	437	247	6,284	6,841	8,087	9,475				6,978</															

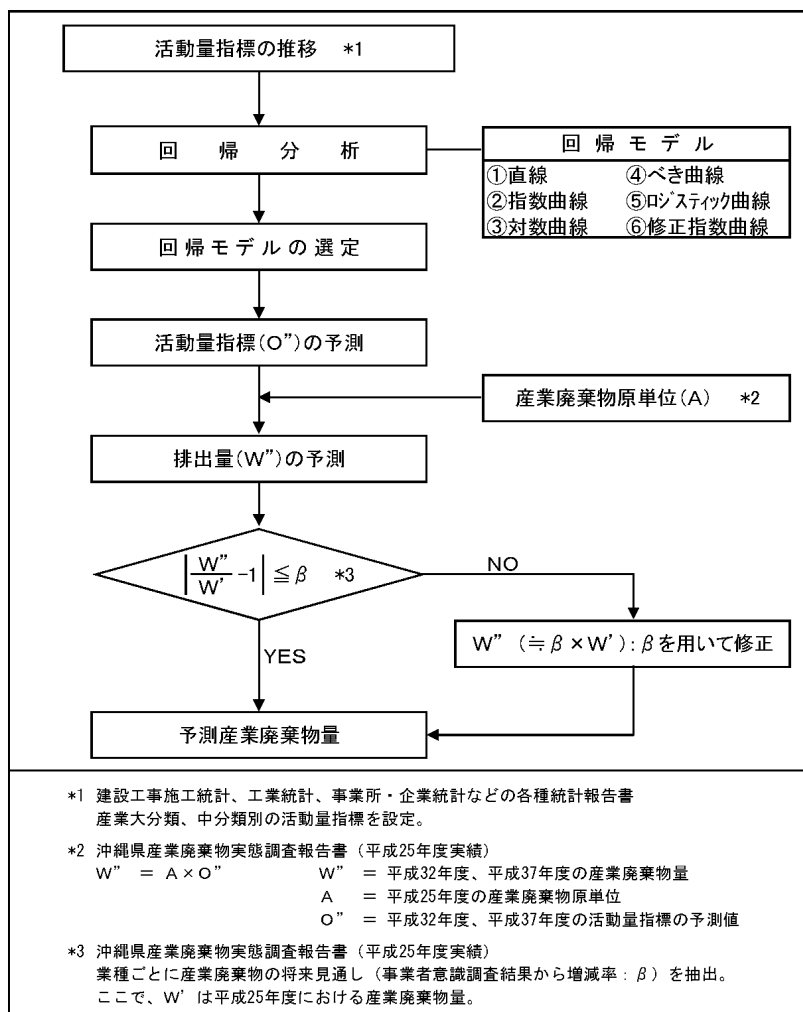
資料2 産業廃棄物排出量の将来予測

(1) 排出量の将来予測

排出量の将来予測は、今後も飛躍的な技術革新や法律上の産業廃棄物の分類に変更がなく、令和6(2024)年度に実施した沖縄県産業廃棄物実態調査(令和5(2023)年度実績)で得られた産業廃棄物の排出量と業種ごとの各種活動量指標(建設業:元請完成工事高、製造業:製造品出荷額等、病院:病床数、その他の業種:従業者数)との関係は変わらないことを前提に計算を行っています。

また、業種ごとの活動量指標の将来予測では、過去からの実績データの傾向が将来も続くものとしてトレンド予測を行いました。業種ごとに選定に用いた回帰モデル式は、以下に示すとおりです。電気・水道業については、各事業者が回答した将来の計画値を用いています。

県全体の排出量(予測産業廃棄物量)は、業種ごとの排出量を合計したものです。



【主な回帰モデル式の特徴】

過去から将来に向かって変化する現象 (Y) が一定の規則性を持っているとの仮定のもと、理論的傾向線をあてはめて予測式を作る。

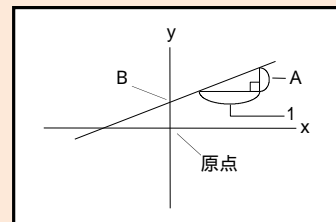
ここで、Xは時間 (年度)、A、Bは定数。

直線 : $Y = A \cdot X + B$

予測したい現象が直線的に増加または減少するケース

A : 直線の増加 (減少) の度合いの大きさを表す

B : X が 0 の時の値を表す

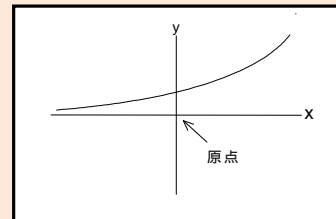


指数曲線 : $Y = B \cdot \text{EXP} (A X)$

予測したい現象が等比級数的に増加または減少するケース

A : 曲線の位置を決める値

B : 曲線が立ち上がる傾斜の大きさを表す

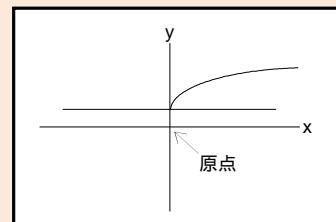


対数曲線 : $Y = A \cdot \text{Ln} (X) + B$

予測したい現象が直線的ではなく、増加または減少傾向が緩やかなケース

A : 式の始まりを表す値

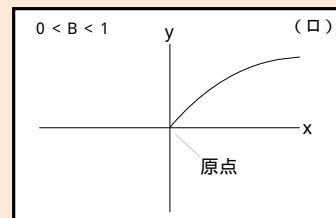
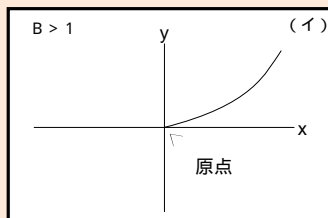
B : 曲線が立ち上がる傾斜の大きさを表す



べき曲線 : $Y = B \cdot X^A$

A : 曲線が立ち上がる傾斜の大きさを表す

B : カーブの凹凸を表す



ロジスティック曲線、修正指数曲線はともに、予測したい現象がはじめのうちは急激増加していくが、ある極限值に近づくに従って増加速度が鈍ってくるようなケース

1
2 (2) 処理量の将来予測

3 処理量の将来予測については、令和 6（2024）年度沖縄県産業廃棄物実態調査で得られた
4 令和 5（2023）年度の業種別、種類別の処理・処分状況をもとに収支計算（排出量に対する
5 各処理・処分量の比率）を行い、将来の活動量指標に乗じて算出しました。

6
7 (3) 産業廃棄物の将来予測

8 産業廃棄物の発生及び処理・処分状況の将来予測結果は、以下のとおりです(動物のふん尿
9 除く)。

10
11 表 7 種類別 - 発生及び処理・処分状況（令和 12（2030）年度） 単位：千 t /年

種類	区分						資源化量
	発生量	有償物量	排出量	再生利用量	最終処分量	その他量 (保管量)	
合計	1,917	131	1,786	895	106	2	1,026
燃え殻	14	0	14	35	7	-	35
汚泥	884	4	879	135	11	1	139
廃プラスチック	19	0	19	6	8	0	6
木くず	52	0	52	42	4	0	42
動植物残さ	272	79	193	164	1	-	244
金属くず	52	4	47	46	1	-	50
ガラス・コンクリート・陶磁器くず	88	0	88	75	11	0	75
鋳さい	32	3	29	29	0	-	32
がれき類	297	1	297	269	11	-	269
ばいじん	83	0	83	66	16	1	66
その他の種類	124	39	85	28	36	0	67

12 四捨五入の関係で合計と個々の計が一致しない場合がある。

13 表 8 種類別 - 発生及び処理・処分状況（令和 17（2035）年度） 単位：千 t /年

種類	区分						資源化量
	発生量	有償物量	排出量	再生利用量	最終処分量	その他量 (保管量)	
合計	1,948	133	1,815	928	110	2	1,061
燃え殻	14	0	14	35	7	0	35
汚泥	873	4	869	136	11	1	140
廃プラスチック	20	0	20	6	8	0	6
木くず	56	0	56	45	4	0	45
動植物残さ	275	80	195	166	1	0	246
金属くず	53	4	49	47	2	0	51
ガラス・コンクリート・陶磁器くず	89	0	89	76	12	0	76
鋳さい	38	4	34	34	0	0	38
がれき類	319	1	319	288	11	0	289
ばいじん	82	0	82	65	16	1	65
その他の種類	128	39	89	30	38	0	69

14 四捨五入の関係で合計と個々の計が一致しない場合がある。

用語解説

1

あ 行

2 ISO14001

3 ISO（国際標準化機構）が発行する環境マネジメントシステム（環境に影響を与える（可
4 能性のある）活動について、継続的に活動を管理し、改善を図る仕組み）に関する規格です。

5

6 アスベスト

7 アスベストは石綿とも呼ばれており、天然に産出する繊維状の鉱物で、耐熱性・耐薬品性・
8 絶縁性に優れているため、かつては建材や工業製品に幅広く使われていました。しかしながら、
9 アスベストを吸い込むと重大な健康被害が発生することが明らかになり、現在は使用が禁止さ
10 れています。アスベストのうち、吹付アスベストなどに使用されている廃石綿等は飛散しやす
11 く、危険性が高いため特別管理廃棄物に指定されています。一方、スレート屋根材など、石綿
12 がセメント等で固定されている建材が廃棄物化したものは石綿含有廃棄物として、通常の一般
13 廃棄物、または産業廃棄物の扱いになります。

14

15 あわせ処理

16 市町村の所有する一般廃棄物処理施設において処理することが可能な産業廃棄物を、一般廃
17 棄物と一緒に処理することです。

18

19 一般廃棄物

20 産業廃棄物以外の廃棄物で、さらに「ごみ」と「し尿」に分類されます。また、「ごみ」は、
21 一般家庭の日常生活に伴って生じた「生活系ごみ」と、商店・オフィス・レストラン等の事業
22 活動に伴って生じた「事業系ごみ」に分類されます。さらに、「生活系ごみ」は缶、ペットボト
23 ルなどの資源物として回収される「資源ごみ」と、燃えるごみなどの廃棄物として排出される
24 「家庭系ごみ」に分類されます。

25

26 エコアクション21

27 中小企業等においても容易に環境配慮の取組を進めることができるよう、環境マネジメント
28 システム、環境パフォーマンス評価及び環境報告をひとつに統合した、環境省が普及を進めて
29 いる事業者向けの簡易な環境活動評価プログラムです。

30 幅広い事業者に対して「環境への取組を効果的・効率的に行うシステムを構築するとともに、
31 環境への取組に関する目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し、報告する」ためのガ
32 イドラインとなっています。

1 エコショップ

2 環境にやさしい商品の販売、ごみの減量・リサイクルの推進など環境に配慮した取組を積極
3 的に行っている店舗等のことで、エコショップ制度として、都道府県や市町村が独自の認定基
4 準を用いて認定・登録し、ホームページ等を通して公表されています。

5 6 N P O (Non Profit Organization)

7 N P Oは、Non Profit Organization の略称で、継続的、自発的に社会貢献活動を行う、営
8 利を目的としない団体の総称です。医療・福祉や環境保全、災害復興、地域振興など様々な分
9 野で活動する団体が含まれます。

10

11 エシカル消費

12 消費者それぞれが各自にとっての社会的課題の解決を考慮したり、そうした課題に取り組む
13 事業者を応援しながら消費活動を行うことを指します。例えば、有機栽培など環境への負荷が
14 少ない形で生産された農産物を選択することや、環境への負荷が大きい使い捨て商品を選択し
15 ないことなどが、エシカル消費に相当します。

16

17 沖縄汚水再生ちゅら水プラン(沖縄県下水道等整備構想)

18 県と市町村が連携して処理区域、整備手法及び整備スケジュールの設定を行い、各種汚水処
19 理施設の整備を計画的、効率的に進めるための指針です。平成 10 (1998) 年度に策定され、社
20 会情勢等の変化に応じて平成 18 (2006) 年度と平成 22 (2010) 年度、平成 28 (2016) 年度、
21 令和 4 (2022) 年度にそれぞれ見直しを実施しています。

22

23 温室効果ガス

24 大気圏にあって、地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより、温室効果をもた
25 らず気体のことをいいます。水蒸気、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロンなどが温室
26 効果ガスに該当します。

27

か 行

28 合併処理浄化槽

29 生活排水のうち、し尿と台所・洗濯・風呂等からの雑排水を併せて処理することができる浄
30 化槽です。これに対して、し尿のみを処理する浄化槽を単独処理浄化槽といいます。水質汚濁
31 の原因として生活排水の寄与が大きくなっており、生活雑排水を未処理で放流する単独処理浄
32 化槽に替わって、下水道の整備等と並んで合併処理浄化槽の普及が求められています。

1 家電リサイクル法

2 正式名称は「特定家庭用機器再商品化法」であり、テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機の使
3 用済み家電 4 品目の引取り・引渡しを小売業者に、回収・再商品化を製造者に義務付け、その
4 費用を消費者などの排出者が負担することを規定した法律で、平成 10（1998）年に成立し平成
5 13（2001）年 4 月から施行されています。使用済みの家電 1 台ごとに家電リサイクル券が付け
6 られ、消費者からの引き取りから製造者に引き渡すまでの荷動きを管理します。

8 環境会計

9 企業等が、持続可能な発展を目指して、社会との良好な関係を保ちつつ、環境保全への取組
10 を効率的かつ効果的に推進していくことを目的として、事業活動における環境保全のためのコ
11 ストとその活動により得られた効果を可能な限り定量的に把握（測定）し、分析・公表するた
12 めの仕組みのことです。

14 環境保全率先実行計画

15 県庁の全機関が率先して環境に配慮した事務事業を遂行し環境負荷の低減を図ることを目的
16 として、平成 11（1999）年 5 月に策定した計画です。令和 3（2021）年 3 月に策定された第 5
17 期計画をさらに令和 6（2024）年度に一部改定したものが最新の計画であり、温室効果ガスの
18 削減目標に加え、廃棄物や環境配慮型製品の購入等に係る目標を掲げ、環境に配慮した事務事
19 業を遂行しています。

21 感染性廃棄物（参考：廃棄物処理法施行令別表第 1）

22 医療機関、試験研究機関等から医療行為、研究活動に伴って発生し、人が感染し、または感
23 染するおそれのある病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれのある
24 廃棄物をいいます。

25 特別管理一般廃棄物又は特別管理産業廃棄物として、収集から処分まで全ての過程において
26 厳重に管理することが求められています。

28 気候非常事態宣言

29 沖縄県では、世界的な課題である気候変動に対して、県全体で現状認識と将来の気候変動を
30 めぐる現状とその認識を共有し、行政・県民・事業者が一丸となって気候変動対策に取り組ん
31 でいくことを決意し、令和 3（2021）年 3 月に玉城知事が記者会見で「沖縄県気候非常事態宣
32 言」を行いました。

33
34

1 グリーン購入

2 商品やサービスを購入する際に、できる限り環境への負荷が少ないものを優先的に購入する
3 ことをいいます。

4

5 経済的手法

6 環境負荷を生じさせる経済活動に対して、市場を通じて何らかの経済的誘導策を与えること
7 により、環境負荷が少なくなるようにする手法で、税・課徴金、デポジット制度、ごみ処理手
8 数料の有料化などが該当します。

9

10 建設リサイクル法

11 正式名称は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」のことであり、特定建設資材
12 （コンクリート、アスファルト・コンクリート、木材）を用いた対象建設工事（建築物等に係
13 る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって一定規模以上の建設工
14 事）について、その受注者等に対し、分別解体等及び再資源化等を行うことを義務付け、資源
15 の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図るための法律です。

16

17 小型家電リサイクル法

18 正式名称は「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」であり、使用済小型電
19 子機器（デジタルカメラ、ゲーム機等）の再資源化を促進するための措置を講ずることにより、
20 廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図ることを目的とし、平成 25（2013）年 4
21 月 1 日から施行されています。市町村、事業者等関係者が協力して自発的に回収方法やりサイ
22 クルの実施方法を工夫し、それぞれの実情に合わせた形でリサイクルを実施する促進型の制度
23 となっています。

24

さ 行

25 サーキュラーパートナーズ

26 経済産業省が令和 5（2023）年 3 月に策定した「成長志向型の資源自律経済戦略」に基づき、
27 サーキュラーエコノミーの実現を目指し、産官学の連携を促進するためのパートナーシップと
28 して設立されたものです。サーキュラーエコノミーの実現は個々の企業だけでは難しいため、
29 ライフサイクル全体の関係者の連携と取組の拡張が必要であり、サーキュラーパートナーズは
30 その一環となります。令和 8（2026）年 1 月時点で、参画会員は合計で 806 団体となっていま
31 す。

32

33

1 サーマルリサイクル（熱回収）

2 廃棄物を焼却する際に発生した熱を発電等のエネルギー源として利用することをいいます。
3 循環型社会形成推進基本法では、原則として、リユース、マテリアルリサイクルがサーマルリ
4 サイクル（熱回収）に優先することとされています。

5
6 災害廃棄物

7 地震や洪水などによって、家屋等の建築物が倒壊したり、焼失・水没するなどして発生した
8 家具類、家電製品、がれき類、家屋自体の解体廃棄物などを指します。

9
10 再資源化事業等高度化法

11 正式名称は「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律」であり、国内
12 の資源循環を質・量の両面で高度化し、産業競争力の強化と温室効果ガス削減を目指すことを
13 目的とし、令和7（2025）年11月21日から全面施行されています。再資源化の高度化を図る
14 事業者の認定制度を通して国内の資源循環産業の発展を目指しており、国は、事業形態の高度
15 化、分離・回収技術の高度化、再資源化工程の高度化の3つの類型で事業計画の認定を行いま
16 す。認定を受けた事業計画に基づいて行う廃棄物の収集・運搬又は中間処分の業等について廃
17 棄物処理法上の許可が不要となる特例を認めるなどの制度が定められています。

18
19 最終処分

20 廃棄物は、資源化又は再利用される場合を除き、最終的には埋立処分又は海洋投入処分され
21 ます。最終処分は埋立が原則とされています。

22 最終処分を行う施設が最終処分場であり、有機物や有害物質が付着しておらず性質・状態が
23 安定している安定型産業廃棄物（ガラスくず、がれき類等）のみを埋め立てることができる「安
24 定型最終処分場」、有害な産業廃棄物を埋め立てるための「遮断型最終処分場」、前述の産業廃
25 棄物以外の産業廃棄物を埋め立てる「管理型最終処分場」及び一般廃棄物最終処分場（「管理型
26 最終処分場」と同様の構造）とに分類されます。これらは埋め立てる廃棄物の性状によって異
27 なる構造基準及び維持管理基準が定められています。

28
29 再使用（リユース）

30 いったん使用された製品や部品、容器等を再使用することをいいます。具体的には 廃棄物
31 となってしまう製品を循環資源としてそのまま、若しくは修理などを施して使用する「製品リ
32 ユース」、製品を提供するための容器等を繰り返し使用する「リターナブル」、再使用可能
33 な部品を選別し、そのまま、若しくは修理などを施して再度使用する「部品リユース」などが
34 あります。

35

1 再生利用（リサイクル）

2 廃棄物等を原材料として再利用することです。例えば、瓶を砕いてカレットにした上で再度
3 瓶を製造すること（マテリアルリサイクル）などが再生利用（リサイクル）に当たります。

4

5 サステナブルツーリズム(持続可能な観光)

6 観光地の本来の姿を持続的に保つことができるように、観光地の開発やサービスのあり方を
7 見定め旅行の設定を行うこと。平成7（1995）年に「観光産業のためのアジェンダ21」に基づ
8 き、入境する人数の制限、電気自動車の利用による排ガス規制、必要な搭乗客にだけに出す機
9 内サービスなど、多くの分野で様々な取組が始まっています。

10

11 3 R + Renewable

12 リデュース、リユース、リサイクルの3つの頭文字をとったものが3 Rで、廃棄物を減らす
13 ための取組として重要なものです。これに加え、近年では再生可能な資源を利用する「Renewable」
14 という考え方も重要になってきています。

15 Reduce(リデュース)：廃棄物の量を減らす。

16 Reuse(リユース)：不要になったものを工夫して再度使う。

17 Recycle(リサイクル)：再生できるものは資源として再生利用する。

18 Renewable(リニューアブル)：再生可能な資源に替える。

19

20 産業廃棄物

21 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラス
22 チックなど20種類の廃棄物をいいます。大量に排出され、また、処理に特別な技術を要するも
23 のが多く、廃棄物処理法の排出者責任に基づき、その適正な処理が図られる必要があります。

24

25 資源有効利用促進法

26 正式名称は「資源の有効な利用の促進に関する法律」であり、限りある資源を有効活用し、
27 廃棄物の発生抑制（リデュース）、製品の再使用（リユース）、再生資源としての利用（リサイ
28 クル）を総合的に推進することを目的とし、再生資源の利用の促進に関する法律が大幅改正さ
29 れたもので、平成13（2001）年4月1日から施行されています。大量生産・大量消費・大量廃
30 棄型の経済システムから循環型経済システムへの移行を目指し、製造事業者に対しての再生資
31 源の利用義務化、環境配慮設計の認定制度、認定を受けた自主回収・再資源化事業計画に基づ
32 く活動に対し、廃棄物処理法上の許可が不要となる特例を認めるなどの制度が定められていま
33 す。

34

1 持続可能な開発のための 2030 アジェンダ

2 平成 12 (2000) 年の国連ミレニアム・サミットで策定されたミレニアム開発目標(D G s)
3 が平成 27 (2015) 年で終了することを受け、国連が向こう 15 年間 (令和 12 (2030) 年まで)
4 の新たな持続可能な開発の指針を策定したものです。

5 自動車リサイクル法

6 正式名称は「使用済自動車の再資源化等に関する法律」で、使用済み自動車から出る部品な
7 どを回収してリサイクルや適正に処分することを、自動車メーカーや輸入業者に義務付ける法
8 律です。リサイクル・適正処分の対象となるのは、エアコンに使われるフロン、シュレッダー
9 ダスト(車体を粉砕した後に残る破砕くず)、エアバッグの 3 種類です。リサイクル費用は自動
10 車の所有者が負担し、費用は新車の購入時などに支払います。

11

12 循環型社会

13 大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念です。
14 循環型社会形成推進基本法では、まず製品等が廃棄物等となることを抑制し、次に排出された
15 廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないもの
16 は適正に処分することが確保されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境
17 への負荷ができる限り低減された社会」とされています。

18

19 循環型社会形成推進基本法

20 廃棄物の発生抑制、適正利用及び適正処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑
21 制し、環境への負荷ができる限り低減される社会を形成するための基本方針を定めた法律で、
22 廃棄物処理の優先順位を発生抑制、再使用、再生利用、熱回収、適正処分の順と定めています。

23

24 集団回収

25 市民団体による資源ごみの収集で、市町村が用具の貸し出し、補助金の交付等により関与し
26 ているものをいいます。

27

28 食品リサイクル法

29 正式名称は「食品循環資源の再生利用等に関する法律」で、食品循環資源の発生抑制、減量
30 化、再生利用を促進することを目的としています。令和 11 (2029) 年度までの再生利用等実施
31 率の目標は「業種全体で食品製造業は 95%、食品卸売業は 75%、食品小売業は 65%、外食産業は
32 50%」とされています。

33

1 食品ロスの削減の推進に関する法律

2 食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針策
3 定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削
4 減を総合的に推進することを目的とした法律で、令和元(2019)年10月1日に施行されました。

5

6 食品ロス（家庭における食品ロスの定義）

7 本来食べられるにもかかわらず捨てられる食品のことで、次のとおり分類されます。

8 食べ残し

9 料理の食材として使用又はそのまま食べられるものとして提供された食品のうち、食べ残
10 して廃棄したもの。

11 直接廃棄

12 賞味期限切れ等により料理の食材又はそのまま食べられる食品として使用・提供されずに
13 そのまま廃棄したもの。

14 過剰除去

15 調理時にだいこんの皮の厚むきなど、不可食部分を除去する際に過剰に除去した可食部分。

16

17 生活排水

18 し尿と、日常生活に伴う台所・洗濯・風呂等からの排水の総称です。なお、生活排水のうち、
19 し尿を除くものを生活雑排水といいます。

20

21 生分解性マルチ

22 生分解性マルチフィルムという農業等に使用する被覆材で、天然素材または化学合成素材を
23 シート状に加工したものです。従来のマルチフィルムとは異なり、廃棄物とならずに自然界で
24 分解される点が大きな特徴です。

25

26 粗大ごみ処理施設

27 収集または持ち込まれた自転車、家具等のごみから金属類等の資源を回収する施設のことで、
28 近年は地域住民を啓発する機能を付加したりサイクルセンターの導入が多くなっています。

29

た 行

30 ダイオキシン類

31 ダイオキシンとは、「ポリ塩化ジベンゾ - パラ - ジオキシン (PCDD)」の通称であり、こ
32 れに「ポリ塩化ジベンゾフラン (PCDF)」を加えてダイオキシン類といいます。なお、平成
33 11(1999)年7月16日に公布された廃棄物焼却炉や製鋼用電気炉などの排出ガスや排水などに

1 含まれるダイオキシン類を規制した「ダイオキシン類対策特別措置法」において、PCDD及
2 びPCDFに「コプラナー - ポリ塩化ビフェニル(Co-PCB)」を含めて「ダイオキシン類」
3 と定義されました。通常は無色の固体で、水に極めて溶けにくく、また、化学的にも安定な物
4 質です。

5
6 TEQ (Toxicity Equivalency Quantity)

7 TEQは、Toxicity Equivalency Quantity の略称で、毒性等量ともいいます。毒性の強さ
8 を加味したダイオキシン量の単位です。ダイオキシンは、塩素の数及び位置が異なる異性体の
9 混合物として環境中に存在し、毒性の強さは異性体によって異なるため、ダイオキシン異性体
10 の量を単純に合計しても、その数値で毒性影響を評価することはできません。そこで、ダイオ
11 キシンでは、各異性体の量にそれぞれの毒性の強さの係数(TEF)を乗じた値の総和として表
12 わすのが一般的となっています。このように異性体の量当たりの毒性が等価になるように換算
13 された値は、その数量から毒性影響を評価することが可能です。このようにして換算された数
14 値には、重さの単位にTEQを付けて単純な物理量ではないことを明示することになっていま
15 す。

16
17 単独処理浄化槽

18 し尿のみを処理する浄化槽のことです。生活雑排水が未処理で放流されるため、河川などの
19 水質悪化を招きやすい浄化槽です。

20
21 中間処理

22 収集したごみの焼却、下水汚泥の脱水、不燃ごみの破碎、選別などにより、できるだけごみ
23 の体積と重量を減らし、最終処分場に埋立後も環境に悪影響を与えないように処理することを
24 いいます。さらに、鉄やアルミ、ガラスなど再資源として利用できるものを選別回収し、有効
25 利用する役割もあります。

26
27 は 行

28 廃棄物

29 占有者が自ら利用し、又は他人に有償で売却することができないために不要になったものを
30 いい、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体、その
31 他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のものをいいます。発生形態や性状等の違いか
32 ら、一般廃棄物と産業廃棄物に分けられます。

1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）

2 廃棄物の排出を抑制し、その適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をするこ
3 とを目的とした法律で、廃棄物処理施設の設置規制、廃棄物処理業者に対する規制等が定めら
4 れています。

5
6 排出量

7 一般廃棄物

8 収集量と直接搬入量、集団回収量を合計したものであり、市町村において正確に量が把握で
9 きるごみ量の合計をいいます。

10 排出量 = 収集量 + 直接搬入量 + 集団回収量 (t/年)

11 1人1日あたり排出量は、排出量 (t/年) を総人口及び年間日数(365日又は366日)で割っ
12 たもので、県民1人が1日に排出するごみの量をいいます。

13 1人1日あたり排出量 = 排出量 ÷ (総人口 × 365日又は366日) × 10⁶ (g/人・日)

14
15 産業廃棄物

16 産業廃棄物の発生量は、事業活動に伴い生じた不要物であって、産業廃棄物量及び有償物量
17 を合計した量をいいます。有償物量とは中間処理されることなく、他者に有償で売却した量の
18 ことで、法令上は廃棄物に該当しないものをいいます。排出量は、発生量から有償物量を除い
19 た量となります。

20 排出量 = 発生量 - 有償物量

21
22 ばいじん

23 燃焼によって生じるすすや燃えかすの固体粒子状物質のことをいいます。

24
25 発生抑制(リデュース)

26 必要のないものは買わない、使い捨てのものなどごみになりそうなものは利用しないこと等
27 により、ごみの量を「減らす」ことです。

28 コンビニエンスストアでレジ袋や不要な割りばしを断るといった行為等です。

29
30 分別収集計画

31 容器包装リサイクル法を受け、市町村や県が3年ごとに策定する分別収集に関する計画をい
32 います。

1 プラスチック資源循環法

2 正式名称は「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」で、プラスチックという
3 素材に焦点をあて、プラスチック製品の設計・製造から廃棄物の処理に至るまでのライフサイ
4 クル全体を通じたプラスチック資源循環（3R + Renewable（再生可能資源への代替））の促進
5 を図ることを目的とした法律。令和4（2022）年4月に施行されました。

7 ポリ塩化ビフェニル（PCB）

8 PCBは、熱に対して安定で、電気絶縁性が高く、耐薬品性に優れているとして、かつて有
9 用な物質として生産・使用されてきました。一方、毒性が強く、昭和43（1968）年のカネミ油
10 症事件等をきっかけにその環境汚染の実態が明らかになり、化学物質の審査及び製造等の規制
11 に関する法律（昭和48（1973）年法律第117号）によって製造、輸入等が事実上禁止されまし
12 た。その処理体制は長らく停滞していましたが、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推
13 進に関する特別措置法（平成13（2001）年法律第65号）の制定、中間貯蔵・環境安全事業株
14 式会社（JESCO）の活用による処理施設の整備等により全廃に向け処理が行われています。

16 ま 行

17 マニフェスト制度

18 排出事業者が産業廃棄物の収集運搬又は処分等を他人に委託する際、処理業者に対して廃棄
19 物の種類、数量、形状等を記載した管理票（マニフェスト）を交付し、処理終了後に処理業者
20 よりその旨を記載した管理票の写しの送付を受けることにより、排出事業者が廃棄物処理の流
21 れを管理し、適正な処理を確保するための仕組みのことです。マニフェスト制度には、紙によ
22 る複写式の伝票と、インターネットを活用した電子マニフェストがあります。

24 や 行

25 溶融スラグ

26 ごみの焼却残さ等を高温で加熱溶融し、冷却固化したものです。溶融スラグ化するとダイオ
27 キシン類のような化学物質は分解され、重金属は溶融スラグのガラス質と一体化して外には出
28 ないようになります。このような安全化を図って、JISの規格に適合した溶融スラグは路盤
29 材やコンクリート骨素材等として再利用されます。

31 容器包装リサイクル法

32 正式名称は「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」といい、一般廃
33 棄物の容積の約6割を占める容器包装ごみの減量化を図り、リサイクルを積極的に進めるため、
34 平成7（1995）年6月に制定され、平成9（1997）年4月から施行されています。消費者が分別
35 排出し、市町村が分別収集し、事業者が再商品化するというそれぞれの役割分担が示されてい
36 ます。

ら 行

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16

ライフサイクル

ライフサイクルとは、ある物や仕組み・プロセスが誕生してから終わるまでの一連の段階を意味していますが、本編で使用している「ライフサイクル」は、特に製品を製造するための資源投入から、製品が使用された後廃棄されるまでの一連の流れを意味しています。ライフサイクルが長い製品はすぐに廃棄されることはなく長く使用されるため、このような製品を使うことは廃棄物の削減にも貢献できます。

Renewable(リニューアブル)

「Renewable」とは、「再生可能な」という意味です。行動としては、再生不可能な資源から再生可能な資源に替えることを指しています。例えば、プラスチック製の文具を「バイオマスプラスチック」製に替えることが「Renewable」の取組の一つです。プラスチックは石油を原料として製造されており、一度採掘して使用した石油を再生することはできません。一方、バイオマスプラスチックは植物などを原料としています。植物は原料として使用しても、再び生産することができるので、再生可能な資源と言えます。